

昭和四十六年十月十五日発行

# 人口問題研究

貸出用

第 120 号

昭和 46 年 10 月刊行

## 調査研究

農家年齢構造の変動と負担指数.....	林山本道子	1~22
第5次出生力調査結果の分析(6).....	小林和正	23~44

## 資料

ヨーロッパは老いつつある...		
新しい人口政策の必要に鑑みて(高橋真一).....		45~49
ヨーロッパの二つの国際条約:		
ヨーロッパ社会憲章とヨーロッパ社会保障条約(室 三郎).....		50~59

## 書評

R・プレッサ著『人口』(黒田俊夫).....		60
大橋隆憲編著『日本の階級構成』(柴田弘捷).....		61

## 雑報

人事の異動——定例研究報告会の開催——資料の刊行——外国関係機関からの本研究所来訪者——日本統計学会第39回総会——第2回アジア人口会議第2回準備委員会——各国国立研究機関の人口研究に関する専門家会議——国際家族計画連盟西太平洋地域セミナー——国際家族計画広報活動セミナー——第2回ヨーロッパ人口会議.....		62~70
---	--	-------

## 調 査 研 究

# 農家年齢構造の変動と負担指数

林 茂・山本道子

### 目 次

#### 序

- 1 農家年齢構造の変動と負担指数
- 2 農村類型別農家階層別の人口負担構造
- 3 農村類型別農家階層別基幹労働力の変動
- 4 農村類型別農家階層別労働単位当り消費負担指数

#### 結 語

#### 序

高度経済成長下に、非農林部門の労働需要は急進展し、農家労働力は新規学卒と若年層を主体とし既就業者をあわせ持続的に流出をつづけ、農業就業人口はここ数年来年率約3%の減退を示し45年世界農林業センサスの結果によると農業就業人口は1025万となり、40年に比し14.7%の減退を記録している。しかし、主たる流出源の収縮とともに若年層の離村的流出は後退し代って世帯主等中高年層の通勤形態による流出が増加し、中高年層の滞留と老齢農業者の増加が著しい。それは、農業近代化の基本線に添う就業構造の近代化を示すことなく、農家労働力の劣質化と不足の訴えを強くし、農業生産の弱体化と農民生活の後退をもたらしている。

われわれは、その実態を具体的に把握するため「農村における家族構成と就業形態の変化に関する」実地調査（昭和44年度）を施行し、すでに本誌116号にもその結果の一部を報告した<sup>1)</sup>。

以下においては、更に農家年齢構造の変貌を負担構造変動の側面からとらえ、同時に家族労働力における基幹労働力と補助的労働力との交替の関連からみた、就業構造の変動を中心として、労働力需給構造の変動下に遂行されつつある農家労働力の対応と、それが人口の社会的再生産過程の上に果しつつある、その機能の変動と将来への展望に対する農民意識等について若干の検討をこころみたい。

### 1 年齢構造の変動と負担指数

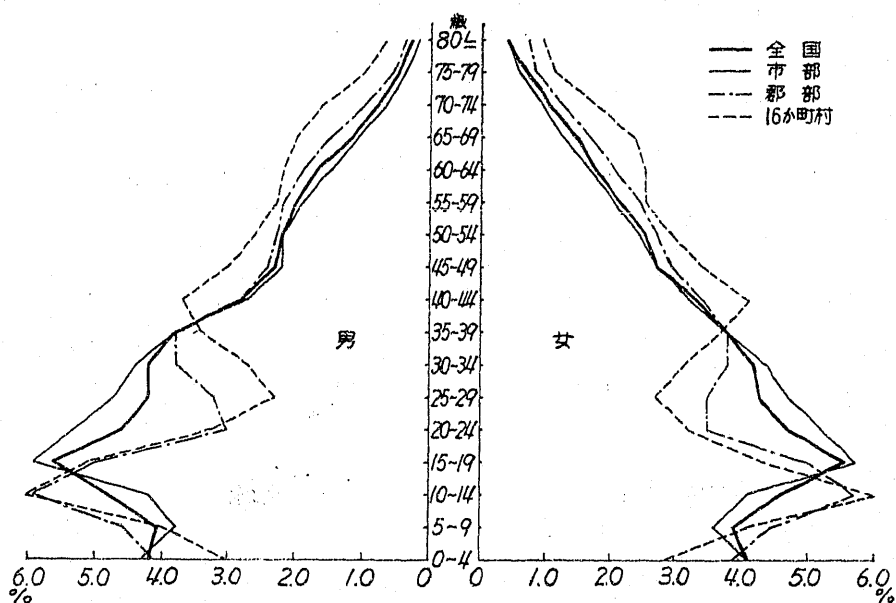
すでに、前稿でも指摘したごとく、高度経済成長下に青壮年労働力の多くを流出した農家の年齢構成は、その本来の農村型（中くぼみ）を、いっそう強く推進しながら更に幼少年層の収縮と、中高年層とくに老年層の肥大をきたしているが、調査対象となった16カ町村の年齢構成の実態を、全国、市部、郡部との対比においてみると表1および図1に示すごとくである。

1) 林 茂稿「高度経済成長下における農村人口の変貌—構造激変期の実態と対策論的一考察—」『人口問題研究』第116号、昭和45年。

表1 男女年齢5歳階級別構造係数

年 齢	全 国		市 部		郡 部		調 査 町 村	
	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	100.0		100.0		100.0		100.0	
0 ~ 4	4.2	4.1	4.3	4.1	4.1	3.9	2.8	3.0
5 ~ 9	4.1	3.9	3.8	3.6	4.6	4.5	4.1	4.0
10 ~ 14	4.8	4.6	4.2	4.1	5.9	5.7	6.0	6.0
15 ~ 19	5.6	5.5	5.9	5.7	5.0	5.0	4.4	5.1
20 ~ 24	4.6	4.7	5.3	5.2	3.0	3.5	3.2	3.2
25 ~ 29	4.2	4.3	4.7	4.7	3.2	3.5	2.7	2.3
30 ~ 34	4.2	4.2	4.4	4.4	3.8	3.8	3.1	2.7
35 ~ 39	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.4
40 ~ 44	2.8	3.3	2.7	3.2	2.8	3.4	4.1	3.7
45 ~ 49	2.3	2.7	2.2	2.7	2.4	2.9	3.4	3.0
50 ~ 54	2.2	2.5	2.2	2.4	2.3	2.7	2.9	2.6
55 ~ 59	2.0	2.1	1.9	2.0	2.2	2.4	2.5	2.3
60 ~ 64	1.7	1.7	1.5	1.6	1.9	2.0	2.5	2.2
65 ~ 69	1.2	1.4	1.1	1.2	1.5	1.6	2.3	2.0
70 ~ 74	0.8	1.0	0.7	0.9	1.0	1.2	1.7	1.6
75 ~ 79	0.5	0.7	0.4	0.6	0.6	0.8	1.1	1.0
80 ~ 84	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.5	0.9	0.7
85 ~ 89	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	—	—
90 ~ 94	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
95 ~ 99	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
100 ≤	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—

図1 男女年齢5歳階級別構成図



16カ町村（その所在と標本的諸特性については本誌116号の拙稿参照）の場合、その年齢構成は、市部とまさに対照的で、20~39歳の青壮年層の収縮が顕著である。これに反し、40歳以上中高年層と60~64歳以上老年層は他のいずれの場合より顕著に肥大しており、かつ、10~14歳幼少年層はやや肥

大しているがとくに0～4歳の収縮は顕著で、ここ数年来の強い出生抑制傾向を窺うことができる。

これに反し、市部では調査町村と対照的に青壮年層が肥大し老人層は相対的に収縮しており、出生抑制はより早くはじまっているが、0～4歳層は反対に拡大を示し、その影響で全国の場合もその拡大傾向がみられる。その中で町村のみ著しく収縮していることは、重大な問題を警告しているといつてよい。

表2は、更に以上を男女年齢3階級別にみて、その従属人口指数を示したものである。

表2 男女年齢3階級別構造係数

年 齢	実 数				割 合			
	全 国	市 部	郡 部	16か町村	全 国	市 部	郡 部	16か町村
男								
総 数	48,244,445	33,056,248	15,188,197	13,163	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14	12,814,762	8,244,783	4,569,979	3,458	26.6	24.9	30.1	26.3
15～64	32,709,150	23,203,796	9,505,354	8,321	67.8	70.2	62.6	63.2
65≦	2,720,533	1,607,669	1,112,864	1,384	5.6	4.7	7.3	10.5
女								
総 数	50,030,516	33,862,373	16,168,143	13,817	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14	12,351,420	7,927,807	4,423,613	3,370	24.7	23.4	27.4	24.4
15～64	34,218,804	23,863,357	10,355,447	8,882	68.4	70.5	64.0	64.3
65≦	3,460,292	2,071,209	1,389,083	1,565	6.9	6.1	8.6	11.3
0～14歳+65歳	31,347,007	19,851,468	11,495,539	9,777				
15～65歳	66,927,954	47,067,153	19,860,801	17,203				
従属人口指数	46.8	42.2	57.9	56.8				

表3 調査対象地域をふくむ諸県の年齢3階級構造係数と従属人口指数

県 名	年 齢 構 造 係 数 (%)			老年化指数 (%)	平均年齢 (歳)	従 属 人 口 指 数 (%)		
	0～14	15～64	65歳以上			総 数	年少人口	老人人口
全 国	25.6	68.1	6.3	24.5	30.4	46.8	37.6	9.2
山 形	27.6	65.5	6.9	25.1	31.4	52.7	42.1	10.6
岩 手	30.4	63.5	6.1	20.0	29.8	57.6	48.0	9.6
島 根	26.6	63.7	9.7	36.6	33.2	57.0	41.7	15.3
広 島	24.2	68.1	7.7	31.8	31.9	46.9	35.6	11.3
徳 島	23.7	69.9	6.4	27.0	32.1	43.2	34.0	9.2
宮 崎	26.5	67.8	5.7	21.3	30.3	67.8	39.2	8.4

昭和40年の国勢調査

表1によって、すでにその概貌を窺ったところであるが、16カ町村の男女とも0～14歳人口の割合は全国に比し余り変りはないが、郡部はむしろ高めであるのは、出生抑制開始のおくれを反映するであろう。これに反し、65歳以上老齢人口は肥大し、15～64歳生産年齢人口は著しく収縮しているから、調査町村の生産年齢人口の単位当りが負担すべき扶養人口割合は、全国(46.8)に対し、より高く(56.8)、とくに市部(42.2)に対しはるかに加重されている。

なお、また、以下本稿においてとりあげる調査地域をふくむ山形、岩手、島根、広島、徳島、宮崎の各県についてその年齢3階級別人口の構成をみると表3に示すように、年少人口、生産年齢人口は

全国の場合とそれぞれの過不及を示すが、殆んどの場合65歳以上人口の肥大がみられ、平均年齢を高くし、従属人口指数を高くしている。とくに、山形、島根、広島等人口流出のはげしい過疎地域をふくむ諸県の老人人口の肥大が明白で、宮崎、岩手をふくめ辺境の農業県では、全国の場合より生産年齢人口単位当りの負担すべき人口比重は加重されており、広島は全国並み徳島はやや低位にあることがみられる。

表 4A 農村類型別農家階層別年齢構造と従属人口指数

町 村	年 齢 構 造 係 数 (%)			老年化指数 (%)	平均年齢 (歳)	従 属 人 口 指 数 (%)		
	0 ~ 14	15 ~ 64	65歳以上			総 数	年少人口	老人人口
川井村	34.6	56.6	8.8	25.3	30.8	76.7	61.2	15.5
上層	35.1	55.7	9.3	26.4	29.8	79.6	63.0	16.6
中層	34.6	55.3	10.1	29.1	30.0	80.7	62.6	18.2
下層	33.0	62.2	4.8	14.5	31.1	60.8	53.1	7.7
藤島町	22.6	68.2	9.2	40.9	34.0	46.7	33.2	13.6
上層	24.1	69.1	6.8	28.1	33.0	44.7	34.9	9.8
中層	22.6	67.6	9.7	43.0	34.0	47.8	33.4	14.4
下層	22.0	67.9	10.1	46.0	34.4	47.2	32.3	14.9
安佐町	18.4	66.0	15.7	85.5	37.9	51.6	27.8	23.8
上層	19.6	67.1	13.4	68.1	44.3	49.1	29.2	19.9
中層	17.7	63.8	18.6	105.1	39.1	56.8	27.7	29.1
下層	3.2	80.6	16.1	500.0	36.7	24.0	4.0	20.0
羽須美村	23.0	60.4	16.6	72.0	38.8	65.5	38.1	27.4
上層	23.7	60.6	15.6	65.9	39.1	65.0	39.2	25.8
中層	22.6	59.9	77.5	77.5	39.5	67.0	37.8	29.3
下層	10.0	70.0	20.0	200.0	34.4	42.9	14.3	28.6
木次町	24.6	62.1	13.3	54.1	36.5	61.1	39.6	21.4
上層	27.0	62.5	10.5	68.1	41.8	59.9	43.1	16.8
中層	24.7	61.6	13.7	105.1	36.9	62.3	40.1	22.3
下層	11.5	65.4	23.1	500.0	34.8	52.9	17.6	35.3
勝浦町	23.9	64.4	11.7	48.7	34.7	55.3	37.2	18.1
上層	24.2	63.9	11.9	49.2	34.3	56.6	37.9	18.7
中層	23.5	65.2	11.3	48.2	35.0	53.4	36.0	17.3
下層	24.8	63.0	12.3	49.4	34.4	58.8	39.4	18.1
日南市	25.4	61.9	12.6	49.6	35.3	61.4	41.1	20.4
上層	24.5	65.0	10.5	43.1	33.6	53.8	37.6	16.2
中層	24.7	61.8	13.5	54.6	35.9	61.8	40.0	21.8
下層	28.7	58.9	12.3	42.9	35.0	69.6	48.7	20.9
清武町	27.8	64.9	7.3	26.3	30.4	54.0	42.8	11.2
上層	26.4	65.9	7.7	29.2	25.2	51.7	40.0	11.7
中層	28.6	65.5	5.8	20.4	29.8	52.6	43.7	8.9
下層	27.0	64.0	9.1	33.6	34.1	56.4	42.8	11.2

## 2 農村類型別農家階層別人口負担構造の特質

以下、更に進んで上記各県下の調査対照地域8カ町村について年齢3階級別構造によって生産人口の負担すべき従属人口の関連をみて、その農村類型別、農家階層別差異を検討しよう(表4参照)。

元来、人口構造を中心とする人口論的な農村の役割として、戦前とくに強調されたのは、その人口養育的、養老的機能であった<sup>2)</sup>。都市産業の労働需要に即応する農村人口の多産と、不用となった労働力の扶養、そのプールの機能に即するものであることはいうまでもない。

その限り農村人口の構造は、青壮年人口を欠如する中くぼみ型を特色とし、不況による逆流あるいは流出の停滞によるその正常化は却って潜在失業次三男問題を深刻化するという異常性をもっていた。

高度経済成長下の労働需要の急進展は青壮年労働力の流出を強く押し進め「青年なき村」を出現させた。加えて出生抑制の強化によって幼少年層の著しい収縮をきたし反対に老年層を肥大し堆積した。

養育機能の低下と養老機能の強化が要請されているといえる。

この特質は、人口流出の著しい中国地方に典型的といてよい安佐町の場合に窺うことができる。年少人口の収縮(18.4)の反面老人人口の肥大(15.7)がみられ、とくに上層農における年少人口の収縮が著しい(3.2)。

また、とくに島根県下の過疎地域の羽須美では、幼少年人口の相対的収縮(23.0)と老人人口の肥大(16.6)および生産年齢人口の相対的収縮(60.4)が現われ、したがって、その従属人口の指数を大(65.5)としている。ここでは、とくに上層の老年指数が大である。木次にも、類似の形態がみられる。

かように概して幼少年層の収縮をみせ老年層肥大の傾向のなかで、なお、幼少年層が比較的大(34.6)で、老年層の比較的小さい(8.8)村として岩手県の川井をみることができるが、しかし同時にその生産年齢人口は収縮し(56.6)、したがって、従属指数を著るしく大(76.7)にしているが、年少人口従属指数の大(61.2)なることが注目される。青壮年人口の流出出稼によって生産担当層を失っている実相をよみとることができるが、この傾向は中下層農家にとくに典型的に現われていることが注目される。

これに反し、山形県庄内の藤島の場合は、生産年齢人口の比重高く(68.2)、幼少年層は相対的に収縮し(22.6)、老人層もそれ程肥大せず(9.2)、したがって、従属指数を低下(46.7)しているが、この傾向はとくに上層農に典型的に窺われる。

表4B 藤島町を100をとする老年化および従属人口指数

町 村	老 年 化 指 数	従 属 人 口 指 数	町 村	老 年 化 指 数	従 属 人 口 指 数
川 井 村	61.9	164.2	木 次 町	132.3	130.8
上 層	64.5	170.4	上 層	166.5	128.3
中 層	71.1	172.8	中 層	257.0	133.4
下 層	35.5	130.2	下 層	489.0	113.3
藤 島 町	100.0	100.0	勝 浦 町	501.7	118.4
上 層	68.7	95.7	上 層	120.3	121.2
中 層	105.1	102.4	中 層	117.8	114.3
下 層	112.5	101.1	下 層	120.8	125.9
安 佐 町	209.0	110.5	日 南 市	121.3	131.5
上 層	166.5	105.1	上 層	105.4	115.2
中 層	257.0	121.6	中 層	133.5	132.3
下 層	1,222.5	51.4	下 層	104.9	149.0
羽 須 美 村	176.0	140.3	清 武 町	64.3	115.6
上 層	161.1	139.2	上 層	71.4	110.7
中 層	189.5	143.5	中 層	49.9	112.6
下 層	489.0	91.9	下 層	82.2	120.8

2) 野尻重雄『農民離村の実証的研究』446ページ参照, 昭和17年。

法人問題で世に聞えた、みかん作の徳島県の勝浦では、生産年齢人口の比重が高く(64.4)、従属指数の相対的に低下(55.3)していることがみられ、とくに、中下層にもこの傾向のみられるのは、みかん栽培による労働需要とその生産力を窺わせるといってよい。この勝浦は、米作の藤島と同じように労働生産性、土地生産性ともに高いA級村に属するものである。

宮崎県の清武にみられる幼少年人口と(27.8)生産年齢人口の(65.0)相対的肥大と、老人人口の相対的収縮(7.3)とは、従属指数を少く(54.0)しており、それは老人負担の軽減であり、年少人口の扶養負担を比較的大きくしている。東北の川井の場合と類似性がみられる。

表4Bによって、土地生産性労働生産性ともに高いA級村藤島を基準として、各村の老年化指数と従属人口指数を示してあるが、村の類型によるその差異を示しておりとくに同じ東北型農村の川井、宮崎県の清武との対比によって、生産力と生産構造の差異に基づく人口構造の差異を窺うことができる。

かくて、高度成長下の労働市場の顕著な変動に対応して、戦前にみられた農村人口の機能類型も大きく変動し、扶養負担の構造からいって、ごく大まかには藤島にみられるような比較的均衡のとれた正常型ともいふべきものと、川井、清武、日南等になおみられる養育的のものと、羽須美、木次、安佐等にみられる養老的のものとその機能類型を抽象的に類別することができるであろう。しかし、具体的には、それぞれの数値によって示されるようにそれらの混合型である場合もみられることはいうまでもない。

そして、それが本来それぞれの村の生産構造に即応してとられた年齢構造であることが注意されねばならないが、生産年齢人口単位当たりが負担せしめられつつある非生産年齢人口数たる負担係数が著るしく大なることは、その人口構成の不健全というより、むしろその農業生産そのものの著しい後退を物語るものといつてよい。そして、多くの場合、農家所得にしめる農外所得の増大傾向に即応する就業構成がとられていることもいうまでもないことである。

かくて、生産年齢人口の移動喪失によって農家人口は、土地生産性、労働生産性ともに低位の過疎地域のC級村ほど、そして下層農家ほどそして人口流出のはげしい兼業化農村ほど老人人口の肥大を固定化しつつ、養育的機能というより、むしろ養老負担をより強く要請されつつあるといつてよい。

安佐、羽須美、木次等の老年化指数は、ヨーロッパ先進工業国の水準をこえるものがあり、従属人口指数も多くの場合、ヨーロッパ工業国の水準をこえている。

とくに、近来は、再生産年齢人口の喪失によって、全般的に養育的機能の顕著な低下のみられることが注目されねばならない。ただ、なお、後進的なC級村に養育的機能の残されていることも人口再生産構造推移の過渡的形態として注目に値するところである。

そして、戦前家父長的家族制度のもとに、老人人口は家族によって扶養され、社会問題となることは少なかったが、戦後は家族制度の崩壊、核家族化の進行があり、老人の生活保障が社会問題として重要性をおびているとき、かよう老人扶養の加重は、まさに農村農家にとって深刻な問題となりつつあるといわねばならない。

### 3 農家階層別基幹労働力の変動

以上のような急激な農家青壮年人口の減退は、当然農家の基幹労働力の減退として現われるが、家族労働力の基礎の上にたつ農民経営と生活にとってその根底をゆるがす問題であるといわねばならない。農民経営は機械装備率をあげ、家族労働力の再配置によってこれに対応する他はない。

農林省「農家就業動向調査」によれば、昭和38～43年の間に、農業を主とする労働力は1084万から

917万へ約167万の減退を示したが、補助的な労働力は497万から512万へ15万の増加を示している。

農家の主たる労働力は基幹的恒常的であり補助的労働力は浮動的で時に応じて労働力となり、非労働力化するとされているが、以下われわれの实地調査によって、農家の主たる労働力と補助的な労働力の構成を、村別、階層別に検討しよう。

表 5 A 農家階層別年齢別農業労働力構成  
(藤 島 町 男)

年齢階級	中心となって農業を行う				補助・日曜・祭日・農繁期			
	1.0ha未満	1.0～2.0	2.0ha以上	計	1.0ha未満	1.0～2.0	2.0ha以上	計
実数	52	65	236	353	50	32	100	182
割合								
10～14	—	—	—	—	—	—	1.0	0.5
15～19	—	3.1	3.8	3.1	4.0	9.4	6.0	6.0
20～24	—	3.1	13.1	9.3	6.0	12.5	10.0	9.3
25～29	1.9	12.3	11.0	9.9	14.0	3.1	4.0	6.6
30～34	11.5	6.2	11.9	10.8	8.0	6.3	3.0	4.9
35～39	11.5	18.5	16.5	16.1	18.0	6.3	2.0	7.1
40～44	13.5	18.5	18.6	17.8	12.0	9.4	5.0	7.7
45～49	11.5	10.8	12.3	11.9	8.0	3.1	9.0	7.7
50～54	17.3	10.8	9.3	10.8	8.0	15.6	14.0	12.6
55～59	9.6	7.7	2.1	4.2	6.0	3.1	19.0	12.6
60～64	17.3	6.2	1.3	4.5	10.0	28.1	16.0	16.5
65～69	5.8	1.5	—	1.1	6.0	—	7.0	5.5
70～74	—	—	—	—	—	—	2.0	1.1
75～79	—	1.5	—	0.3	—	3.1	2.0	1.6
80≤	—	—	—	—	—	—	—	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 5 B  
藤 島 町 (女)

年齢階級	中心となって農業を行う				補助・日曜・祭日・農繁期			
	1.0ha未満	1.0～2.0	2.0ha以上	計	1.0ha未満	1.0～2.0	2.0ha以上	計
実数	43	36	131	210	51	46	138	235
割合								
10～14	—	—	—	—	—	—	0.7	0.4
15～19	—	—	1.5	1.0	—	2.2	4.3	3.0
20～24	—	5.6	9.9	7.1	9.8	13.0	12.3	11.9
25～29	11.6	22.2	15.3	15.7	11.8	8.7	8.0	8.9
30～34	30.2	22.2	19.1	21.9	7.8	8.7	6.5	7.2
35～39	16.3	19.4	25.2	22.4	17.6	6.5	9.4	10.6
40～44	20.9	16.7	16.0	17.1	13.7	15.2	14.5	14.5
45～49	18.6	5.6	8.4	10.0	9.8	10.9	17.4	14.5
50～54	2.3	5.6	2.3	2.9	9.8	17.4	10.9	11.9
55～59	—	—	0.8	0.5	17.6	10.9	8.0	10.6
60～64	—	2.8	—	0.5	2.0	6.5	3.6	3.8
65～69	—	—	1.5	1.0	—	—	2.9	1.7
70～74	—	—	—	—	—	—	0.7	0.4
75～79	—	—	—	—	—	—	—	—
80≤	—	—	—	—	—	—	0.7	0.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



まず、山形県庄内におけるA級米作村というべき藤島についてみよう。そこに、われわれは農業における主たる労働力（中心となって農業を行う）の比較的正常な型ともいうべきものが一定階層において保持されていることをみることができ（表5A, B参照）。

年間中心となって農業労働に従事するものは、男女計563名（57.45%）で補助者417名（42.55%）より多く、その年齢構造は男子の中心者では40～44歳（17.8%）、35～39歳（16.1%）、45～49歳（11.9%）で働き盛りの中年層に中心があり（45.8%）、かつ、20～29歳の青年層もかなり（20%）いることが注目される。

女子の場合は、男子より一階層低い35～39歳（22.4%）、30～34歳（21.9%）、40～44歳（22.4%）に集中しており（66.7%）、中年前後の夫婦が揃って、20歳代のあとつぎ夫婦と一緒に農業中心の家族労働力を構成している形がみられる。この形は上層にとくに典型的である。

農業補助者の場合は、女子235名（23.98%）の方が男子182名（18.57%）より多く、年齢的にはその巾はやや広く男子は55～64歳（46.5%）を中心としているが20歳代の青年層もかなりふくまれ、女子の場合は40～59歳に50%余をしめ、60歳からは激減している。女子労働力の生理的限界を窺わせるか、その線のなお守られていることにより多く注目すべきであろう。

経営階層別に若干注目すべき点をあげると男子の主たる従事者の階層別割合の差異はきわめて明白である。2ha以上層の場合は、1ha未満層と対比して、質的な格差は明白である。とくに20歳台の割合は上層に高く（13～11%）、下層は2%にみえない。また2ha以上層では40～44歳層でピークにたっし、20～54歳層で92%をしめている。60～64歳は1.3%にすぎないが、1ha未満層では30～54歳層で65%をしめ、60～69歳層が23%をしめている。1～2ha層はおよそその中間にあるといえよう。

女子の場合は、上層はその年齢の巾が広くそれだけ労働需要を示すが、下層は高齢者は見当らない。

ところが、男子補助者は、下層に青壮年層の割合がやや高く25～29歳（14%）、35～39歳18%をしめるが、上層では若年層の比率はやや低く、高年層の割合が高い。60歳台で23%をしめている。

女子の補助者も階層的傾向は、ほぼこれに似ている。2ha以上層の労働需要に照応するであろう。

そして、労働生産性土地生産性ともに低位のC級村というべき岩手県川井村の場合は、男子の主たる農業従事者187名（31.53%）が補助者158名（26.64%）より多いが、藤島の場合と対照的に1ha未満の零細層にその過半が吸収されまた男子の補助的従事者も下層に多く存在している。女子の主たる従事者数は55名（9.27%）にすぎないが、補助者は193名（32.55%）を数えているがいずれも1ha未満層に過半数をしめている。

ここでも補助者の年齢的巾は広いが、各層とも男子若年層（15～39歳）の補助者が50～55%いることが注目される（表6参照）。

東北山村にも人口流出の波はおしよせ、川井も藤島とほぼ同じく昭和30～35年は3.3%、35～40年は10.7%の人口減少を示しているが、役肉牛飼育と養蚕および水稲作との関係から、零細層になお相対的に多くの農業従事者をかかえ、しかも、専従者として吸収する力はなく、多くの補助者を固定化している場合といえよう。

かくて、男子基幹労働力の優位性は藤島の上層専門層に典型的にみられるとあってよいが、それは後述のように世帯主およびあとつぎの労働力率が上層では高度成長下の農村においても比較的安定的傾向を示しているひとつの場合で、それは、またこの地域における2ha以上層農家の増加傾向にも反映しているといえる。その反面は、階層分解の対極にある下層農家の人口流出と男子基幹労働力の著減、補助的労働力の増加にみられるとあってよいが、それは、また当然に零細農家の減退傾向を反映する。

表 6A 農家階層別年齢別農業労働力構成  
(川井村 男)

年齢階級	中心となって農業を行う				補助・日曜・祭日・農繁期			
	1.0ha未満	1.0~2.0	2.0ha以上	計	1.0ha未満	1.0~2.0	2.0ha以上	計
実数	110	43	34	187	93	38	27	157
割合								
5~9	—	—	—	—	—	—	3.7	0.6
10~14	—	—	—	—	1.1	—	—	0.6
15~19	—	—	—	—	10.8	13.2	7.4	10.8
20~24	—	2.3	—	0.5	6.5	15.8	7.4	8.9
25~29	1.8	2.3	5.9	2.7	10.8	5.3	7.4	8.9
30~34	9.1	7.0	—	7.0	15.1	15.8	14.8	15.2
35~39	14.5	18.6	29.4	18.2	11.8	10.5	14.8	12.0
40~44	14.5	9.3	23.5	15.0	8.6	5.3	—	6.3
45~49	10.9	14.0	11.8	11.8	6.5	5.3	—	5.1
50~54	11.8	14.0	2.9	10.7	2.1	2.6	11.1	3.8
55~59	9.1	16.3	20.6	12.8	2.1	13.2	11.1	6.3
60~64	15.5	7.0	2.9	11.2	9.7	5.3	11.1	8.9
65~69	10.0	4.7	—	7.0	7.5	2.6	7.4	6.3
70~74	1.8	2.3	—	1.6	5.4	—	3.7	3.8
75~79	—	—	2.9	0.5	2.1	5.3	—	2.5
80≤	0.9	2.3	—	1.1	—	—	—	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 6B  
(川井村 女)

年齢階級	中心となって農業を行う				補助・日曜・祭日・農繁期			
	1.0ha未満	1.0~2.0	2.0ha以上	計	1.0ha未満	1.0~2.0	2.0ha以上	計
実数	40	5	10	55	105	52	36	193
割合								
10~14	—	—	—	—	—	—	2.8	0.5
15~19	2.5	—	—	1.8	5.7	3.8	2.8	4.7
20~24	5.0	—	—	3.6	5.7	3.8	8.3	5.7
25~29	7.5	—	10.0	7.3	7.6	5.8	8.3	7.3
30~34	10.0	—	20.0	10.9	13.3	19.2	13.9	15.0
35~39	22.5	40.0	10.0	21.8	13.3	13.5	16.7	14.0
40~44	25.0	40.0	20.0	25.5	14.3	25.0	13.9	17.1
45~49	5.0	—	30.0	9.1	9.5	5.8	8.3	8.3
50~54	10.0	20.0	10.0	10.9	9.5	9.6	13.9	10.4
55~59	5.0	—	—	3.6	5.7	3.8	8.3	5.7
60~64	5.0	—	—	3.6	7.6	3.8	—	5.2
65~69	—	—	—	—	3.8	3.8	2.8	3.6
70~74	—	—	—	—	2.9	—	—	1.6
75~79	2.5	—	—	1.8	1.0	1.9	—	1.0
80≤	—	—	—	—	—	—	—	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

しかし、このような主たる労働力と補助者の配分の正常型というべきものにも、なお多くの歪みのあることは否定し得ない。いま、それを比較的多くの基幹労働力を流出している中国型の典型ともいうべき安佐の場合と、みかん作の労働需要を有する徳島県勝浦の場合と対比しながら検討しよう。

安佐の場合は昭和35~40年の人口減退は19%にたっているが、藤島とは対照的に農業に主として

表 7A 農家階層別年齢別農業労働力構成  
(安 佐 町 男)

年齢階級	中心となって農業を行う				補助・日曜・祭日・農繁期			
	0.5ha未満	1.0~2.0	1.0ha以上	計	0.5ha未満	0.5~1.0	1.0ha以上	計
実数								
総数	55	66	8	129	88	64	13	165
割合								
15 ~ 19	—	—	—	—	1.1	1.6	—	1.2
20 ~ 24	—	—	—	—	4.6	10.9	23.1	8.5
25 ~ 29	1.8	—	25.0	2.3	10.2	9.4	—	9.1
30 ~ 34	—	1.5	12.5	1.6	12.5	12.5	—	11.5
35 ~ 39	5.5	6.1	—	5.4	13.6	10.9	7.7	12.1
40 ~ 44	7.3	3.0	—	4.7	17.0	14.1	7.7	15.2
45 ~ 49	5.5	7.6	12.5	7.0	17.0	7.8	23.1	13.9
50 ~ 54	7.3	15.2	37.5	13.2	6.8	9.4	7.7	7.9
55 ~ 59	14.5	9.1	12.5	11.6	4.6	4.7	7.7	4.8
60 ~ 64	18.2	15.2	—	15.5	4.6	—	—	2.4
65 ~ 69	18.2	18.2	—	17.1	—	4.7	7.7	2.4
70 ~ 74	9.1	19.7	—	14.0	4.6	1.6	—	3.0
75 ~ 79	7.3	3.0	—	4.7	3.4	9.4	7.7	6.1
80 ≤	5.5	1.5	—	3.1	—	3.1	7.7	1.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 7B  
(安 佐 町 女)

年齢階級	中心となって農業を行う				補助・日曜・祭日・農繁期			
	0.5ha未満	0.5~1.0	1.0ha以上	計	0.5ha未満	0.5~1.0	1.0ha以上	計
実数								
総数	91	48	7	146	69	85	10	164
割合								
15 ~ 19	—	—	—	—	—	—	—	—
20 ~ 24	1.1	—	—	0.7	1.5	8.2	10.0	5.5
25 ~ 29	2.2	—	—	1.4	7.3	7.1	—	6.7
30 ~ 34	7.7	4.2	—	6.2	13.0	3.5	—	7.3
35 ~ 39	6.6	16.7	—	9.6	13.0	8.2	10.0	10.4
40 ~ 44	18.7	22.9	28.6	20.5	10.1	12.9	10.0	11.6
45 ~ 49	9.9	14.6	42.9	13.0	10.1	7.1	30.0	9.8
50 ~ 54	14.3	6.3	14.3	11.6	14.5	5.9	—	9.1
55 ~ 59	7.7	4.2	—	6.2	4.4	8.2	—	6.1
60 ~ 64	8.8	10.4	—	8.9	5.8	9.4	30.0	9.1
65 ~ 69	12.1	12.5	—	11.6	5.8	9.4	—	7.3
70 ~ 74	8.8	8.3	—	8.2	10.1	10.6	—	9.8
75 ~ 79	2.2	—	14.3	2.1	4.4	7.1	—	5.5
80 ≤	—	—	—	—	—	2.4	10.0	1.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

従事するものは男女計 275名(45.53%)であるが、補助的な従事者は 329名(54.47%)で量的にも前者を上回る典型的な場合を示している(表7参照)。

そして、男子の農業主たる従事者は 129名(21.36%)であるが補助者は 165名(27.32%)、女子の農業主たる従事者146名(24.17%)、同補助者164名(27.15%)より少なく、女子労働と補助者にウェイトがかかっていることを示している。

男子の主たる従事者が女子の主たる従事者を上回るのは、この地方で農業らしい農業を営む 0.5~

表 8A 農家階層別年齢別農業労働力構成  
(勝 浦 町 男)

年齢階級	中心となって農業を行う						補助・日雇・祭日・農繁期					
	0.5ha 未満	0.5~ 1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0	2.0ha 以上	計	0.5ha 未満	0.5~ 1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0	2.0ha 以上	計
実数												
総数	52	73	63	47	21	256	48	63	28	22	6	167
割合												
15 ~ 19	—	—	—	—	—	—	—	—	3.6	—	—	0.6
20 ~ 24	1.9	4.1	3.2	6.4	9.5	4.3	2.1	3.2	17.9	9.1	—	6.0
25 ~ 29	7.7	1.4	4.8	6.4	14.3	5.5	4.2	1.6	10.7	4.5	—	4.2
30 ~ 34	3.8	13.7	9.5	10.6	9.5	9.8	14.6	12.7	—	9.1	—	10.2
35 ~ 39	3.8	9.6	9.5	14.9	9.5	9.4	18.8	17.5	14.3	—	—	14.4
40 ~ 44	17.3	9.6	7.9	19.1	33.3	14.5	12.5	15.9	7.1	4.5	—	11.4
45 ~ 49	5.8	5.5	17.5	21.3	9.5	11.7	14.6	12.7	7.1	9.1	—	11.4
50 ~ 54	5.8	9.6	11.1	8.5	—	8.2	20.8	1.6	7.1	—	—	7.8
55 ~ 59	13.5	20.5	14.3	4.3	4.8	13.3	—	11.1	3.6	9.1	—	6.0
60 ~ 64	11.5	11.0	6.3	6.4	4.8	8.6	2.1	11.1	7.1	—	16.7	6.6
65 ~ 69	19.2	11.0	4.8	2.1	—	8.6	4.2	6.3	10.7	36.4	16.7	10.8
70 ~ 74	7.7	4.1	9.5	—	—	5.1	4.2	1.6	7.1	13.6	33.3	6.0
75 ~ 79	1.9	—	1.6	—	4.8	1.2	2.1	4.8	3.6	—	33.3	4.2
80 ≤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.5	—	0.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

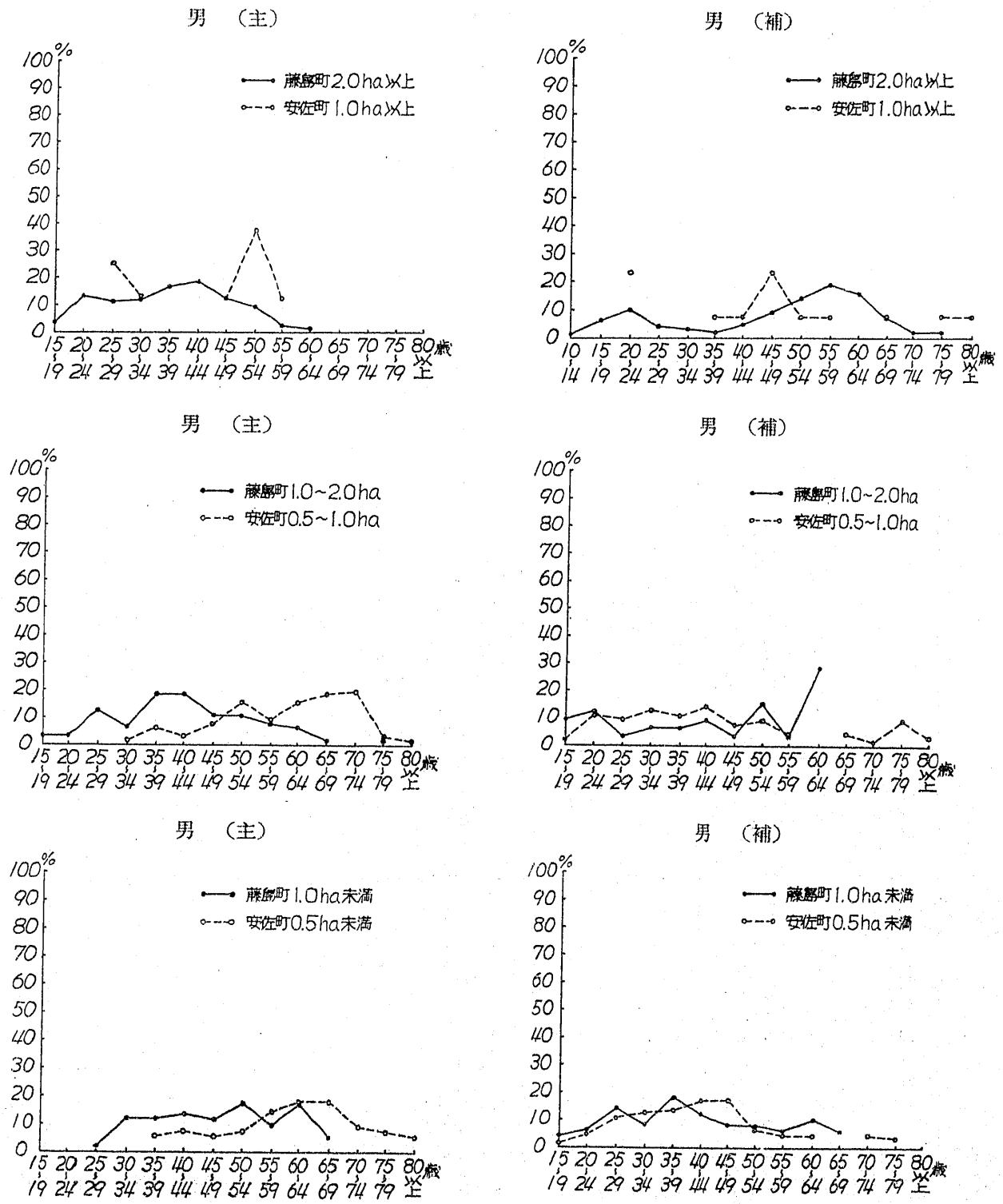
表 8B (勝 浦 町 女)

年齢階級	中心となって農業を行う						補助・日雇・祭日・農繁期					
	0.5ha 未満	0.5~ 1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0	2.0ha 以上	計	0.5ha 未満	0.5~ 1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0	2.0ha 以上	計
実数												
総数	33	63	34	22	12	164	36	53	38	27	11	165
割合												
15 ~ 19	—	1.6	—	—	—	0.6	—	—	—	—	—	—
20 ~ 24	3.0	3.2	2.9	9.1	8.3	4.3	5.6	1.9	5.3	11.1	—	4.8
25 ~ 29	9.1	3.2	8.8	9.1	8.3	6.7	2.8	9.4	5.3	3.7	9.1	6.1
30 ~ 34	18.2	20.6	8.8	18.2	—	15.9	5.6	11.3	13.2	11.1	9.1	10.3
35 ~ 39	15.2	12.7	11.8	18.2	25.0	14.6	25.0	9.4	18.4	11.1	9.1	15.2
40 ~ 44	15.2	20.6	26.5	9.1	50.0	21.3	8.3	11.3	7.9	14.8	9.1	10.3
45 ~ 49	6.1	9.5	11.8	13.6	8.3	9.8	22.2	3.8	13.2	7.4	—	10.3
50 ~ 54	9.1	9.5	5.9	13.6	—	8.5	5.6	11.3	2.6	3.7	—	6.1
55 ~ 59	9.1	4.8	8.8	—	—	5.5	5.6	13.2	7.9	11.1	9.1	9.7
60 ~ 64	12.1	7.9	—	9.1	—	6.7	11.1	9.4	13.2	14.8	18.2	12.1
65 ~ 69	3.0	4.8	5.9	—	—	3.7	8.3	11.3	10.5	3.7	27.3	10.3
70 ~ 74	—	1.6	8.8	—	—	2.4	—	3.8	—	—	9.1	1.8
75 ~ 79	—	—	—	—	—	—	—	3.8	2.6	7.4	—	3.0
80 ≤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

1 ha 層からで、0.5 ha 未満では男子補助者と女子中心の農業労働力とあってよい。そして男子の主たる従事者は50~70歳台70%と老齢化を示し、下層ほど老齢の農業主たる労働力が多く70~80歳層がみられる。女子の主たる従事者は40~54歳台で50%をしめ60歳、70歳台に及んでいる。農業労働力の女性化老齢化の現われている典型的な場合である。

これに反し、補助者の場合、その老齢層にも及んでいるが、25~49歳の青壮年層が51%をしめていることが注目される。

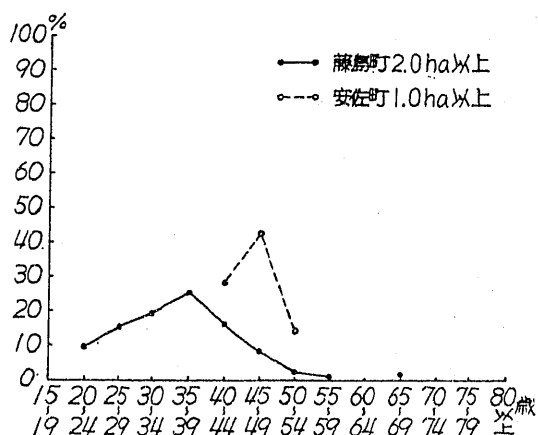
図2 階層別男女年齢別農業従事者割合 (主たる従事者)



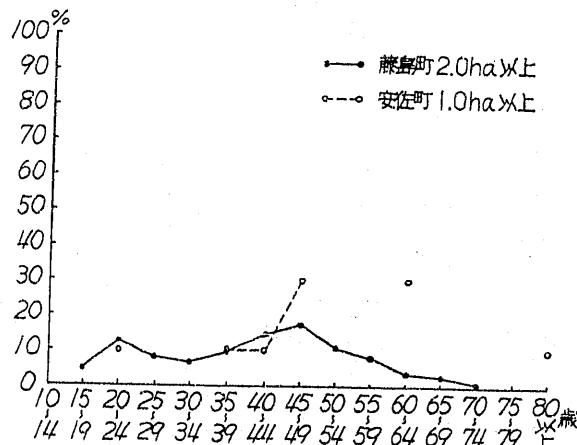
これらの様相は、全体として恰も藤島の場合と対照的な姿を示しているが、藤島とやや類似の場合をみかん作を中心とする勝浦についてみる事ができる(表8参照)。

勝浦は昭和35~40年の人口減少率は5%程度であるが、その土地生産性は抜群に高く、労働生産性

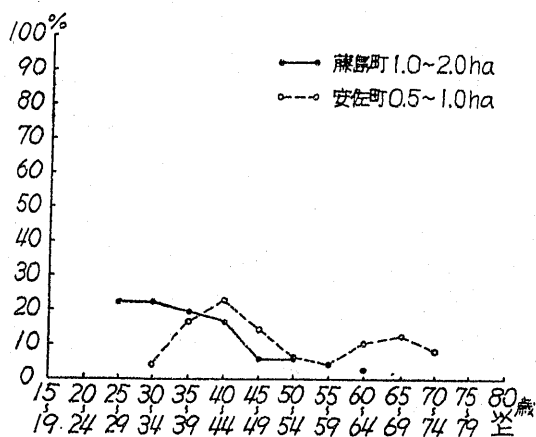
女（主）



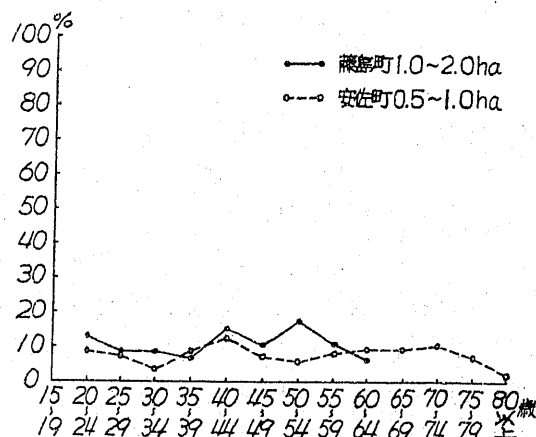
女（補）



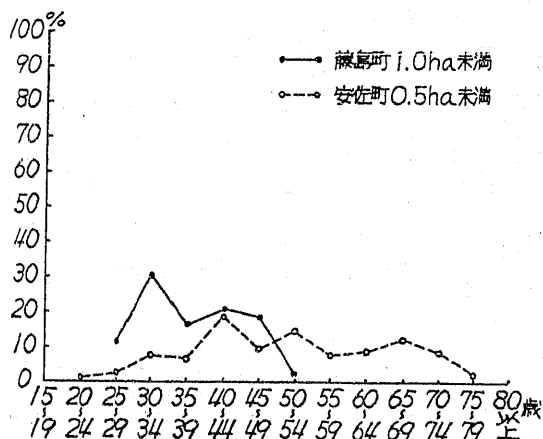
女（主）



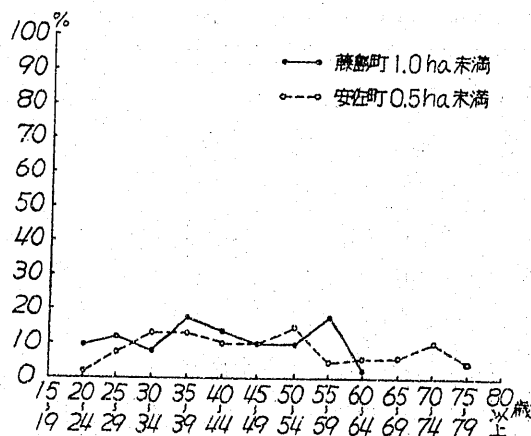
女（補）



女（主）



女（補）



も高いA級村である。みかんの好況とその労働需要を反映して藤島の場合とやや似ているが、男子の主たる従事者257名(34.13%)は女子の主たる従事者164名(22.18%)を上回り、男子の補助者167名(22.18%)、女子の補助者は165名(21.91%)である。安佐と対比してみると男子の主たる従事者は若

年層(20~30歳台)の割合を、より多く(29%)しており、女子の主たる従事者(41.5%)もほぼ同じ傾向をみせている。これに反し補助者の場合は安佐の若年層の割合が高い。男女ともに中心となって働く老齢従事者(60歳以上)の割合は安佐の方に多く、男子老齢補助者の割合は勝浦に多い。0.5 ha 未満層についてみても勝浦の場合は20~30歳台の主たる従事者が17.4%にたっているが、安佐は7.3%にすぎない。

1 ha 未満層に比較的若年層を多く有した川井の場合とは、生産力視点からいってももちろんその意味を異にしている。藤島の場合とやや似ているが、水稲作による農繁期労働の確保の困難さと、みかん採取労働の臨時雇の可能性とも関連して、補助労働の差異がみられる。

図2は、藤島と安佐につき、男女年齢別、農家階層別農業労働力の構成を図示したものである。

以上若干の典型的な場合について農業の主たる労働力と補助的労働力の実態を考察したが、農業内に強い労働需要を有する場合の他は、青壮年労働力の農外産業への流出によって主たる労働力の構成が弱体化し補助的労働力にウェイトのあることがみられた。その階層的規則性は必ずしも明らかでないが、むしろ、相対的に恒常性をもっているといえよう。

このことは、補助労働力として行われる労働内容が特殊技能を要するものがあり、また重労働であって、補助の名目で実質的に主たる労働力の一部を構成している場合があることにも窺われ、若年層の存在もそれを裏書きする場合があろう。

したがって、補助労働力が必ずしも主たる労働力より劣質と切り切れない状態が安佐型にあることは否定し得ない。そして、程度の差はあれ藤島型の場合にも含まれていることは容易に想像される。

これは、あるいみでは統計技術上の問題でもあるが、農林省の農林統計では、従事日数を指標として150日以上を主たる労働力、60~150日を補助的労働力としていることは周知のとおりである。この調査では、usualの状態から対象の主観的判断に基づいて、年間主として農業に従事するものを前者とし、年間補助的に、また農繁期、日曜、祭日にのみ従事するものをふくめ補助者としている。

かくて、都市近郊に立地し兼業化の進んだ農村、或いは労働需要の乏しいC級村ほど、また零細層ほど補助者の比重が高く人口流出のはげしい場合その老齢女性化が現われているが、補助者の中心は20~59歳層にあり、この事実は、それが、たんなる補助でなく、いわんや老人の手間借りでもないことを明らかに示している。程度の差はあれ、東北型、中国型、乃至商品作物の勝浦型の場合も同じである。

労働力不足の進行に対応して省力栽培機械化が進行したが、家族労働力としての若年層を(自家に欠く場合は共同によって)何らかの形で保有しなければならないところに、現在進行しつつある対応(合理化)の矛盾がある。裏からいえば、そのような労働市場がなく、いま、なお両足の産業人口となって、現金収入を確保し、土地を手放さず飯米を自給しようとする志向が依然として強い階層のあることの実体を示すといつてよい。

とくに、米作村における農繁期労働の解消されない段階では、補助労働は必須労働として結びつけられ固定化の傾向を脱しきれないでいるところ<sup>3)</sup>に、旧来の家族労働投下の様式にしがみついているといつてよい実態が窺われる。

それは、青壮年労働力の流出そのものが、農業生産における技術進歩によって労働生産性上昇の結果、内発的に余剰労働力として他部門に排出されたというより、むしろ、他産業との比較生産性の格差によって他部門に吸引された面が強いことの反映といえる。

以上の就業形態を続柄別にみて若干の補足をしておこう(表9 A. B 図3 参照)。

3) 磯辺秀俊編『家族農業経営の変貌過程』1962年所収の金沢夏樹稿「家族経営における生産構造の変貌」29ページ以下参照。

表 9A 農家階層別男女統柄別農業労働力構成 (藤島)

	0.3ha>	0.3~ 0.5	0.5~ 1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0	2.0~ 2.5	2.5~ 3.0	3.0~ 3.5	3.5~ 4.0	4.0~ 4.5	4.5~ 5.0	0.5ha≤	計
(1) 男													
世帯主	100.0	90.0	81.8	67.6	65.6	39.6	46.2	44.1	48.8	38.5	40.0	40.0	53.3
長男	—	10.0	12.1	23.5	19.7	41.7	47.7	40.9	35.4	46.2	40.0	40.0	33.8
二男	—	—	6.1	2.9	6.6	8.3	3.1	5.4	9.8	—	15.0	—	5.8
父, 祖父	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
孫	—	—	—	—	3.3	8.3	3.1	6.5	2.4	11.5	—	10.0	4.0
その他	—	—	—	5.9	4.9	2.1	—	3.2	3.7	3.8	5.0	10.0	3.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(1) 女													
世帯主の妻	100.0	75.0	43.5	57.1	57.7	41.7	42.9	41.8	38.5	39.1	40.0	20.0	46.4
長男の妻	—	16.7	39.1	28.6	19.2	37.5	44.6	40.0	35.4	39.1	50.0	80.0	35.3
二男の妻	—	—	6.5	2.9	5.8	6.3	3.6	5.5	12.3	—	10.0	—	5.8
娘	—	—	8.7	5.7	11.5	6.3	3.6	7.3	7.7	4.3	—	—	6.5
母, 祖母	—	8.3	2.2	—	—	4.2	—	3.6	1.5	4.3	—	—	1.9
孫	—	—	—	—	—	4.2	3.6	—	1.5	4.3	—	—	1.4
その他	—	—	—	5.7	5.8	—	1.8	1.8	3.1	8.6	—	—	2.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(2)~(4) 男													
世帯主	42.1	26.1	28.1	15.9	13.2	30.6	23.6	15.3	16.9	22.7	14.3	—	22.3
長男	28.9	39.1	29.8	30.2	27.6	14.3	6.9	20.8	7.7	9.1	7.1	—	21.8
二男	18.4	21.7	9.1	15.9	23.7	12.2	15.3	18.1	18.5	18.2	7.1	—	16.1
父, 祖父	—	—	1.7	4.8	3.9	4.1	—	5.6	3.1	—	7.1	—	2.7
孫	5.3	13.0	24.8	22.2	22.4	32.7	43.1	36.1	43.1	40.9	57.1	100.0	29.6
その他	5.3	—	6.6	11.1	9.2	6.1	11.1	4.2	10.8	9.1	7.1	—	7.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(2)~(4) 女													
世帯主の妻	25.6	37.5	27.7	15.1	19.3	21.7	24.4	20.0	21.9	6.5	15.0	37.5	22.7
長男の妻	12.8	8.9	8.0	3.8	3.4	1.7	3.7	3.8	1.0	—	—	—	4.3
二男の妻	—	—	0.9	—	—	—	—	1.0	1.0	—	—	—	0.4
娘	35.9	30.4	30.4	35.8	37.5	23.3	24.4	22.9	27.6	35.5	35.0	12.5	29.4
母, 祖母	7.7	3.6	9.8	24.5	20.5	16.7	13.4	23.8	16.2	6.5	20.0	25.0	15.5
孫	17.9	19.6	17.0	18.9	15.9	35.0	34.1	28.6	28.6	41.9	10.0	25.0	24.6
その他	—	—	6.3	1.9	3.4	1.7	—	—	3.8	9.7	20.0	—	3.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図 3 階層別男女統柄別農業従事者割合 (1. 主たる従事者) (2. 補助者)

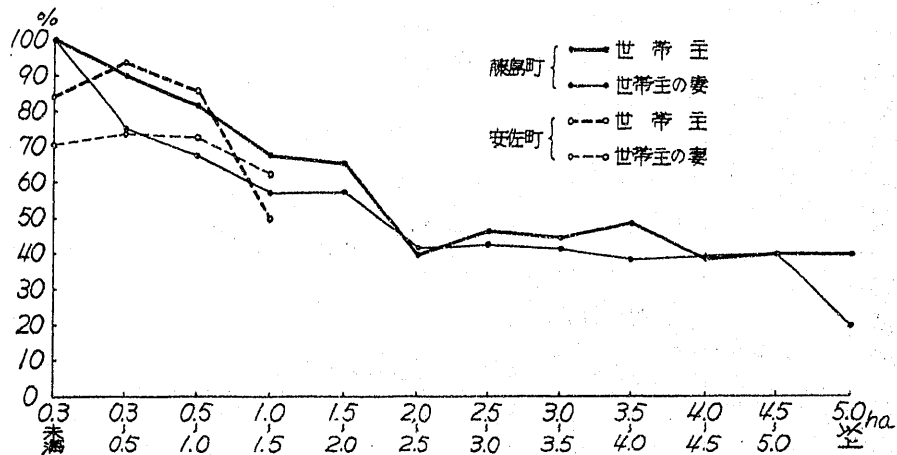




表 9B (安佐)

	0.3ha>	0.3~ 0.5	0.5~ 1.0	1.0~ 1.5	1.5~ 2.0	2.0~ 2.5	2.5~ 3.0	3.0~ 3.5	3.5~ 4.0	4.0~ 4.5	4.5~ 5.0	5.0ha≤	計
(1) 男													
世帯主	77.8	84.6	78.1	42.9	100.0	—	—	—	—	—	—	—	82.0
長男	3.7	—	6.8	21.4	—	—	—	—	—	—	—	100.0	6.3
二男	3.7	—	2.7	21.4	—	—	—	—	—	—	—	—	4.2
父, 祖父	7.4	11.5	12.3	14.3	—	—	—	—	—	—	—	—	11.2
孫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	7.4	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	100.0
女													
世帯主の妻	65.0	68.4	66.3	66.7	100.0	—	—	—	—	—	—	—	66.7
長男の妻	—	10.5	8.4	—	—	—	—	—	—	—	50.0	—	7.2
二男の妻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
娘	—	2.6	2.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.0
母, 祖母	35.0	18.4	22.9	33.3	—	—	—	—	—	—	50.0	—	24.2
孫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	100.0	—	100.0
(2)~(4) 男													
世帯主	43.7	39.7	24.8	40.9	11.1	—	—	—	—	—	—	100.0	35.3
長男	26.7	38.1	36.9	22.7	33.3	—	—	—	—	—	—	—	33.3
二男	18.5	12.7	15.3	22.7	44.4	—	—	—	—	—	—	100.0	16.6
父, 祖父	0.7	—	2.5	4.5	11.1	—	—	—	—	—	—	—	1.6
孫	7.4	8.7	15.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0
その他	3.0	0.8	5.0	9.1	—	—	—	—	—	—	—	—	3.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0
女													
世帯主の妻	42.0	26.0	20.9	37.5	40.0	—	—	—	—	—	—	—	29.1
長男の妻	8.4	9.8	7.0	12.5	—	—	—	—	—	—	—	50.0	8.3
二男の妻	5.0	2.4	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.7
娘	26.1	38.2	48.8	37.5	20.0	—	—	—	—	—	100.0	—	38.9
母, 祖母	9.2	13.8	8.1	—	40.0	—	—	—	—	—	—	50.0	10.1
孫	5.9	8.9	12.8	8.3	—	—	—	—	—	—	—	—	9.4
その他	3.4	0.8	0.6	4.2	—	—	—	—	—	—	—	—	1.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	100.0	100.0	100.0

図 3

(主)

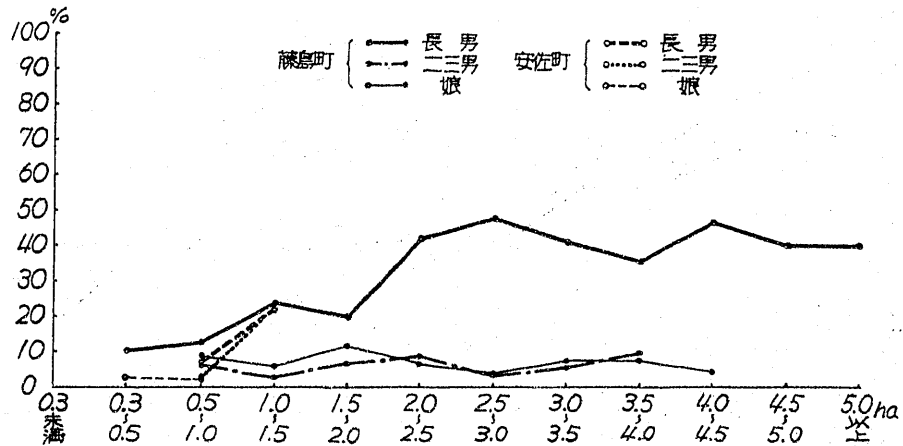
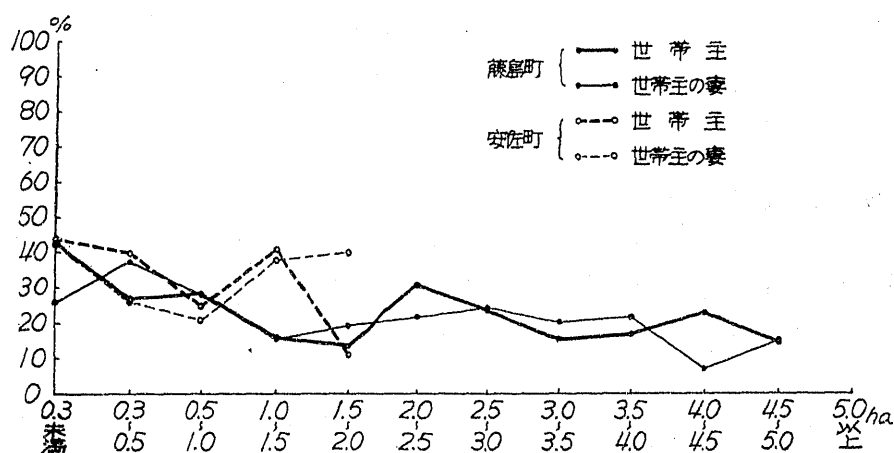
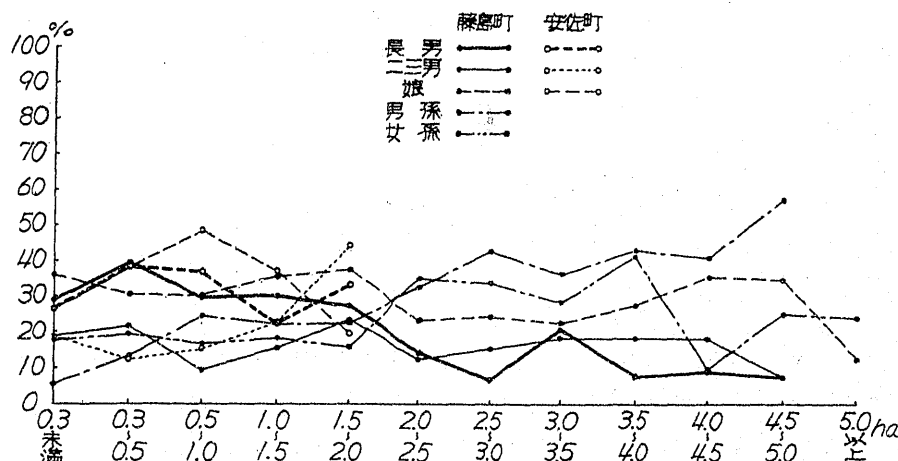


図 3

(補)



(補)



藤島の場合、男子の主たる農業従事者は世帯主の割合が大で(53.3)、とくに1.5~2 ha以下にその比重は高い(56~100)。長男は(33.8)これについているが、その比重は下層に低く上層に高い(10~40)。2 ha以上層では世帯主とはほぼ同じ割合を示している。次、三男(5.8)、その他の比重はきわめて低い、上層ではやや高く(15)上層における若い労働力の存在を示している。

世帯主妻(46.4)および長男妻(35.3)についてもほぼ同じ階層的傾向がみられ、一定階層以上で、父子二世代の農業基幹労働力をみることができる。

農業の補助者の場合は男子では世帯主(22.3)長男(21.8)がその主体であるが、孫が最も多い(29.6)ことが注目される。長男は下層に比重が高く、孫と父は上層に高く、上層における若い労働力と、補助労働力としての父の存在がみられる。女子の場合は、世帯主妻(22.7)と娘(29.4)孫(24.6)が主体で、長男妻は下層にみられる。

かように農業労働力の需要の多い藤島で家族労働力がそれぞれ世帯主同妻、長男同妻、を主体として、構成され補助者も続柄別構成の比重にみられるように性、年齢別にそれなりに合理的配分が行なわれ、主たる労働力と従たる労働力の間にも必ずしも質的格差をいうことはできない。

安佐の場合は主たる従事者は圧倒的に世帯主(82.0)とその妻(66.7)でしめられ、父祖父および母祖母が、加わるていどである。多くの農業労働力を吸収する藤島との重要な相異がそこにある。

補助者については世帯主(35.3)と長男(33.3)で過半をしめ次, 三男と孫がこれに加わる程度で, 女子は妻(29.1)と娘(38.9)が主体で母・祖母・長男・妻が加わる程度である。

そして総じて1ha以上では, 長男, 次三男等若い労働力が比重を加えているが, 若年層の流出と零細な農業経営を反映して, 世帯主と妻・母・祖母が主たる従事者と補助者として配分され長男は主として補助者となり, むしろ補助者にウェイトがみられるといえる。

#### 4 農家階層別労働単位当り消費負担指数

以上, 調査地域における農村類型別農家階層別にみた農家家族労働力構成の実態とその問題点を検討したが, 最後にこれを, 男女年齢別にそれぞれ労働単位と消費単位に換算<sup>4)</sup>したチャーヤノフの意味の, 労働単位当り消費負担 $\frac{V}{A}$ の構造によって, 若干の調査村における消費負担の圧迫を検討しよう(表10参照)。

表 10 農村類型別農家階層別労働単位当り消費指数 ( $\frac{V}{A}$ )

階層	山形県藤島町			岩手県川井村			広島県安佐町			島根県羽須美村		
	労働単位 A	消費単位 V	$\frac{V}{A}$	労働単位 A	消費単位 V	$\frac{V}{A}$	労働単位 A	消費単位 V	$\frac{V}{A}$	労働単位 A	消費単位 V	$\frac{V}{A}$
0.5ha未満	2.6	3.9	1.50	2.3	4.0	1.74	2.5	3.7	1.48	1.9	3.1	1.63
0.5～1.0	3.1	4.5	1.45	2.9	5.0	1.72	2.8	4.3	1.54	2.3	3.6	1.57
1.0～2.0	3.2	4.9	1.53	3.2	5.5	1.72	3.6	4.9	1.36	2.7	4.3	1.59
2.0～3.0	3.6	5.4	1.50	2.8	4.1	1.46	—	—	—	—	—	—
3.0ha以上	3.7	5.4	1.46	3.0	4.7	1.57	3.3	4.1	1.24	—	—	—
全農家	3.4	5.0	1.47	2.9	4.8	1.66	2.7	4.0	1.48	2.1	3.3	1.57

この数値は, 現在の家族構成で1労働単位が担当する消費単位を示し, チャーヤノフの原型に従えば, 純粋な農民経済における消費欲望の圧迫度を示すものである<sup>5)</sup>。個別農民経済にとっては, それが高いほど生活に苦痛を感じる筈で, それは直接に家族労働力の就業の誘因となるとみられている。

高度経済成長下の農民経済を規定する要因は, もちろん複雑で農民の対応も単純ではないが,  $\frac{V}{A}$ は, 農民の所得獲得能力に対する消費負担の圧迫を示す指標と考えてよく, この数値の高いことは消費圧力の強いことを示唆するといつてよい。それは当然に農民の対応を要請するものであるが, また同時にこの数値は高度成長下の条件変化に対応する農民の適応の結果を示すものである。労働力の流出自体をこの $\frac{V}{A}$ によって計測することができるしその結果を示すものでもあるからだ<sup>6)</sup>。

ところが, 村別にみると $\frac{V}{A}$ は, 川井が最大(1.66), 羽須美がこれにつぎ(1.57), ついで安佐(1.48), 藤島(1.47)で, ほぼ, 相互に接近を示しており, 階層別にも概して労働単位の上昇に並行して消費単位も上昇しており, 消費負担軽減の努力が一様に遂行されていることがよみとれる。

戦後農村民主化政策の浸透によって自家労働の評価を高めその再生産費の都市水準への標準化が徹底しつつあるといつてよい。それは, 家計費の農家所得に占める割合の上昇傾向によって, また, 農

4) 家族員の労働単位の換算は, 慣習に従って0歳—9歳=0, 10歳—14歳=3, 15歳—19歳=7, 20歳—54歳=8(女)10(男), 60歳以上=4とし, 又消費単位への換算には, 0歳=3, 1歳—3歳=4, 4歳—6歳=5, 7歳—10歳=7, 11歳—14歳=8, 15歳以上=9(女)10(男)とした(野尻重雄『農民離村の実証的研究』469ページ参照, 昭和17年)。

5) チャーヤノフ『小農経済の原理』(磯部秀俊・杉野忠夫訳), 昭和32年, 17~20ページ参照。

6) 野尻重雄『農民離村の実証的研究』482ページ参照, 昭和17年。

表 11A 農家階層別農家所得と家計費（昭36）

階 層	実 数 (単位 円)			割 合			指 数		
	農家所得	家 計 費	世帯員1人 当り家計費	農家所得	家 計 費	世帯員1人 当り家計費	農家所得	家 計 費	世帯員1人 当り家計費
0.3ha未満	398,574	367,169	79,993	100.0	92.1	20.1	100	100	100
0.3～0.5	421,716	394,656	77,232	100.0	93.6	18.3	106	107	97
0.5～1.0	419,746	393,108	70,323	100.0	93.7	16.8	105	107	88
1.0～1.5	488,165	433,636	70,740	100.0	88.8	14.5	122	118	88
1.5～2.0	588,574	495,723	74,883	100.0	84.2	12.7	148	135	94
2.0ha以上	743,559	604,132	81,310	100.0	81.2	10.9	187	165	100

表 11B 農家階層別農家所得と家計費（昭44）

階 層	実 数 (単位 1,000円)			割 合			指 数		
	農家所得	家 計 費	世帯員1人 当り家計費	農家所得	家 計 費	世帯員1人 当り家計費	農家所得	家 計 費	世帯員1人 当り家計費
0.3ha未満	1,184.4	1,037.2	243.5	100.0	87.6	20.6	100	100	100
0.3～0.5	1,172.1	1,052.6	237.1	100.0	89.8	20.2	99	101	97
0.5～1.0	1,195.6	1,040.8	215.9	100.0	87.1	18.1	101	100	89
1.0～1.5	1,293.6	1,097.2	206.2	100.0	84.8	15.9	109	106	85
1.5～2.0	1,387.6	1,138.5	199.7	100.0	82.0	14.4	117	110	82
2.0ha以上	1,617.8	1,298.6	213.9	100.0	80.3	13.2	137	125	88

家階層別にみた農家所得にしめる家計費の割合とくに1人当り家計費の均等化傾向としてみる事ができる（表11A. B参照）。

昭和36年に比し44年は農家所得にしめる家計費の割合はやや低下している。しかし、1人当りでは上昇しており、家計費の階層差は明らかに収縮を示している。44年は農政転換の影響の強い年であるが、戦前の安定期といわれる昭和12年の家計費割合は、農家経済調査によれば0.5～1ha層で83.5%、2ha以上層で69.2%、同じく戦後昭和25年は、0.5～1haで89%、2ha以上で74.4%を示していることからみて、最近は問題をふくみ乍ら農家所得にしめる家計費の割合は上昇傾向を辿っているといつてよい。

戦前は、消費生活へのしわよせによって農家労働報酬の低くさをカバーするのが、農民経済の唯一の適応であった。戦後は、農村民主化政策の浸透によって、社会的に農家労働力の再生産費の水準に一定のわくがはめられ、都市農村を通じ同一労働同一賃金の要請が強化され、農家の生活水準も村別階層別に均等化の傾向を辿らざるを得なくなった。

筆者は、かつて農村近代化による農家出生率低下の問題に関連して、農家の子女の再生産費が、とくにその教育費を中心として均等化の傾向を辿りつつあることを実地調査の結果によって指摘した<sup>7)</sup>。いまは、家計水準全般についての標準化の動きが浸透していると考えねばならない。

農家経済調査によるデータは、これを窺わせるが、上記労働単位と消費単位に還元した $\frac{V}{A}$ の均等化の傾向も、原則としてその法則性が貫かれんとしていることを窺わせるといってよい。

しかし、やや仔細にみれば、なお、村別階層別にかなりの差異があり、消費負担の圧迫は、例えば安佐の上層（1.24）と、川井の下層（1.74）にみられるように、かなりの開差がみられ消費負担の圧

7) 林 茂著『農村人口変動論』302～311ページ参照、昭和45年。

迫の強いことが窺われる。それは、主として後者における労働単位の減退と消費負担の軽減の不均衡によるといえるが、それは、村の立地条件による就業機会の有無、農家経営内部の労働需要（安佐の兼業、川井の蓄産）等に関連し、また差別出生率を反映する幼年人口負担とも関連していることは明らかである。

$\frac{V}{A}$ の圧迫を回避せんとする努力は一様に遂行されている筈であるが、高度成長下の農民経済においては労働力不足のもとでそれを規定する農民経営内外の条件は複雑であり、家族構成就業状況等によっても規制される。それらが不利な条件下にあるC級村、そして下層ほど人口を排除し消費負担を軽減せんとするであろう。したがって、本来十分の適応が行われるならば上層に比し下層ほど一労働単位の負担する消費指数は低くなるのが自然だといわねばならない。しかるに現状は均等化の傾向をふくみつつなお格差が窺われ実質的には、労働生産性および土地生産性ともに低位なC級村ほどそして下層ほど消費欲望に対する圧迫は強く加重されているといわねばならない。

## 結 語

高度経済成長下に農家はその労働力とくに青壮年労働力の喪失によって、農家の年齢構造は激変し老齢化をすすめた。それは、家族構成をかえ家族労働力の構成を劣弱化した。残された労働力人口の扶養負担は増大し、とくに人口流出の顕著な生産力低位の農村において、またその下層にこの傾向は強い。

戦前農家人口の特徴とした養老的機能をいっそう強化しつつ、養育的機能の喪失が進行している。この間にあって、生産力高位の農村にあっては、とくに上層農に一応の合理的対応がみられ、階層分解の上降傾向も認められるが、その力は微弱である。

家族労働力における主たる農業従事者と補助者の分化が著しく進んでいるが、その若年労働力の動向に問題があり分化の矛盾が示される。主たる従事者の確保ができないのは農業生産そのものの弱体化に由来するが、それは畢竟階層分解の特質に照応するもので、この点は人口流出のはげしい西日本の中国型の兼業化農村に典型的にみられる。若年労働力の主たる従事者の不足をかこち乍ら補助者としてこれを何らかの形で確保しなければならないのは、現在進行しつつある対応の矛盾を示すもので、それは、その対応が内発的な力によるというより、むしろ、外部誘因に規制されるものであるからである。

このような環境のなかで、労働単位当り消費負担の均衡化の努力がつづけられているが、なお村別階層別に格差がみられ農民生活への圧迫が窺われる。これは、各調査村の15歳以上の農業従事者に対して行なった、将来の農業経営に対する見透しについての質問調査に与えられた回答によっても窺うことができるであろう。

「よいから拡充したい」と答えたものは8.5%（9016名に対し）にすぎず、1ha未満層では2～4%程度、1～2ha層で10%内外、20%をこえるのは3ha以上の上層にすぎず、大部分は（50%）「たいしてよくないけれども、つづける」と答え、1ha未満でもそれは40～50%にたっている。そして「悪るいけれども仕方がない」というものは16%であるが、1ha未満では18～23%にたっている。しかも、「悪るいからやめたい」と答えたものは全体の2.4%にすぎず1ha未満でも2.5～5.8%にとどまることが注目されねばならない。

このような消極的防衛的な農民の展望によっても、農民の適応の意味と、現在の農業の彼らに対する生涯職業としての適合性、国民経済内におけるその地位を窺うにたりるであろう。

また類似の情報は、45年度の「農業の動向に関する年次報告」（農林省）によっても示され、中高

年層の多くが0.5～1 ha層に滞留しており35歳以上男子180万、60歳以上59万と推計され、しかもその大部分は世帯主で農業所得による家計費充足率(4～7割)の不足を不安定兼業によって補足し乍ら「どのような条件があっても農業を続ける」意向を有するもの6～8割をしめているとされている<sup>8)</sup>。彼らの転職条件がとりわけ不安定で低賃金であり他産業への転職条件に恵まれないことを示唆している。

これを要するに現下農家人口の動向は、以上の諸々の実態にみられるように内外の条件変化に対しきわめて鋭敏であるが、しかし、その対応に多くの矛盾のみられるのは畢竟生産構造の改善にみるべき進歩なく、農業に内生的な真の労働力排出力を欠如するままに、主として外部誘因によって労働力を喪失しつつ応急の対応を示しつつあることを反映するものといわねばならぬ、それは、真実の進歩とは程遠い姿で、むしろ多くの危機的様相を示しつつあることは、前回、その再生産力の動向<sup>9)</sup>について指摘したのと全く同じであるといわねばならない。

最近の「農家就業動向調査」報告書等によれば農家労働力は近來の景気後退下にも依然として老大な量の流出をつづけ、むしろ流出率の増加がみられる。それは近來の機械化一貫作業の普及に負うところが多いであろう。しかし、主たる流出の形態は基幹労働力の通勤兼業によるもので、しかも農業にも従事するものが多いのである。農業所得の不足を不安定な低賃金の兼業収入でカバーせんとするもので、必ずしも労働力の減退が労働生産性の増大を伴う前進的なものでない点に上述の基幹労働力に対する負担加重の危惧はいっそう加わったといわねばならない。しかも経済成長は減速局面に入らんとしているのである。農家労働力の流出構造自体はいっそうひつ迫性を濃くするであろう。

周知のようにマンスホルトプラン<sup>10)</sup>によるECの10ヶ年農業人口半減政策は、その構造政策の重要な一環をなすものであるが、500万のうち400万までは自然退出で賄い政策プランは100万であるといわれる。農業生産構造の高度なECにおいてすらそうであるとすると構造政策のゆき悩んでいるわが国の場合に真実の農業人口の近代的収縮が達成され農家労働力の負担構造が改善されるためには、如何に巨大な農業投資が要請されるかを思わせるにたるであらう。現下の農家労働力の負担構造は、そのような抜本的対策なくしては改善の余地はないといってよいであろう。

8) 農林省『農業の動向に関する年次報告』昭和46年、99ページ参照。

9) 林 茂稿「高度経済成長下における農村人口の変貌」『人口問題研究』第66号、20～23ページ参照、昭和45年。

10) ECのマンスホルトプランについては、さしあたり『農林統計調査』1969年6月号。

農林省農政局農政課『EECの農業構造政策の現段階と農業構造の現状』昭和41年12月等参照。

## Change of the Age Structure and the Supporting Problem in Farming Households

Shigeru HAYASHI and Michiko YAMAMOTO

The labor forces of farming households had supplied a great deal, most of which are newly graduating labourforce, to the labor markets which had suffered considerable changes due to the rapid increase of the demands for non-agricultural labor forces under the rapid high economic growth. At the farming households, the drastical decrease of productive-age population, the contraction of the juvenile population and the enlargement of the middle and old age population, particularly the old ages, are noticeable. The feature of the rural communities before the war had been considered to be the functions of nurturing and supporting the old aged population, however, it can afford to say that it has changed to be the function of supporting the old aged solely nowadays. In the rural communities of A grade, where land productivity and labor productivity are both high, the dependency index shared by the productive-age population is proper degree, while in the rural communities of C grade, the index is extremely high due to the loss of the productive-age population in large numbers.

The tendency that the fundamental labor forces are decreasing while the supplementary labor forces are increasing is particularly strong among the lower classes of the villages of C grade, and among the farming households of the upper classes in the villages of A grade the fundamental labor forces are still keeping their predominance. In regard to the decrease of labor forces of the farming households also, the tendency of the increase of supplementary labor forces can not be ignored, but instead, the feature as an expression of the contradiction of the rationalization should be observed through the investigation of its actual phases.

Though the effort for an adaptation to the reduction without exception and the tendency of equalization are perceived from the precise computation of the share index ( $V/A$ ) as a consumption unit shared by a labor unit, the disparities by villages and by classes reflecting inequal development are still observed.

It is the present situation that the most of the farmers of the middle or lower classes cling to the agriculture under the circumstance like this, not having any expectation but merely due to a force of habit. It indicates that the way to escape from this situation, avoiding difficult land problems, will perhaps be demanded in the rise of labor productivity brought by the collective work.

# 第5次出産力調査結果の分析(6)

小林 和 正

## 目 次

- まえがき
- I 調査の概要
  - 1 調査方法
  - 2 調査地域
  - 3 調査対象
  - 4 調査の手順
  - 5 調査事項
  - 6 調査結果の集計
- II 妻の年齢別出生児数
  - 1 はじめに
  - 2 出生児数の傾向曲線
  - 3 傾向値による平均出生児数の地域比較
  - 4 要約(以上第110号)
- III 結婚コーホートによる出生力の地域比較
  - 1 はじめに
  - 2 1夫婦当たり平均出生児数
  - 3 パリティー構造
  - 4 地域差の総括的考察(以上第112号)
- IV 結婚コーホートによる出生力の推移
  - 1 はじめに
  - 2 結婚コーホート出生力表
  - 3 平均累積出生児数の推移
  - 4 パリティー拡大率の推移
  - 5 出生順位別出生確率の推移
  - 6 要約(以上第113号)
- V 夫の職業による結婚コーホート出生力の差異
  - 1 はじめに
  - 2 各結婚コーホート別観察
  - 3 結婚コーホート間の出生力の変化(以上第115号)
  - 4 平均累積出生児数の回帰分析
  - 5 パリティー分布の比較
- VI 夫の職業による累積出生児数の差異
  - 1 はじめに
  - 2 夫の年齢別
  - 3 妻の年齢別
- VII 妻の職業による累積出生児数の差異(以上第119号)
- VIII 夫の教育程度による結婚コーホート出生力の差異
  - 1 はじめに
  - 2 各結婚コーホート別観察
  - 3 結婚コーホート間の出生力の変化(以上本号)



## VIII 夫の教育程度による結婚コーホート出生力の差異

### 1 はじめに

この章は、夫の教育程度の違いによる夫婦の差別出生力を観察することを目的とする。出生力の指標としては、すでに章IVおよびV<sup>1)</sup>で扱った結婚コーホート別出生力表と全く同様の作成法によって夫の各教育程度ごとに作成した結婚コーホート別出生力表から得られるものを用いた。

したがって、この出生力表の対象とした夫婦は、妻の結婚年齢30歳未満の初婚同士夫婦にかぎられている。また結婚コーホートは1957-62, 1952-57, 1947-52 および1942-47の4結婚コーホートを扱った点も前章と同様である。

教育程度の区分は初等教育、中等教育、高等教育の3区分によった。ここに初等教育は新制中学以下を含み、中等教育は旧制中学・新制高校、高等教育は旧高専、短大、大学を含む。夫の教育程度不詳の夫婦が若干組数見出されたが、これらはこの報告では除外した。

### 2 各結婚コーホート別観察

#### (1) 1957-62結婚コーホート

1957-62結婚コーホートについての出生力表を、稿末の付表1(初等教育)、付表2(中等教育)および付表3(高等教育)に示した\*。この結婚コーホートにおける各教育程度別の夫婦総組数は、初等教育1,237組、中等教育914組、高等教育265組である。

この結婚コーホートは結婚最初の5年間のみが観察されているから、教育程度間の出生力の差異が現われているとしても、相互の差異の大きさは決して目立ったものではない。表1は結婚持続期間別1夫婦当たり平均累積出生児数を比較したものであるが、教育程度間で、特に秩序ある差異は見出せないようである。

結婚後5年経過した時点で、どの教育程度においても、累積出生児数の分布は2児夫婦にモードが見出され、また、この分布の型も全体として教育程度間で顕著な差異はない(表2)。

#### (2) 1952-57結婚コーホート

付表4~6は1952-57結婚コーホートの出生力表で、結婚10年間の出生経過が示されている。夫婦総組数は初等教育1,054組、中等教育869組、高等教育253組である。前節と同様にまず、平均累積出生児数の職業比較を行なうと表3のようになる。これは付表4~6各表の最終欄からとった

表1 夫の教育程度別結婚持続期間別1夫婦当たり平均累積出生児数：1957-62結婚コーホート

結婚持続期間(期首)	初等教育	中等教育	高等教育
1年	0.25	0.25	0.30
2	0.75	0.77	0.75
3	1.01	1.04	1.06
4	1.32	1.31	1.30
5	1.56	1.56	1.54

表2 夫の教育程度別結婚5年後の累積出生児数別夫婦組数割合：1957-62結婚コーホート

累積出生児数	初等教育	中等教育	高等教育
総数	100.0	100.0	100.0
0児	5.7	5.3	6.0
1	37.0	37.5	38.1
2	52.8	53.3	51.3
3	4.5	3.8	4.5
4	—	0.1	—
平均出生児数	1.56人	1.56人	1.54人

1) 小林和正「第5次出生力調査結果の分析(3)」『人口問題研究』第113号、1970年1月、31~46ページ。  
小林和正「第5次出生力調査結果の分析(4)」『人口問題研究』第115号、1970年7月、1~31ページ。

\* 稿末付表の教育程度別出生力表の作成には、人口問題研究所資料課矢島昭子技官および石川 晃事務官の協力を得た。ここに感謝の意を表したい。

表 3 夫の教育程度別結婚持続期間別 1 夫婦当たり  
平均累積出生児数：1952-57結婚コーホート

結婚持続期間 (期首)	初等教育	中等教育	高等教育
1 年	0.21	0.23	0.21
2	0.70	0.73	0.69
3	0.98	0.98	0.90
4	1.28	1.28	1.15
5	1.56	1.51	1.34
6	1.78	1.73	1.57
7	1.94	1.90	1.71
8	2.05	2.02	1.84
9	2.15	2.09	1.89
10	2.22	2.14	1.92

表 4 夫の教育程度別結婚10年後のパリティー  
拡大率(%)：1952-57結婚コーホート

夫の職業	$P_0$	$P_1$	$P_2$	$P_3$
初等教育	95.8	87.7	39.8	20.7
中等教育	95.6	87.5	34.4	18.4
高等教育	92.5	81.2	26.8	19.6

表 5 夫の教育程度別結婚10年後の累積出生児数別  
夫婦組数割合：1952-57結婚コーホート

累 積 出 生 児 数	初等教育	中等教育	高等教育
総 数	100.0	100.0	100.0
0 児	4.2	4.4	7.5
1	11.8	12.0	17.4
2	50.6	54.9	54.9
3	26.6	23.5	16.2
4	5.9	4.6	3.6
5	0.9	0.5	0.4
6	0.2	0.2	—
平均出生児数	2.22人	2.14人	1.92人

と 3 児夫婦との関係を見ると、中等教育では 3 児夫婦は 1 児夫婦の 2 倍弱多く、高等教育では若干ではあるが 1 児夫婦の方が多い。

### (3) 1947-52結婚コーホート

付表 7~9 は 1947-52 結婚コーホートの出生力表で、結婚 15 年間の出生経過が示されている。夫婦総組数は初等教育 1,044 組、中等教育 786 組、高等教育 202 組である。ここでも同様に、平均累

数字である。

1 夫婦当たり平均累積出生児数が、初等、中等、高等教育の順に小さくなってゆく関係が結婚 5 年後以後において一貫して観察される(表 3)。初等教育と中等教育との間では差異は小さいが、高等教育の出生児数は格段に小さい。たとえば、結婚 10 年後の平均累積出生児数において、初等教育の場合を 100 とすると、中等教育は 96.4、高等教育は 86.5 という関係になる。

結婚 10 年後のパリティー拡大率を比較すると(表 4)、 $P_0$ 、 $P_1$  では、初等教育と中等教育とでは大差がないが、高等教育は前 2 者と比べてあきらかに小さく、 $P_2$  (2 児以上夫婦に対する 3 児以上夫婦の割合) では、3 者の間の差が顕著となり、初等、中等、高等教育の順に値が小さくなっている。

結婚 10 年後の 1 夫婦当たり累積出生児数分布を比較すると(表 5)、どの教育程度においても 2 児夫婦にモードがあり、いずれの場合も 2 児夫婦の組数割合は 50% をこえるが、全体の分布の型をみると、教育程度間の差異が顕著によみとれる。中等教育と高等教育とでは、2 児夫婦の割合は両者ともたまたま一致して 54.9% であるが、1 児夫婦

表 6 夫の教育程度別結婚持続期間別 1 夫婦当たり  
平均累積出生児数：1947-52結婚コーホート

結婚持続期間 (期首)	初等教育	中等教育	高等教育
1 年	0.26	0.30	0.29
2	0.75	0.76	0.76
3	1.03	1.04	1.06
4	1.36	0.33	1.38
5	1.64	1.61	1.60
6	1.88	1.85	1.82
7	2.06	2.06	1.95
8	2.22	2.20	2.08
9	2.32	2.31	2.19
10	2.41	2.38	2.27
11	2.46	2.44	2.31
12	2.51	2.48	2.36
13	2.53	2.50	2.37
14	2.55	2.52	2.38
15	2.57	2.53	2.40

積出生児数の比較を行なうと表6のようになる。これは付表7～9各表の最終欄からとった数字である。結婚5年以降、平均累積出生児数は大体において教育程度の高くなるほど小さいが、初等教育と中等教育との間の差異はきわめて小であり、平均累積出生児数はほとんど同じとみてよい。たとえば、結婚10年後と15年後との数字をみると初等教育、中等教育それぞれ10年後で2.41人、2.38人、15年後で2.57人、2.53人の差異にとどまっている。

しかし、累積出生児数別分布をみると(表7)、初等教育と中等教育との差はいくぶんはっきりしてくる。初等教育では、結婚10年後の3児夫婦の割合が34.5%で、2児夫婦の割合の37.5%に接近しているが、中等教育では、2児夫婦はいまだに41.0%を占め、3児夫婦の割合は33.6%にとどまっている。また、初等教育夫婦では結婚13年から3児夫婦の割合が2児夫婦のそれを上まわるが、中等教育夫婦では結婚15年においてもモードは2児夫婦にとどまる。平均累積出生児数でみると、

表9 夫の教育程度別結婚10年後および20年後の累積出生児数別夫婦組数割合：1942-47結婚コーホート

累 積 出 生 児 数	初等教育	中等教育	高等教育
結 婚 10 年 後			
総 数	100.0	100.0	100.0
0 児	4.2	5.6	6.9
1	7.0	5.3	4.4
2	22.4	25.8	36.9
3	37.7	39.2	43.8
4	23.5	19.4	7.5
5	5.0	4.3	0.6
6 +	0.2	0.3	—
結 婚 20 年 後			
総 数	100.0	100.0	100.0
0 児	3.6	5.1	6.3
1	5.5	4.3	3.8
2	19.3	22.5	31.9
3	33.0	33.3	43.1
4	24.3	22.7	11.9
5	9.6	7.3	2.5
6 +	4.6	4.8	0.6

表7 夫の教育程度別結婚10年後および15年後の累積出生児数別夫婦組数割合：1947-52結婚コーホート

累 積 出 生 児 数	初等教育	中等教育	高等教育
結 婚 10 年 後			
総 数	100.0	100.0	100.0
0 児	5.6	6.0	5.4
1	9.8	7.8	11.9
2	37.5	41.0	42.6
3	34.5	33.6	31.2
4	10.8	10.7	8.4
5	1.6	0.9	0.5
6 +	0.2	0.1	—
結 婚 15 年 後			
総 数	100.0	100.0	100.0
0 児	5.0	4.7	4.5
1	8.5	7.1	10.9
2	34.4	36.9	41.1
3	35.2	36.4	30.2
4	12.8	11.8	10.9
5	2.8	2.5	2.5
6 +	1.3	0.5	—

表8 夫の教育程度別結婚持続期間別1夫婦当たり平均累積出生児数：1942-47結婚コーホート

結 婚 持 続 期 間 (期首)	初等教育	中等教育	高等教育
5 年	1.76	1.70	1.59
10	2.85	2.76	2.43
15	3.14	3.03	2.59
20	3.17	3.07	2.61

初等教育と中等教育との間にほとんど差がないのは、初等教育夫婦のサンプルにおいて、0児、1児夫婦の割合がたまたま大きいことによるようである。

#### (4) 1942-47結婚コーホート

付表10～12は1942-47結婚コーホートの出生力表を示したもので、夫婦総組数は、初等教育1,014組、中等教育604組、高等教育160組である。まず、これら各表最終欄による1夫婦当たり平均累積出生児数を、結婚5、10、15および20年の4時点について、比較してみると表8のようになる。ここでは、結婚5年以降、初等教育、中等教育、

高等教育の順にあきらかに出生児数が小さくなってゆく。

累積出生児数の分布をみると、モードが3児夫婦に移行する時期が、初等教育では結婚7年後、中等教育では8年後、高等教育では9年後となっているが、結婚10年後の時点で分布を比較してみると表9のごとくで、3者の間にかなりの差が生じている。初等教育では4児夫婦の方が2児夫婦より多くなっているが、中等教育ではその逆であり、高等教育では、4児以上夫婦の割合は8%程度にすぎない。4児夫婦の組数が2児夫婦をこえるのは初等教育では結婚10年以後、中等教育では結婚14年以後であるが、中等教育では結婚20年まで4児夫婦と2児夫婦との組数の差は僅少である。高等教育では結婚20年後でも2児夫婦の方がはるかに組数が多い。

### 3 結婚コーホート間の出生力の変化

#### (1) 結婚15年後の出生児数

結婚15年後の時点における累積出生児数は1942-47結婚コーホートと1947-52結婚コーホートとの間でのみ比較しうるが、いまその1夫婦当たりの平均値の変化を比較してみると表10のようになる。

表10 夫の教育程度別結婚15年後の1夫婦当たり平均累積出生児数：1942-47および1947-52結婚コーホート間の比較

教育程度	1942-47 (1)	1947-52 (2)	(2)/(1)
初等教育	3.14	2.57	81.8%
中等教育	3.03	2.53	83.5
高等教育	2.59	2.40	92.7

これをみると、1947-52結婚コーホートの1942-47結婚コーホートに対する平均出生児数の減少率は、初等教育において最大(18.2%減)、高等教育において最小(7.3%減)である。中等教育の減少率(16.5%)は初等教育のそれに近い。

#### (2) 結婚10年後の出生児数

1942-47、1947-52および1952-57結婚コーホートの3コーホートについて、結婚10年後の1夫婦当たり平均累積出生児数を比較しうる。それを表11に示した。

表11 夫の教育程度別結婚10年後の1夫婦当たり平均累積出生児数：1942-47、1947-52および1952-57結婚コーホート間の比較

教育程度	1942-47 (1)	1947-52 (2)	1952-57 (3)	(2)/(1)	(3)/(1)	(3)/(2)
初等教育	2.85	2.41	2.22	84.6%	77.9%	92.1%
中等教育	2.76	2.38	2.14	86.2	77.5	89.9
高等教育	2.43	2.27	1.92	93.4	79.0	84.6

ここでも、1947-52結婚コーホートの1942-47結婚コーホートに対する平均累積出生児数の減少率は、初等教育が最大(15.4%)、中等教育がその次(13.8%)で、高等教育では最も小さい(6.6%)。

前節2の(3)および(4)において、初等教育と中等教育との平均累積出生児数の差異が、1947-52結婚コーホートではきわめて小さいことを観察したが、これは、上記のように1942-47および1947-52結婚コーホートの間で、教育程度の高いほど平均出生児の減少の仕方が弱かったことによるものであろう。

しかし、このような傾向は1947-52結婚コーホートと1952-57結婚コーホートとの間では逆転している。すなわち、1952-57結婚コーホートの1947-52結婚コーホートに対する平均累積出生児数の減少率をみると(表11最終欄)、初等教育が7.9%で最小で、その次は中等教育(10.1%)であり、高等教育は15.4%で最大を示している。

付表1 1957-62結婚コホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚5~9年の初婚同士夫婦):初等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生 順位別出生児数			(B) 左の(A)各欄の累積				(C) 結婚持続期間 各期首における	
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	計	無子	1児
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)*	(4)-(6)
0	307	—	—	—	—	—	—	1,237	—
1	606	17	—	307	—	—	307	930	307
2	156	160	—	913	17	—	930	324	896
3	68	308	10	1,069	177	—	1,246	168	892
4	30	224	46	1,137	485	10	1,632	100	652
5	..	..	..	1,167	709	56	1,932	70	458

結婚 持続期間 (年)	累積出生児数別 夫婦組数		(D) 出生順位別結婚持続期間別 出生確率(%)			(E) 結婚持続期間各期首における パリティー拡大率(%)			(F) 結婚持続期間各 期首における1 夫婦当たり平均 累積出生児数
	2児	3児	第1子	第2子	第3子	$P_0$	$P_1$	$P_2$	
	(5)-(6)	(6)	(1)/(3)	(2)/(9)	(3)/(10)	(4)/1,237	(5)/(4)	(6)/(5)	(7)/1,237
	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
0	—	—	24.82	..	..	—	..	..	—
1	—	—	65.16	5.54	..	24.82	—	..	0.25
2	17	—	48.15	17.86	—	73.81	1.86	—	0.75
3	177	—	40.48	34.53	5.65	86.42	16.56	—	1.01
4	475	10	30.00	34.36	9.68	91.92	42.66	2.06	1.32
5	653	56	..	..	..	94.34	60.75	7.90	1.56

\* 夫婦総組数 1,237 より欄(4)各行の数字を差し引いたもの。

付表2 1957-62結婚コホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚5~9年の初婚同士夫婦):中等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数				(B) 左の(A)各欄の累積				
	第1子	第2子	第3子	第4子	第1子	第2子	第3子	第4子	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
0	231	—	—	—	—	—	—	—	—
1	463	10	—	—	231	—	—	—	231
2	130	111	1	—	694	10	—	—	704
3	30	215	9	—	824	121	1	—	946
4	12	187	26	1	854	336	10	—	1,200
5	..	..	..	..	866	523	36	1	1,426

結婚 持続期間 (年)	(C) 結婚持続期間各期首における累積出生児数別夫婦組数					(D) 出生順位別結婚持続期間別出生確率(%)			
	無子	1児	2児	3児	4児	第1子	第2子	第3子	第4子
	(10)*	(5)-(6)	(6)-(7)	(7)-(8)	(8)	(1)/(10)	(2)/(11)	(3)/(12)	(4)/(13)
	(10)*	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
0	914	—	—	—	—	25.27	..	..	..
1	683	231	—	—	—	67.79	4.33	..	..
2	220	684	10	—	—	59.09	16.23	10.00	..
3	90	703	120	1	—	33.33	30.58	7.50	..
4	60	518	326	10	—	20.00	36.10	7.98	10.00
5	48	343	487	35	1	..	..	..	..

結婚 持続期間 (年)	(E) 結婚持続期間各首位におけるパリティー 拡大率(%)				(F) 結婚持続期間各期首 における1夫婦当た り平均累積出生児数
	$P_0$	$P_1$	$P_2$	$P_3$	
	(5)/914	(6)/(5)	(7)/(6)	(8)/(7)	(9)/914
	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
0	—	..	..	..	..
1	25.27	—	..	..	0.25
2	75.93	1.44	—	..	0.77
3	90.15	14.68	0.83	..	1.04
4	93.44	39.34	2.98	—	1.31
5	94.75	60.39	6.88	2.78	1.56

\* 夫婦総組数 914 より  
欄(6)各行の数字を差  
し引いたもの。

付表3 1957-62結婚コホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚5~9年の初婚同士夫婦):高等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生 順位別出生児数			(B) 左の(A)各欄の累積				(C) 結婚持続期間各期 首における累積	
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	計	無子	1児 (4)-(5)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)*	(9)
0	79	—	—	—	—	—	—	265	—
1	117	2	—	79	—	—	79	186	79
2	38	46	—	196	2	—	198	69	194
3	11	48	4	234	48	—	282	31	186
4	4	52	8	245	96	4	345	20	149
5	..	..	..	249	148	12	409	16	101

結婚 持続期間 (年)	出生児数別夫婦組数		(D) 出生順位別結婚持続期間別 出生確率(%)			(E) 結婚持続期間各期首における パリティ拡大率(%)			(F) 結婚持続期間各 期首における1 夫婦当たり平均 累積出生児数
	2児 (5)-(6)	3児 (8)	第1子 (1)/(8)	第2子 (2)/(9)	第3子 (3)/(10)	$P_0$ (4)/265	$P_1$ (5)/(4)	$P_2$ (8)/(5)	(7)/265
	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
0	—	—	29.81	..	..	—	..	..	—
1	—	—	62.90	2.53	..	29.81	—	..	0.30
2	2	—	55.07	23.71	—	73.96	1.02	—	0.75
3	48	—	35.48	25.81	8.33	88.30	20.51	—	1.06
4	92	4	20.00	34.90	8.70	92.45	39.18	4.17	1.30
5	136	12	..	..	..	93.96	59.44	8.11	1.54

\* 夫婦総組数265より欄(4)各行の数字を差し引いたもの。

付表4 1952-57結婚コホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚10~14年の初婚同士夫婦):初等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数						(B) 左の(A)		
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第1子	第2子	第3子
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
0	223	—	—	—	—	—	—	—	—
1	512	8	—	—	—	—	223	—	—
2	149	144	1	—	—	—	735	8	—
3	68	230	11	—	—	—	884	152	1
4	28	218	48	—	—	—	952	382	12
5	13	133	79	9	—	—	980	600	60
6	1	76	80	13	—	—	993	733	139
7	6	30	59	22	2	—	994	809	219
8	4	30	44	18	7	1	1,000	839	278
9	6	17	31	11	2	1	1,004	869	322
10	..	..	..	..	..	..	1,010	886	353

結婚 持続期間 (年)	各欄の累積				(C) 結婚持続期間各期首における累積出生児数別				
	第4子	第5子	第6子	計	無子	1児 (7)-(8)	2児 (8)-(9)	3児 (9)-(10)	4児 (10)-(11)
	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)*	(15)	(16)	(17)	(18)
0	—	—	—	—	1,054	—	—	—	—
1	—	—	—	223	831	223	—	—	—
2	—	—	—	743	319	727	8	—	—
3	—	—	—	1,037	170	732	151	1	—
4	—	—	—	1,346	102	570	370	12	—
5	—	—	—	1,640	74	380	540	60	—
6	9	—	—	1,874	61	260	594	130	9
7	22	—	—	2,044	60	185	590	197	22
8	44	2	—	2,163	54	161	561	234	42
9	62	9	1	2,267	50	135	547	260	53
10	73	11	2	2,335	44	124	533	280	62

(表4つづき)

結婚持続期間 (年)	夫婦組数		(D) 出生順位別結婚持続期間別出生確率 (%)						(E) 結婚持
	5 児 (11)/(12)	6 児 (12)	第 1 子 (1)/(14)	第 2 子 (2)/(15)	第 3 子 (3)/(16)	第 4 子 (4)/(17)	第 5 子 (5)/(18)	第 6 子 (6)/(19)	$P_0$ (7)/1,054
	(18)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)
0	—	—	21.16	..	..	..	..	..	—
1	—	—	61.61	3.59	..	..	..	..	21.16
2	—	—	46.71	19.81	1.25	..	..	..	69.73
3	—	—	40.00	31.42	7.28	—	..	..	83.87
4	—	—	27.45	38.25	12.97	—	..	..	90.32
5	—	—	17.75	35.00	14.63	15.00	..	..	92.98
6	—	—	1.64	29.23	13.47	10.00	—	..	94.21
7	—	—	10.00	16.22	10.00	11.68	9.09	..	94.31
8	2	—	7.41	18.63	7.84	7.69	16.67	50.00	94.88
9	8	1	12.00	12.59	5.67	4.23	3.77	12.50	95.26
10	9	2	..	..	..	..	..	..	95.83

結婚持続期間 (年)	統期間各期首におけるパリティ-拡大率 (%)					(F) 結婚持続期間各期首 における1夫婦当 り平均累積出生児数
	$P_1$ (8)/(7)	$P_2$ (9)/(8)	$P_3$ (10)/(9)	$P_4$ (11)/(10)	$P_5$ (12)/(11)	(13)/1,054
	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)
0	..	..	..	..	..	—
1	—	..	..	..	..	0.21
2	1.09	—	..	..	..	0.70
3	17.19	0.66	—	..	..	0.98
4	40.13	3.14	—	..	..	1.28
5	61.22	10.00	—	..	..	1.56
6	73.82	18.96	6.47	—	..	1.78
7	81.39	27.07	10.05	—	..	1.94
8	83.90	33.13	15.83	4.55	..	2.05
9	86.55	37.05	19.25	14.52	11.11	2.15
10	87.72	39.84	20.68	15.07	18.18	2.22

\* 夫婦総組数 1,054 より欄(7)各行の数字を差し引いたもの。

付表5 1952-57結婚コーホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚10~14年の初婚同士夫婦): 中等教育(夫)

結婚持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数						(B) 左の(A)		
	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	第 5 子	第 6 子	第 1 子	第 2 子	第 3 子
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
0	197	—	—	—	—	—	—	—	—
1	435	5	—	—	—	—	197	—	—
2	112	109	—	—	—	—	632	5	—
3	45	199	7	—	—	—	744	114	—
4	14	162	30	—	—	—	789	313	7
5	12	108	64	2	—	—	803	475	37
6	7	73	61	12	—	—	815	583	101
7	3	45	40	13	2	—	822	656	162
8	4	19	22	9	2	1	825	701	202
9	2	7	26	10	2	1	829	720	224
10	..	..	..	..	..	..	831	727	250

(表5つづき)

結婚 持続期間 (年)	各欄の累積				C) 結婚持続期間各期首における累積出生児数別				
	第4子	第5子	第6子	計	無子	1児 (7)-(8)	2児 (8)-(9)	3児 (9)-(10)	4児 (10)-(11)
	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)*	(15)	(16)	(17)	(18)
0	—	—	—	—	869	—	—	—	—
1	—	—	—	197	672	197	—	—	—
2	—	—	—	637	237	627	5	—	—
3	—	—	—	858	125	630	114	—	—
4	—	—	—	1,109	80	476	306	7	—
5	—	—	—	1,315	66	328	438	37	—
6	2	—	—	1,501	54	232	482	99	2
7	14	—	—	1,654	47	166	494	148	14
8	27	2	—	1,757	44	124	499	175	25
9	36	4	1	1,814	40	109	496	188	32
10	46	6	2	1,862	38	104	477	204	40

結婚 持続期間 (年)	夫婦組数		D) 出生順位別結婚持続期間別出生確率 (%)						E) 結婚持
	5児 (11)-(12)	6児 (12)	第1子 (1)/(14)	第2子 (2)/(15)	第3子 (3)/(16)	第4子 (4)/(17)	第5子 (5)/(18)	第6子 (6)/(19)	$P_0$ (7)/869
	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)
0	—	—	22.67	..	..	..	..	..	—
1	—	—	64.73	2.54	..	..	..	..	22.67
2	—	—	47.26	17.38	—	..	..	..	72.73
3	—	—	36.00	31.59	6.14	..	..	..	85.62
4	—	—	17.50	34.03	9.80	—	..	..	90.79
5	—	—	18.18	32.93	14.61	5.41	..	..	92.41
6	—	—	12.96	31.47	12.66	12.12	—	..	93.79
7	—	—	6.38	27.11	8.10	8.78	14.29	..	94.59
8	2	—	9.09	15.32	4.41	5.14	8.00	50.00	94.94
9	3	1	5.00	6.42	5.24	5.32	6.25	33.33	95.40
10	4	2	..	..	..	..	..	..	95.63

結婚 持続期間 (年)	続期間各期首におけるパリティー拡大率 (%)					E) 結婚持続期間各期首 における1夫婦当 たり平均累積出生児数
	$P_1$ (8)/(7)	$P_2$ (9)/(8)	$P_3$ (10)/(9)	$P_4$ (11)/(10)	$P_5$ (12)/(11)	
	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	
0	..	..	..	..	..	—
1	—	..	..	..	..	0.23
2	0.79	—	..	..	..	0.73
3	15.32	—	..	..	..	0.98
4	39.67	2.24	—	..	..	1.28
5	59.15	7.79	—	..	..	1.51
6	71.53	17.32	1.98	—	..	1.73
7	79.81	24.70	8.64	—	..	1.90
8	84.97	28.82	13.37	7.41	—	2.02
9	86.85	31.11	16.07	11.11	25.00	2.09
10	87.48	34.39	18.40	13.04	33.33	2.14

\* 夫婦総組数 869 より欄(7)各行の数字を差し引いたもの。



付表6 1952-57結婚コーホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚10~14年の初婚同士夫婦): 高等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数					(B) 左の(A)各欄の累積				
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
0	52	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	121	2	—	—	—	52	—	—	—	—
2	22	30	—	—	—	173	2	—	—	—
3	14	46	3	—	—	195	32	—	—	—
4	9	32	9	—	—	209	78	3	—	—
5	8	36	10	3	—	218	110	12	—	—
6	4	21	8	2	—	226	146	22	3	—
7	3	13	14	2	1	230	167	30	5	—
8	1	6	5	2	—	233	180	44	7	—
9	—	4	2	1	—	234	186	49	9	1
10	..	..	..	..	..	234	190	51	10	1

結婚 持続期間 (年)	(C) 結婚持続期間各期首における累積出生児数別夫婦組数							(D) 出生順位別結婚持続期間		
	計	無子	1児 (8)-(7)	2児 (7)-(8)	3児 (8)-(9)	4児 (9)-(10)	5児 (10)	第1子 (1)/(12)	第2子 (2)/(13)	第3子 (3)/(14)
	(11)	(12)*	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
0	—	253	—	—	—	—	—	20.55	..	..
1	52	201	52	—	—	—	—	60.20	3.85	..
2	175	80	171	2	—	—	—	27.50	17.54	—
3	227	58	163	32	—	—	—	24.14	28.22	9.38
4	290	44	131	75	3	—	—	20.45	24.43	12.00
5	340	35	108	98	12	—	—	22.86	33.33	10.20
6	397	27	80	124	19	3	—	14.81	26.25	6.45
7	432	23	63	137	25	5	—	13.04	20.63	10.22
8	465	20	53	136	37	7	—	5.00	11.32	3.68
9	479	19	48	137	40	8	1	—	8.33	1.46
10	486	19	44	139	41	9	1	..	..	..

結婚 持続期間 (年)	別出生確率(%)		(E) 結婚持続期間各期首におけるパリティ-拡大率(%)					(F) 結婚持続期間各期首における1夫婦当たり平均累積出生児数
	第4子 (4)/(15)	第5子 (5)/(16)	$P_0$ (8)/253	$P_1$ (7)/(8)	$P_2$ (8)/(7)	$P_3$ (9)/(8)	$P_4$ (10)/(9)	
	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
0	..	..	—	..	..	..	..	—
1	..	..	20.55	—	..	..	..	0.21
2	..	..	68.38	1.16	—	..	..	0.69
3	..	..	77.08	16.41	—	..	..	0.90
4	—	..	82.61	37.32	3.85	—	..	1.15
5	25.00	..	86.17	50.46	10.91	—	..	1.34
6	10.53	—	89.33	64.60	15.07	13.64	—	1.57
7	8.00	20.00	90.91	72.61	17.96	16.67	—	1.71
8	5.41	—	92.09	77.25	24.44	15.91	—	1.84
9	2.50	—	92.49	79.49	26.34	18.37	11.11	1.89
10	..	..	92.49	81.20	26.84	19.61	10.00	1.92

\* 夫婦総組数 253 より欄(6)各行の数字を差し引いたもの。

付表7 1947-52結婚コ－ホ－ト出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚15~19年の初婚同士夫婦):初等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数							(B) 左の(A)		
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第1子	第2子	第3子
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
0	271	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	500	11	—	—	—	—	—	271	—	—
2	127	170	—	—	—	—	—	771	11	—
3	38	284	15	—	—	—	—	898	181	—
4	16	206	73	—	—	—	—	936	465	15
5	15	90	132	10	—	—	—	952	671	88
6	6	58	103	23	1	—	—	967	761	220
7	9	30	83	38	4	—	—	973	819	323
8	3	22	40	41	3	—	—	982	849	406
9	1	13	46	20	11	2	—	985	871	446
10	1	9	21	18	7	2	—	986	884	492
11	1	6	17	13	7	2	1	987	893	513
12	2	2	7	5	5	4	1	988	899	530
13	2	1	5	4	4	2	2	990	901	537
14	—	1	2	5	1	2	1	992	902	542
15	..	..	..	..	..	..	..	992	903	544

結婚 持続期間 (年)	各欄の累積					(C) 結婚持続期間各期首における累積				
	第4子	第5子	第6子	第7子	計	無子	1児 (8)-(9)	2児 (9)-(10)	3児 (10)-(11)	4児 (11)-(12)
	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)*	(17)	(18)	(19)	(20)
0	—	—	—	—	—	1,044	—	—	—	—
1	—	—	—	—	271	773	271	—	—	—
2	—	—	—	—	782	273	760	11	—	—
3	—	—	—	—	1,079	146	717	181	—	—
4	—	—	—	—	1,416	108	471	450	15	—
5	—	—	—	—	1,711	92	281	583	88	—
6	10	—	—	—	1,958	77	206	541	210	10
7	33	1	—	—	2,149	71	154	496	290	32
8	71	5	—	—	2,313	62	133	443	335	66
9	112	8	—	—	2,422	59	114	425	334	104
10	132	19	2	—	2,515	58	102	392	360	113
11	150	26	4	—	2,573	57	94	380	363	124
12	163	33	6	1	2,620	56	89	369	367	130
13	168	38	10	2	2,646	54	89	364	369	130
14	172	42	12	4	2,666	52	90	360	370	130
15	177	43	14	5	2,678	52	89	359	367	134

結婚 持続期間 (年)	出生数別夫婦組数			(D) 出生順位別結婚持続期間別出生確率(%)						
	5児 (12)-(13)	6児 (13)-(14)	7児 (14)	第1子 (1)/(10)	第2子 (2)/(17)	第3子 (3)/(18)	第4子 (4)/(10)	第5子 (5)/(20)	第6子 (6)/(21)	第7子 (7)/(22)
	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
0	—	—	—	25.96	..	..	..	..	..	..
1	—	—	—	64.68	4.06	..	..	..	..	..
2	—	—	—	64.52	22.37	—	..	..	..	..
3	—	—	—	26.03	39.61	8.29	..	..	..	..
4	—	—	—	14.81	43.74	16.22	—	..	..	..
5	—	—	—	16.30	32.03	22.64	11.36	..	..	..
6	—	—	—	7.79	28.16	19.04	10.95	10.00	..	..
7	1	—	—	12.68	19.48	16.73	13.10	12.50	—	..
8	5	—	—	4.84	16.54	9.03	12.24	4.55	—	..
9	8	—	—	1.69	11.40	10.82	5.99	10.58	25.00	..
10	17	2	—	1.72	8.82	5.36	5.00	6.19	11.76	—
11	22	4	—	1.75	6.38	4.47	3.58	5.65	9.09	25.00
12	27	5	1	3.57	2.25	1.90	1.36	3.85	14.81	20.00
13	28	8	2	3.70	1.12	1.37	1.08	3.08	7.14	25.00
14	30	8	4	—	1.11	0.56	1.35	0.77	6.67	12.50
15	29	9	5	..	..	..	..	..	..	..

(表7つづき)

結婚 持続期間 (年)	(E) 結婚持続期間各期首におけるパリティ拡大率 (%)							(F) 結婚持続期間各期首 における1夫婦当 たり平均累積出生児数
	$P_0$	$P_1$	$P_2$	$P_3$	$P_4$	$P_5$	$P_6$	(15)/1,044
	(8)/1,044	(9)/(8)	(10)/(9)	(11)/(10)	(12)/(11)	(13)/(12)	(14)/(13)	
(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	
0	—	..	..	..	..	..	..	—
1	25.96	—	..	..	..	..	..	0.26
2	73.85	1.43	—	..	..	..	..	0.75
3	86.02	20.16	—	..	..	..	..	1.03
4	89.66	49.68	3.23	—	..	..	..	1.36
5	91.19	70.48	13.11	—	..	..	..	1.64
6	92.62	78.70	28.91	4.55	—	..	..	1.88
7	93.20	84.17	39.44	10.22	3.03	—	..	2.06
8	94.06	86.46	47.82	17.49	7.04	—	..	2.22
9	94.35	88.43	51.21	25.11	7.14	—	..	2.32
10	94.44	89.66	55.66	26.83	14.39	10.53	—	2.41
11	94.54	90.48	57.45	29.24	17.33	15.38	—	2.46
12	94.64	90.99	58.95	30.75	20.25	18.18	16.67	2.51
13	94.83	91.01	59.61	31.28	22.62	26.32	20.00	2.53
14	95.02	90.93	60.09	31.73	24.42	28.57	33.33	2.55
15	95.02	91.03	60.24	32.54	24.29	32.56	35.71	2.57

\* 夫婦総組数 1,044 より欄(8)各行の数字を差し引いたもの。

付表8 1947-52結婚コーホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚15~19年の初婚同士夫婦):中等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数							(B) 左の(A)		
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第1子	第2子	第3子
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
0	236	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	354	10	—	—	—	—	—	236	—	—
2	94	121	—	—	—	—	—	590	10	—
3	27	195	10	—	—	—	—	684	131	—
4	11	165	44	—	—	—	—	711	326	10
5	7	89	90	4	—	—	—	722	491	54
6	3	49	91	16	—	—	—	729	580	144
7	4	20	64	25	2	—	—	732	629	235
8	2	20	38	17	4	—	—	736	649	299
9	1	9	19	30	2	1	—	738	669	337
10	4	7	21	11	3	—	—	739	678	356
11	3	2	12	5	6	1	—	743	685	377
12	2	2	7	3	3	1	—	746	687	389
13	1	3	4	4	4	—	—	748	689	396
14	—	1	3	2	—	1	—	749	692	400
15	..	..	..	..	..	..	..	749	693	403

結婚 持続期間 (年)	各欄の累積					(C) 結婚持続期間各期首における累積				
	第4子	第5子	第6子	第7子	計	無子	1児 (8)-(9)	2児 (9)-(10)	3児 (10)-(11)	4児 (11)-(12)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(16)*	(17)	(18)	(19)	(20)
0	—	—	—	—	—	786	—	—	—	—
1	—	—	—	—	236	550	236	—	—	—
2	—	—	—	—	600	196	580	10	—	—
3	—	—	—	—	815	102	553	131	—	—
4	—	—	—	—	1,047	75	385	316	10	—
5	—	—	—	—	1,267	64	231	437	54	—
6	4	—	—	—	1,457	57	149	436	140	4
7	20	—	—	—	1,616	54	103	394	215	20
8	45	2	—	—	1,731	50	87	350	254	43
9	62	6	—	—	1,812	48	69	332	275	56
10	92	8	1	—	1,874	47	61	322	264	84
11	103	11	1	—	1,920	43	58	308	274	92
12	108	17	2	—	1,949	40	59	298	281	91
13	111	20	3	—	1,967	38	59	293	285	91
14	115	24	3	—	1,983	37	57	292	285	91
15	117	24	4	—	1,990	37	56	290	286	93

(表8つづき)

結婚 持続期間 (年)	出生児数別夫婦組数			(D) 出生順位別結婚持続期間別出生確率(%)						
	5 児 (12)-(13)	6 児 (13)-(14)	7 児 (14)	第1子 (1)/(16)	第2子 (2)/(17)	第3子 (8)/(18)	第4子 (4)/(19)	第5子 (5)/(20)	第6子 (6)/(21)	第7子 (7)/(22)
	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
0	—	—	—	30.03	..	..	..	..	..	..
1	—	—	—	64.36	4.24	..	..	..	..	..
2	—	—	—	47.96	20.86	—	..	..	..	..
3	—	—	—	26.47	35.26	7.63	..	..	..	..
4	—	—	—	14.67	42.86	13.92	—	..	..	..
5	—	—	—	10.94	38.53	20.59	7.41	..	..	..
6	—	—	—	5.26	32.89	20.87	11.43	—	..	..
7	—	—	—	7.41	19.42	16.24	11.63	10.00	..	..
8	2	—	—	4.00	40.00	10.86	6.69	9.30	—	..
9	6	—	—	2.08	13.04	11.45	17.91	3.57	16.67	..
10	7	1	—	8.51	11.48	6.52	4.17	3.57	—	—
11	10	1	—	6.98	3.45	3.90	1.82	6.52	10.00	—
12	15	2	—	5.00	3.39	2.35	1.07	3.30	6.67	—
13	17	3	—	2.63	5.08	1.37	1.40	4.40	—	—
14	21	3	—	—	1.75	1.03	0.70	—	4.76	—
15	20	4	—	..	..	..	..	..	..	..

結婚 持続期間 (年)	(E) 結婚持続期間各期首におけるパリティ-拡大率(%)							(F) 結婚持続期間各期首 における1夫婦当 たり平均累積出生児数
	$P_0$ (8)/786	$P_1$ (9)/(8)	$P_2$ (10)/(9)	$P_3$ (11)/(10)	$P_4$ (12)/(11)	$P_5$ (13)/(12)	$P_6$ (14)/(13)	(15)/786
	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)
0	—	..	..	..	..	..	..	—
1	30.03	—	..	..	..	..	..	0.30
2	75.06	1.69	—	..	..	..	..	0.76
3	87.02	19.15	—	..	..	..	..	1.04
4	90.46	45.85	3.07	—	..	..	..	1.33
5	91.86	68.01	11.00	—	..	..	..	1.61
6	92.75	79.56	24.83	2.78	—	..	..	1.85
7	93.13	85.93	37.36	8.51	—	..	..	2.06
8	93.64	88.18	46.07	15.05	4.44	—	..	2.20
9	93.89	90.65	50.37	18.40	9.68	—	..	2.31
10	94.02	91.75	52.51	25.84	8.70	12.50	—	2.38
11	94.53	92.19	55.04	27.32	10.68	9.09	—	2.44
12	94.91	92.09	56.62	27.76	15.74	11.76	—	2.48
13	95.17	92.11	57.47	28.03	18.02	15.00	—	2.50
14	95.29	92.39	57.80	28.75	20.87	12.50	—	2.52
15	95.29	92.52	58.15	29.03	20.51	16.67	—	2.53

\* 夫婦総組数786より欄(8)行の数字を差し引いたもの。

付表9 1947-52結婚コホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚15~19年の初婚同士夫婦)：高等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数							(B) 左の(A)		
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第1子	第2子	第3子
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
0	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	94	2	—	—	—	—	—	58	—	—
2	23	38	—	—	—	—	—	152	2	—
3	6	52	5	—	—	—	—	175	40	—
4	3	35	7	1	—	—	—	181	92	5
5	3	16	23	2	—	—	—	184	127	12
6	1	9	14	2	—	—	—	187	143	35
7	2	6	12	7	—	—	—	188	152	49
8	1	4	12	5	—	—	—	190	158	61
9	—	5	8	1	1	—	—	191	162	73
10	1	—	4	2	2	—	—	191	167	81
11	1	3	2	1	2	—	—	192	167	85
12	—	—	—	3	—	—	—	193	170	87
13	—	—	1	1	—	—	—	193	170	87
14	—	1	—	2	—	—	—	193	170	88
15	..	..	..	..	..	..	..	193	171	88

(表 9 つづき)

結婚 持続期間 (年)	各欄の累積					(C) 結婚持続期間各期首における累積				
	第4子	第5子	第6子	第7子	計	無子	1児 (8)-(9)	2児 (9)-(10)	3児 (10)-(11)	4児 (11)-(12)
	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)*	(17)	(18)	(19)	(20)
0	—	—	—	—	—	202	—	—	—	—
1	—	—	—	—	58	144	58	—	—	—
2	—	—	—	—	154	50	150	2	—	—
3	—	—	—	—	215	27	135	40	—	—
4	—	—	—	—	278	21	89	87	5	—
5	1	—	—	—	324	18	57	115	11	1
6	3	—	—	—	368	15	44	108	32	3
7	5	—	—	—	394	14	36	103	44	5
8	12	—	—	—	421	12	32	97	49	12
9	17	—	—	—	443	11	29	89	56	17
10	18	1	—	—	458	11	24	86	63	17
11	20	3	—	—	467	10	25	82	65	17
12	21	5	—	—	476	9	23	83	66	16
13	24	5	—	—	479	9	23	83	63	19
14	25	5	—	—	481	9	23	82	63	20
15	27	5	—	—	484	9	22	83	61	22

結婚 持続期間 (年)	出生児数別夫婦組数			(D) 出生順位別結婚持続期間別出生率 (%)						
	5児 (12)-(13)	6児 (13)-(14)	7児 (14)	第1子 (1)/(16)	第2子 (2)/(17)	第3子 (3)/(18)	第4子 (4)/(19)	第5子 (5)/(20)	第6子 (6)/(21)	第7子 (7)/(22)
	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
0	—	—	—	28.71	..	..	..	..	..	..
1	—	—	—	65.28	3.45	..	..	..	..	..
2	—	—	—	46.00	25.33	—	..	..	..	..
3	—	—	—	22.22	38.52	12.50	..	..	..	..
4	—	—	—	14.29	39.33	8.05	20.00	..	..	..
5	—	—	—	16.67	28.07	20.00	18.18	—	..	..
6	—	—	—	6.67	20.45	12.96	6.25	—	..	..
7	—	—	—	14.29	16.67	11.65	15.91	—	..	..
8	—	—	—	8.33	12.50	12.37	10.20	—	..	..
9	—	—	—	—	17.24	8.99	1.79	5.88	..	..
10	1	—	—	9.09	—	4.65	3.17	11.76	—	..
11	3	—	—	10.00	12.00	2.44	1.54	11.76	—	..
12	5	—	—	—	—	—	4.55	—	—	..
13	5	—	—	—	—	1.20	1.59	—	—	..
14	5	—	—	—	4.35	—	3.17	—	—	..
15	5	—	—	..	..	..	..	..	..	..

結婚 持続期間 (年)	(E) 結婚持続期間各期首におけるパリティ拡大率 (%)							(F) 結婚持続期間各期首 における1夫婦当 り平均累積出生児数
	$P_0$ (8)/(202)	$P_1$ (9)/(8)	$P_2$ (10)/(9)	$P_3$ (11)/(10)	$P_4$ (12)/(11)	$P_5$ (13)/(12)	$P_6$ (14)/(13)	(15)/202
	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)
0	—	..	..	..	..	..	..	—
1	28.71	—	..	..	..	..	..	0.29
2	75.25	1.32	—	..	..	..	..	0.76
3	86.63	22.86	—	..	..	..	..	1.06
4	89.60	50.83	5.43	—	..	..	..	1.38
5	91.09	69.02	9.45	8.33	—	..	..	1.60
6	92.57	76.47	24.48	8.57	—	..	..	1.82
7	93.07	80.85	32.24	10.20	—	..	..	1.95
8	94.06	83.16	38.61	19.67	—	..	..	2.08
9	94.55	84.82	45.06	23.29	—	..	..	2.19
10	94.55	87.43	48.50	22.22	5.56	—	..	2.27
11	95.05	86.98	50.90	23.53	15.00	—	..	2.31
12	95.54	88.08	51.18	24.14	23.81	—	..	2.36
13	95.54	88.08	51.18	27.59	20.83	—	..	2.37
14	95.54	88.08	51.76	28.41	20.00	—	..	2.38
15	95.54	88.60	51.46	30.68	18.52	—	..	2.40

\* 夫婦総組数 202 より欄(8)各行の数字を差し引いたもの。

付表10 1942-47結婚コーホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚20~24年の初婚同士夫婦):初等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数							
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第8子
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
0	216	—	—	—	—	—	—	—
1	487	11	—	—	—	—	—	—
2	150	182	—	—	—	—	—	—
3	60	307	18	—	—	—	—	—
4	24	207	117	1	—	—	—	—
5	14	99	174	16	—	—	—	—
6	11	48	158	51	1	—	—	—
7	4	21	117	82	6	—	—	—
8	2	14	50	77	17	1	—	—
9	3	11	39	64	29	1	—	—
10	1	5	21	44	35	7	1	—
11	1	3	15	23	14	8	1	—
12	3	3	8	16	18	15	—	—
13	—	4	2	5	9	6	1	—
14	—	2	3	4	7	3	3	—
15	—	2	1	4	2	2	3	1
16	—	1	2	—	5	1	1	1
17	1	1	—	2	1	3	1	1
18	—	—	—	1	—	—	—	1
19	—	—	—	—	—	—	—	—
20	..	..	..	..	..	..	..	..

結婚 持続期間 (年)	(B) 上の(A)各欄の累積								
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第8子	計
	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	216	—	—	—	—	—	—	—	216
2	703	11	—	—	—	—	—	—	714
3	853	193	—	—	—	—	—	—	1,046
4	913	500	18	—	—	—	—	—	1,431
5	937	707	135	1	—	—	—	—	1,780
6	951	806	309	17	—	—	—	—	2,083
7	962	854	467	68	1	—	—	—	2,352
8	966	875	584	150	7	—	—	—	2,582
9	968	889	634	227	24	1	—	—	2,743
10	971	900	673	291	53	2	—	—	2,890
11	972	905	694	335	88	9	1	—	3,004
12	973	908	709	358	102	17	2	—	3,069
13	976	911	717	374	120	32	2	—	3,132
14	976	915	719	379	129	38	3	—	3,159
15	976	917	722	383	136	41	6	—	3,181
16	976	919	723	387	138	43	9	1	3,196
17	976	920	725	387	143	44	10	2	3,207
18	977	921	725	389	144	47	11	3	3,217
19	977	921	725	390	144	47	11	4	3,219
20	977	921	725	390	144	47	11	4	3,219

(表10つづき)

結婚 持続期間 (年)	C) 結婚持続期間各期首における累積出生児数別夫婦組数								
	無子	1 児 (9)-(10)	2 児 (10)-(11)	3 児 (11)-(12)	4 児 (12)-(13)	5 児 (13)-(14)	6 児 (14)-(15)	7 児 (15)-(16)	8 児 (16)
	(18)*	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)
0	1,014	—	—	—	—	—	—	—	—
1	798	216	—	—	—	—	—	—	—
2	311	692	11	—	—	—	—	—	—
3	161	660	193	—	—	—	—	—	—
4	101	413	482	18	—	—	—	—	—
5	77	230	572	134	1	—	—	—	—
6	63	145	497	292	17	—	—	—	—
7	52	108	387	399	67	1	—	—	—
8	48	91	291	434	143	7	—	—	—
9	46	79	255	407	203	23	1	—	—
10	43	71	227	382	238	51	2	—	—
11	42	67	211	359	247	79	8	1	—
12	41	65	199	351	256	85	15	2	—
13	38	65	194	343	254	88	30	2	—
14	38	61	196	340	250	91	35	3	—
15	38	59	195	339	247	95	35	6	—
16	38	57	196	336	249	95	34	8	1
17	38	56	195	338	244	99	34	8	2
18	37	56	196	336	245	97	36	8	3
19	37	56	196	335	246	97	36	7	4
20	37	56	196	335	246	97	36	7	4

結婚 持続期間 (年)	D) 出生順位別結婚持続期間別出生確率 (%)							
	第1子 (1)/(18)	第2子 (2)/(19)	第3子 (3)/(20)	第4子 (4)/(21)	第5子 (5)/(22)	第6子 (6)/(23)	第7子 (7)/(24)	第8子 (8)/(25)
	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
0	21.30	..	..	..	..	..	..	..
1	61.03	5.09	..	..	..	..	..	..
2	48.23	26.30	—	..	..	..	..	..
3	37.27	46.52	9.33	..	..	..	..	..
4	23.76	50.12	24.27	5.56	..	..	..	..
5	18.18	43.04	30.42	11.94	—	..	..	..
6	17.46	33.10	31.79	17.47	5.88	..	..	..
7	7.69	19.44	30.23	20.55	8.96	—	..	..
8	4.17	15.38	17.18	17.74	11.89	14.29	..	..
9	6.52	13.92	15.29	15.72	14.29	4.35	—	..
10	2.33	7.04	9.25	11.52	14.71	13.73	50.00	..
11	2.38	4.48	7.11	6.41	5.67	10.13	12.50	—
12	7.32	4.62	4.02	4.56	7.03	17.65	—	—
13	—	6.15	1.03	1.46	3.54	6.82	3.33	—
14	—	3.28	1.53	1.18	2.80	3.30	8.57	—
15	—	3.39	0.51	1.18	0.81	2.11	8.57	16.67
16	—	1.75	1.02	—	2.01	1.05	2.94	12.50
17	2.63	1.79	—	0.59	0.41	3.03	2.94	12.50
18	—	—	—	0.30	—	—	—	12.50
19	—	—	—	—	—	—	—	—
20	..	..	..	..	..	..	..	..

(表10つづき)

結婚 持続期間 (年)	(E) 結婚持続期間各期首におけるパリティ拡大率 (%)									(F) 結婚持続期間各 期首における1 夫婦当たり平均 累積出生児数
	$P_0$	$P_1$	$P_2$	$P_3$	$P_4$	$P_5$	$P_6$	$P_7$		
	(0)/1,014	(0)/(0)	(1)/(10)	(12)/(11)	(13)/(12)	(14)/(13)	(15)/(14)	(16)/(15)	(17)/1,014	
	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	
0	—	..	..	..	..	..	..	..	—	
1	21.30	—	..	..	..	..	..	..	0.21	
2	69.33	1.56	—	..	..	..	..	..	0.70	
3	84.12	22.63	—	..	..	..	..	..	1.03	
4	90.04	54.76	3.60	—	..	..	..	..	1.41	
5	92.41	75.45	19.09	0.74	—	..	..	..	1.76	
6	93.79	84.75	38.34	5.50	—	..	..	..	2.05	
7	94.87	88.77	54.68	14.56	1.47	—	..	..	2.32	
8	95.27	90.58	66.74	25.68	4.67	—	..	..	2.55	
9	95.46	91.84	71.32	35.80	10.57	4.17	—	..	2.71	
10	95.76	92.69	74.78	43.24	18.21	3.77	—	..	2.85	
11	95.86	93.11	76.69	48.27	26.27	10.23	11.11	—	2.96	
12	95.96	93.32	78.08	50.49	28.49	16.67	11.76	—	3.03	
13	96.25	93.34	78.70	52.16	32.09	26.67	6.25	—	3.09	
14	96.25	93.75	78.58	52.71	34.04	29.46	7.89	—	3.12	
15	96.25	93.95	78.74	53.05	35.51	30.15	14.63	—	3.14	
16	96.25	94.16	78.67	53.53	35.66	31.16	20.93	11.11	3.15	
17	96.25	94.26	78.80	53.38	36.95	30.77	22.73	20.00	3.16	
18	96.35	94.27	78.72	53.66	37.02	32.64	23.40	27.27	3.17	
19	96.35	94.27	78.72	53.79	36.92	32.64	23.40	36.36	3.17	
20	96.35	94.27	78.72	53.79	36.92	32.64	23.40	36.36	3.17	

\* 夫婦総組数 1,014 より欄(0)各行の数字を差し引いたもの。

付表11 1942-47結婚コホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満の結婚20~24年の初婚同士夫婦): 中等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数							
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第8子
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
0	138	—	—	—	—	—	—	—
1	288	4	—	—	—	—	—	—
2	74	110	1	—	—	—	—	—
3	40	170	7	1	—	—	—	—
4	16	119	59	2	—	—	—	—
5	8	71	94	5	1	—	—	—
6	2	33	112	23	—	1	—	—
7	2	20	52	41	6	—	—	—
8	1	7	39	36	6	1	—	—
9	1	4	18	37	15	—	—	—
10	—	2	12	21	16	3	—	—
11	2	1	9	20	11	4	—	—
12	—	2	6	9	7	8	—	—
13	—	1	—	7	4	2	3	—
14	—	—	1	6	3	4	2	—
15	—	2	—	1	—	3	2	—
16	—	1	—	—	2	2	1	—
17	1	—	1	—	—	—	2	1
18	—	—	—	—	1	—	1	—
19	—	—	—	1	1	1	—	—
20	..	..	..	..	..	..	..	..



(表11つづき)

結婚 持続期間 (年)	(B) 前の (A) 各欄の累積								
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第8子	計
	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	138	—	—	—	—	—	—	—	138
2	426	4	—	—	—	—	—	—	430
3	500	114	1	—	—	—	—	—	615
4	540	284	8	1	—	—	—	—	833
5	556	403	67	3	—	—	—	—	1,029
6	564	474	161	8	1	—	—	—	1,208
7	566	507	273	31	1	—	—	—	1,379
8	568	527	325	72	7	1	—	—	1,500
9	569	534	364	108	13	2	—	—	1,590
10	570	538	382	145	28	2	—	—	1,665
11	570	540	394	166	44	5	—	—	1,719
12	572	541	403	186	55	9	—	—	1,766
13	572	543	409	195	62	17	—	—	1,798
14	572	544	409	202	66	19	3	—	1,815
15	572	544	410	208	69	23	5	—	1,831
16	572	546	410	209	69	26	7	—	1,839
17	572	547	410	209	71	28	8	—	1,845
18	573	547	411	209	71	28	10	1	1,850
19	573	547	411	209	72	28	11	1	1,852
20	573	547	411	210	73	29	11	1	1,855

結婚 持続期間 (年)	(C) 結婚持続期間各期首における累積出生児数別夫婦組数								
	無子	1児	2児	3児	4児	5児	6児	7児	8児
	(18)*	(9)-(10)	(10)-(11)	(11)-(12)	(12)-(13)	(13)-(14)	(14)-(15)	(15)-(16)	(16)
	(18)*	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)
0	604	—	—	—	—	—	—	—	—
1	466	138	—	—	—	—	—	—	—
2	178	422	4	—	—	—	—	—	—
3	104	386	113	1	—	—	—	—	—
4	64	256	276	7	1	—	—	—	—
5	48	153	336	64	3	—	—	—	—
6	40	90	313	153	7	1	—	—	—
7	38	59	234	242	30	—	1	—	—
8	36	41	202	253	65	6	1	—	—
9	35	35	170	256	95	11	2	—	—
10	34	32	156	237	117	26	2	—	—
11	34	30	146	228	122	39	5	—	—
12	32	31	138	217	131	46	9	—	—
13	32	29	134	214	133	45	17	—	—
14	32	28	135	207	136	47	16	3	—
15	32	28	134	202	139	46	18	5	—
16	32	26	136	201	140	43	19	7	—
17	32	25	137	201	138	43	20	8	—
18	31	26	136	202	138	43	18	9	1
19	31	26	136	202	137	44	17	10	1
20	31	26	136	201	137	44	18	10	1

(表11つづき)

結婚 持続期間 (年)	(D) 出生順位別結婚持続期間別出生確率 (%)							
	第1子 (1)/(18)	第2子 (2)/(19)	第3子 (3)/(20)	第4子 (4)/(21)	第5子 (5)/(22)	第6子 (6)/(23)	第7子 (7)/(24)	第8子 (8)/(25)
	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
0	22.85	..	..	..	..	..	..	..
1	61.80	2.90	..	..	..	..	..	..
2	41.57	26.07	25.00	..	..	..	..	..
3	38.46	44.04	6.19	100.00	..	..	..	..
4	25.00	46.48	21.38	28.57	—	..	..	..
5	16.67	46.41	27.98	7.81	33.33	..	..	..
6	5.00	36.67	35.78	15.03	—	100.00	..	..
7	5.26	33.90	22.22	16.94	20.00	..	—	..
8	2.78	17.07	19.31	14.23	9.23	16.67	—	..
9	2.86	11.43	10.59	14.45	15.79	—	—	..
10	—	6.25	7.69	8.86	13.68	11.54	—	..
11	5.88	3.33	6.16	8.77	9.02	10.26	—	..
12	—	6.45	4.35	4.15	5.34	17.39	—	..
13	—	3.45	—	3.27	3.01	4.44	17.65	..
14	—	—	0.74	2.90	2.21	8.51	12.50	—
15	—	7.14	—	0.50	—	6.52	11.11	—
16	—	3.85	—	—	1.43	4.65	5.26	—
17	3.13	—	0.73	—	—	—	10.00	12.50
18	—	—	—	—	0.72	—	5.56	—
19	—	—	—	0.50	0.73	2.27	—	—
20	..	..	..	..	..	..	..	..

結婚 持続期間 (年)	(E) 結婚持続期間各期首におけるパリティ拡大率 (%)									(F) 結婚持続期間各 期首における1 夫婦当たり平均 累積出生児数 (7)/604
	$P_0$ (9)/604	$P_1$ (10)/(9)	$P_2$ (11)/(10)	$P_3$ (12)/(11)	$P_4$ (13)/(12)	$P_5$ (14)/(13)	$P_6$ (15)/(14)	$P_7$ (16)/(15)		
	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	
0	—	..	..	..	..	..	..	..	..	—
1	22.85	—	..	..	..	..	..	..	..	0.23
2	70.53	0.94	—	..	..	..	..	..	..	0.71
3	82.78	22.80	0.88	—	..	..	..	..	..	1.02
4	89.40	52.59	2.82	12.50	—	..	..	..	..	1.38
5	92.05	72.48	16.63	4.48	—	..	..	..	..	1.70
6	93.38	84.04	33.97	4.97	12.50	—	..	..	..	2.00
7	93.71	89.58	53.85	11.36	3.23	100.00	—	..	..	2.28
8	94.04	92.78	61.67	22.15	9.72	14.29	—	..	..	2.48
9	94.21	93.85	68.16	29.67	12.04	15.38	—	..	..	2.63
10	94.37	94.39	71.00	37.96	19.31	7.14	—	..	..	2.76
11	94.37	94.74	72.96	42.13	26.51	11.36	—	..	..	2.85
12	94.70	94.58	74.49	46.15	29.57	16.36	—	..	..	2.92
13	94.70	94.93	75.32	47.68	31.79	27.42	—	..	..	2.98
14	94.70	95.10	75.18	49.39	32.67	28.79	15.79	—	..	3.00
15	94.70	95.10	75.37	50.73	33.17	33.33	21.74	—	..	3.03
16	94.70	95.45	75.09	50.98	33.01	37.68	26.92	—	..	3.04
17	94.70	95.63	74.95	50.98	33.97	39.44	28.57	—	..	3.05
18	94.87	95.46	75.14	50.85	33.97	39.44	35.71	10.00	..	3.06
19	94.87	95.46	75.14	50.85	34.45	38.89	39.29	9.09	..	3.07
20	94.87	95.46	75.14	51.09	34.76	39.73	37.93	9.09	..	3.07

\* 夫婦総組数 604 より欄(9)各行の数字を差し引いたもの。

付表12 1942-47結婚コーホート出生力表(妻の結婚年齢30歳未満20~24年の初婚同士夫婦): 高等教育(夫)

結婚 持続期間 (年)	(A) 各結婚持続期間中の出生順位別出生児数						(B) 左の(A)		
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第1子	第2子	第3子
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
0	29	—	—	—	—	—	—	—	—
1	89	1	—	—	—	—	29	—	—
2	19	16	—	—	—	—	118	1	—
3	6	55	1	—	—	—	137	17	—
4	2	33	3	—	—	—	143	72	1
5	3	15	20	1	—	—	145	105	4
6	1	10	23	1	—	—	148	120	24
7	—	3	20	2	—	—	149	130	47
8	—	4	9	1	1	—	149	133	67
9	—	5	7	8	—	—	149	137	76
10	—	1	5	4	1	—	149	142	83
11	1	—	3	3	—	1	149	143	88
12	—	—	1	3	1	—	150	143	91
13	—	—	1	—	1	—	150	143	92
14	—	—	—	—	1	—	150	143	93
15	—	1	—	—	—	—	150	143	93
16	—	—	—	—	—	—	150	144	93
17	—	—	—	—	—	—	150	144	93
18	—	—	—	1	—	—	150	144	93
19	—	—	—	—	—	—	150	144	93
20	..	..	..	..	..	..	150	144	93

結婚 持続期間 (年)	各欄の累積				(C) 結婚持続期間各期首における累積出生児数別				
	第4子	第5子	第6子	計	無子	1児 (7)-(8)	2児 (8)-(9)	3児 (9)-(10)	4児 (10)-(11)
	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)*	(15)	(16)	(17)	(18)
0	—	—	—	—	160	—	—	—	—
1	—	—	—	29	131	29	—	—	—
2	—	—	—	119	42	117	1	—	—
3	—	—	—	154	23	120	17	—	—
4	—	—	—	216	17	71	71	1	—
5	—	—	—	254	15	40	101	4	—
6	1	—	—	293	12	28	96	23	1
7	2	—	—	328	11	19	83	45	2
8	4	—	—	353	11	16	66	63	4
9	5	1	—	368	11	12	61	71	4
10	13	1	—	388	11	7	59	70	12
11	17	2	—	399	11	6	55	71	15
12	20	2	1	407	10	7	52	71	18
13	23	3	1	412	10	7	51	69	20
14	23	4	1	414	10	7	50	70	19
15	23	5	1	415	10	7	50	70	18
16	23	5	1	416	10	6	51	70	18
17	23	5	1	416	10	6	51	70	18
18	23	5	1	416	10	6	51	70	18
19	24	5	1	417	10	6	51	69	19
20	24	5	1	417	10	6	51	69	19

(表12つづき)

結婚 持続期間 (年)	夫婦組数		(D) 出生順位別結婚持続期間別出生確率 (%)					
	5 児 (11)-(12)	6 児 (12)	第 1 子 (1)/(14)	第 2 子 (2)/(15)	第 3 子 (3)/(16)	第 4 子 (4)/(17)	第 5 子 (5)/(18)	第 6 子 (6)/(19)
	(10)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)
0	—	—	18.13	..	..	..	..	..
1	—	—	67.94	3.45	..	..	..	..
2	—	—	45.24	13.68	—	..	..	..
3	—	—	26.09	45.83	5.88	..	..	..
4	—	—	11.76	46.48	4.23	—	..	..
5	—	—	20.00	37.50	19.80	25.00	..	..
6	—	—	8.33	35.71	23.96	4.35	—	..
7	—	—	—	15.79	24.10	4.44	—	..
8	—	—	—	25.00	13.64	1.59	25.00	..
9	1	—	—	41.67	11.48	11.27	—	—
10	1	—	—	14.29	8.47	5.71	8.33	—
11	2	—	9.09	—	5.45	4.23	—	50.00
12	1	1	—	—	1.92	4.23	5.56	—
13	2	1	—	—	1.96	—	5.00	—
14	3	1	—	—	—	—	5.26	—
15	4	1	—	14.29	—	—	—	—
16	4	1	—	—	—	—	—	—
17	4	1	—	—	—	—	—	—
18	4	1	—	—	—	1.43	—	—
19	4	1	—	—	—	—	—	—
20	4	1	..	..	..	..	..	..

結婚 持続期間 (年)	(E) 結婚持続期間各期首におけるバリテイー拡大率 (%)						(F) 結婚持続期間各期首 における1夫婦当 り平均累積出生児数
	$P_0$	$P_1$	$P_2$	$P_3$	$P_4$	$P_5$	
	(7)/160	(8)/(7)	(9)/(8)	(10)/(9)	(11)/(10)	(12)/(11)	
	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)
0	—	..	..	..	..	..	—
1	18.13	—	..	..	..	..	0.18
2	73.75	0.85	—	..	..	..	0.74
3	85.63	12.41	—	..	..	..	0.96
4	89.38	50.35	1.39	—	..	..	1.35
5	90.63	72.41	3.81	—	..	..	1.59
6	92.50	81.08	20.00	4.17	—	..	1.83
7	93.13	87.25	36.15	4.26	—	..	2.05
8	93.13	89.26	50.38	5.97	—	..	2.21
9	93.13	91.95	55.47	6.58	20.00	—	2.30
10	93.13	95.30	58.45	15.66	7.69	—	2.43
11	93.13	95.97	61.54	19.32	11.76	—	2.49
12	93.75	95.33	63.64	21.98	10.00	50.00	2.54
13	93.75	95.33	64.34	25.00	13.04	33.33	2.58
14	93.75	95.33	65.03	24.73	17.39	25.00	2.59
15	93.75	95.33	65.03	24.73	21.74	20.00	2.59
16	93.75	96.00	64.58	24.73	21.74	20.00	2.60
17	93.75	96.00	64.58	24.73	21.74	20.00	2.60
18	93.75	96.00	64.58	24.73	21.74	20.00	2.60
19	93.75	96.00	64.58	25.81	20.83	20.00	2.61
20	93.75	96.00	64.58	25.81	20.83	20.00	2.61

\* 夫婦総組数 160 より欄(7)各行の数字を差し引いたもの。

## Report of the Fifth Fertility Survey in 1967 (6)

Kazumasa KOBAYASHI

This sixth report of the Fifth Fertility Survey conducted in 1967 by the Institute of Population Problems deals with comparisons of couple fertility between different educational levels of husband by means of marriage cohort analysis. The marriage cohorts were divided, in the same manner as indicated in the previous reports, into 5-year groups as to years of marriage ascending from mid-year of 1962 to that of 1942, that is, 1957-62, 1952-57, 1947-52, and 1942-47 marriage cohorts. The length of period of observation was limited to the first 5 years for 1957-62 marriage cohort, the first 10 years for 1952-57, the first 15 years for 1942-52, and the first 20 years for 1942-47 marriage cohorts. The married couples were limited to those first-married with wives married under 30 years of age. The husband's education was classified simply into three broad groups, i. e., primary, middle, and higher. The method of constructing fertility tables is same as described in the previous reports.

In the 1957-62 marriage cohort, little difference is observed as to the average number of children ever-born alive per married couple, between different educational groups.

In the 1952-57 marriage cohort, the primary education group has the largest family size, measured in terms of the average number of children ever-born alive per married couple, at the end of 5 years passed since marriage and over. The second largest family size is shown by the middle education group and the higher education group has the smallest family size.

The difference in the family size between the middle and the higher education groups is much greater than the difference between the primary and the middle education groups. The mean family size at the end of 10 years of marriage is 2.22 for primary education, 2.14 for middle education and 1.92 for higher education.

As to the 1947-52 and 1942-47 marriage cohorts. The matter is also same as the case of the 1952-57 marriage cohort.

As far as the marriage cohort fertility is concerned, the primary education and the middle education of husbands do not cause any much difference.

---

## 資 料

---

### ヨーロッパは老いつつある……

新しい人口政策の必要に鑑みて

本稿は、ヨーロッパ評議会 (Council of Europe) から送られてきた “Today in Europe” と題する特別刊行物の “Europe is getting old…” という小論を翻訳紹介するものである。この小論「ヨーロッパは老いつつある……」は、「ル・モンド」の記者であるジャン＝ピエール・ドゥモン (Jean-Pierre Dumont) が、ヨーロッパ評議会に委嘱されて書いたもので、最近、ストラスブルグで開催された「第2回ヨーロッパ人口会議」(Second European Population Conference, 本誌雑報欄参照) の結果をふまえて、アジアを中心とする人口爆発とはまさに逆に、ヨーロッパの人口は老年化しつつあり、なんらかの人口に関する政策をたてねばならないという問題意識から書かれたものである。

日本の場合、いまだ人口の老年化は大きな課題にはなっていないが、出生力が低い状態で進みつつある現在、ヨーロッパと同じような問題に直面する可能性が大きいわけで、その意味で、ヨーロッパの人口に関する政策の方向を示唆しているこの小論は参考になろう。

以下はその全訳である。

(高橋 真一)

#### ヨーロッパは老いつつある……

新しい人口政策の必要に鑑みて

つい最近、ヨーロッパ評議会主催の第2回ヨーロッパ人口会議が、ストラスブルグで開催され、旧大陸からの専門家ならびにアメリカ合衆国と東ヨーロッパ諸国からのオブザーバーが一堂に会した。世界が、とり返しのつかない破局が待ち構えているという世論およびある専門家たち双方の考え方の基礎となっている、驚くべき人口爆発を経験している一方で、ヨーロッパの人口学者は、先進諸国を震撼とさせているもう一つの人口革命に目を注いでいた。それは、徐じょにおこっている西欧の人口の老年化と、出生力の低下すなわち今日の女子が再生産年齢の間に世に送り出す子供の数の減少、である。

人口問題の専門家は、ヨーロッパ評議会の加盟国に、新しい人口政策のための機が熟していることを確信させることができたであろうか？ 研究によって明らかにされた結果には、そのような政策を適用することが緊急の課題であることが示されている。しかし、そのような政策が、公然と出生を奨励することができるのかあるいはなさるべきなのかどうかを決定することが、いまや必要である。

毎日、あまりにも多くの子供が生まれている。世界は、遠からず、経済発展によっては決して満たされることのない、怒濤のように押しよせてくる飢えた人びとによって圧倒されることになろう。ヨーロッパの人びとは、しばしばこの事について関心を示す。かれらは、フランスやドイツ、イタリアやイギリスは出生率の上昇を喚起すべきでない、という結論を引き出す。

ヨーロッパ以外の人びとは、技術の進歩や増大する生産力が、来るべき30年後、地球をおおうであろう数えきれないほど多くの人口を養えるだろうということを、認めるについてはまったくやぶさか

でない——しかし、かれらは、拡大していくこの人類は、その過程で地球に地獄を生み出すような公害をもたらすであろう、ということをつけ加える。

全世界の国ぐにを包括する国際諸機関によって調査されるべきこれらの問題は、ヨーロッパがこの議論に参加するときには、注意深く扱われねばならない。なぜなら、ヨーロッパは、開発途上国において進行している人口革命とはまったく違った革命を経験しつつあるからである。

### 西暦2000年には倍になる人口

世界の人口は、1920年から1960年まで60%増加し、1960年から2000年までに倍になると予測されている。それに対して、先進諸国の人口は、1920年から1960年までにたった41%増加したに過ぎず、1960年から2000年までに48%しか増加しないと思われる。ヨーロッパの人口増加率はさらに小さく、1920～60年に30.77%、1960～2000年には24%という具合である。ヨーロッパの人口は、1920年に先進諸国の人口のうちの53.6%を占めていたものが、1960年には49%を占めるに過ぎなくなり、2000年までにはその割合が41.6%にまで低下すると思われる。この下降傾向は、ヨーロッパが経済的・政治的問題で演ずる役割が減少すること、および、老年化過程でさらに激烈になるとと思われる社会的・財政的問題がもたらされること、を意味し、今後この傾向は続くであろう。

ある東ヨーロッパの国ぐにや地中海諸国は、1950年には64歳以上の人口の総人口に占める割合は4%未満であったので、その人口は、青年期とか壮年期とかいう範疇に入れられることができた。1968年になると、ヨーロッパのすべての国ぐにの人口は、トルコを除いて老年化し、64歳以上の人口の割合は7%以上になった。ある国ぐにでは一時的な反動があるにせよ、老年化傾向は進むであろうし、それぞれの国の人口の状態をあらわす有名な「人口ピラミッド」（多くの年少人口、適度な生産年齢人口、少ない老年人口）は、多分長方形になるであろう（この場合、年少人口は、生産年齢人口および老年人口と同じ大きさである）。

この老年化傾向は、しばしば考えられていることとは逆で、単に人間の寿命の延びによるものではない。これは、むしろ、出産に関して夫婦の態度が著しく変化したことによるものである。例えば、フランスでは、最近の世代の出生力は、それ以前の世代の出生力よりも低くなっている。「完結出生力」（14～54歳の女子が生んだ平均児数）は、1931年には2.64であったが、1943年には2.20に低下した。

同じ傾向は、西ドイツ、オランダ、およびベルギーにも見られる。これらの国ぐにでは、かつて、「このような子供を生まない世代」は決してみられなかった。将来は出生率がさらに低まるだろうと、フランスの大部分の人口学者は考えている。タバ（フランス国立人口問題研究所）は、「工業化社会または脱工業化社会を反映して、人口学の新しい類型が、我われの目の前に現われることはないだろう」とみている。

### 早 婚

若い人たちは、前の世代よりもかなり早く結婚するようになっている。かれらは、早いうちに出産をすませ、一般に、家族の規模は以前よりもはるかに小さくなっている。

中流階級の、とくに事務労働者や第3次産業労働者の生活水準の上昇、生活の方法の変化による影響（都市化、自動車、レジャー）、家族計画の進展、および、とりわけ婦人労働者の増加は、出生率を下げるすべての要因といえる。この新しいマルサス主義は、すでに、ある国ぐにでは解決困難な経済的問題を引き起こしているが、その他の国ぐにでもいずれ波及するであろう。労働力不足に直面し

て、雇用者はすでに外国の労働力を呼びよせている。フランスでは、1955年から1966年まで労働力人口は77万人ずつ増加したが、外国からの移民は80万人に達した。

年金を同じ水準に維持するために、老後保険計画において、フランスではすでに自営職人や小売業者の場合に起っているような慢性的赤字に落ち込まないように、保険料率を再考せねばならなくなっている。

さて、将来の可能性としては、労働力人口は、非労働力人口よりも増加しないであろう。人口におけるおおよび結果的には経済における均衡はどのようにして保たれえるのか？ 新たな労働力不足と年金の新たな赤字は、どのようにして回避することが出来るのか？ そして、ヨーロッパの人口老年化は、これらの国ぐにの政治的存命にどのように影響を与えるのであろうか？ 我われは、保守主義や時代遅れの考え方の勝利の証言者となるべきなのか？

## 2つの可能な政策

大まかにいって、現在の状態を除外すれば、2つの可能なそして非常に異なった政策があるといえる。その第1の政策は、出生率上昇を喚起させて、事態のおもむく方向をくい止めるのは不可能であることを認めることにある。政府当局は、この場合に、外国人労働力依存を強めることによって生産力増強計画を立て、また、年金計画のために税収入を大幅に高めて、ヨーロッパ人口の相対的停滞化を補うことを努力すべきである。

このような政策には、移民やその家族の住宅を建設するための投資をふやすことが含まれている。また、それは、長期的にみればじめて効果のあることであるが、移民の同化を促進させて、均一な社会的融合体にするために、世論を導いていく努力が必要であることも意味している。

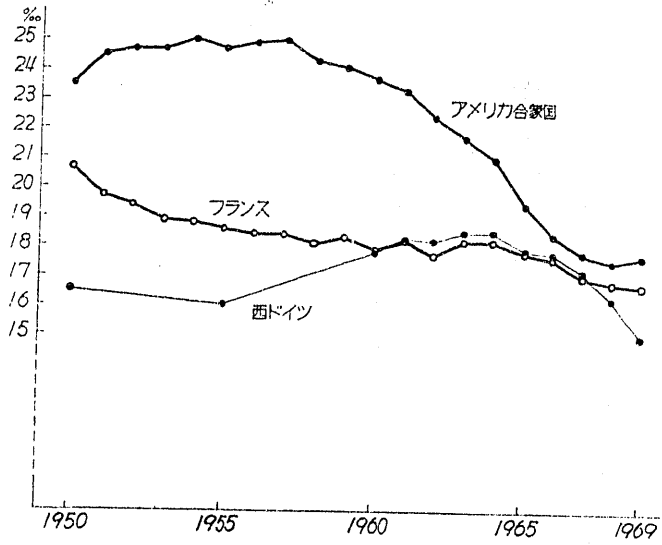
もう一つの政策は、種じゅの方法によって出生率を高めようとするものである。女性を家庭にとじこめておこうとするのは不可能であり、非論理的であり、かつ偏狭な考え方であろう。女性はもっと職をもつことを望んでいる。新しい人口政策は、このような理由によって、第一に、パートタイムの仕事や社会的施設（託児所、学校、「自動車食堂」など）を開発しようとするものである。これらのパートタイムの仕事や社会的施設は、大かれ少なかれ自治体の援助をこうむるもので、これによって女性が働きそして子供を生むこと両方が可能になろう。第二に——この政策は第二までであるが——3人目までの子供のそれぞれに、高額の出産手当を支給することによって、家族手当の体系を強化し改善することが必要であろう——子供のない家族で、最初の子供を生むことを容易にすること、同様に、さらに子供を生むことをためらっている家族で、2番目、3番目の子供を生むことを容易にすることが重要であるがゆえに、このような政策が必要であろう。また、家族をもつ人の所得に、独身者の所得と同じような余裕を持たせるために、実質的な家族手当をふやし、改善することも必要である。

3人の子供を持つ不熟練労働者の家族の生活程度は、子供のない家族のその3分の1であるというのは、たぶんあまり知られていないことである。1969年10月現在、西ドイツやスウェーデンでは、前者の生活程度は後者の34%、ベルギーやイギリスでは39%、フランスでは40%である。

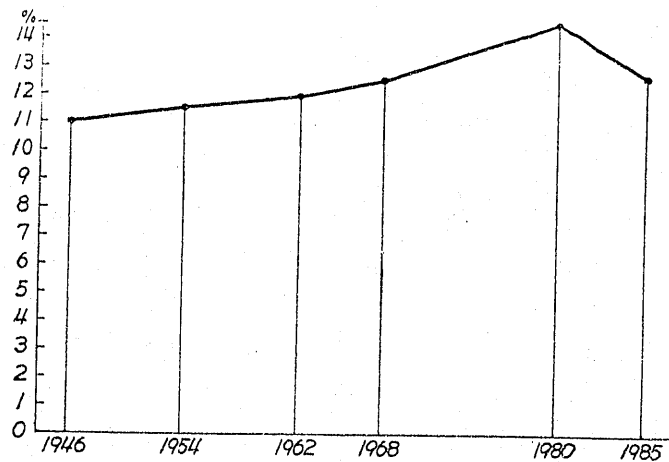
先進国および第3世界に比較して、政治的、経済的劣勢を生んだ現状主義や放任主義を回避するために、ヨーロッパは、これら2つの政策のいずれかの迅速な十分に考慮された選択をしなければならぬと考えられる。移民を奨励する方法、あるいは出生率を高める方法のいずれを採用するにしてもそれに権限を与えることが多分必要であろう。しかし、いずれにしてもどちらかを選択しなければならない。



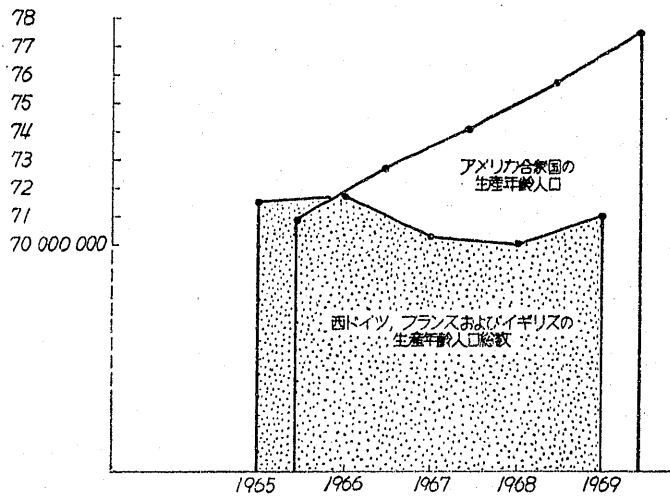
出生率低下の傾向は、とりわけ工業国で明らかである。



フランスの老年人口の割合は1980年まで増加する。



生産年齢人口は、アメリカ合衆国では増加するがヨーロッパでは増加しない。



Translation of  
*Europe is Getting Old...*  
*In need of a new population policy*

This material is the translation of the thesis entitled "Europe is getting old...", one of the special publication, "Today in Europe" published by Council of Europe.

The author is Jean-Pierre Dumont who is the journalist of "Le Monde". He has written this article exclusively for the newspapers receiving feature service of Council of Europe and with due regard to results of Second European Population Conference organized by Council of Europe.

Summary is as follows. Every day for too many children are born and the world population is increasing at an accelerating tempo. But in contrast with this fact, Europe keeps lower in the birth rate, and the ageing process is continuing more and more. This trend created in European Countries economic and social problems which were very difficult to solve.

In order to solve these problems, it can be thought that there are two possible policies. One would be to recognize that it is impossible to stimulate the birth rate, and to endeavour to offset the relative stagnancy of the European population by vigorous attempts to raise productivity by increasing recourse to foreign labor.

The other would consist in stimulating the birth rate by developing part-time work and social utilities which enable women both to work and to bear children, and by granting very high maternity bonuses for each of the first three children.

In any case Europe will have to make a rapid and pertinent choice between these two policies.

(Shinichi TAKAHASHI)

# ヨーロッパの二つの国際条約：

## ヨーロッパ社会憲章とヨーロッパ社会保障条約

本稿はパリ大学教授 Lyon-Caen 氏の *Droit Social Européen* 中から、社会保障に関する部分を抄訳したものである。この方面の文献の乏しい折何らかの参考となれば幸である。 (室 三郎)

### 110 ヨーロッパ協議会

1945年以後制限された職業の範囲で社会制度の接近が行われた。その研究は単にまた主として国際社会法にとどまるものではない。

しかしながら、この制度は特にヨーロッパの問題に関係している。我々が当面するのは、共同体(コミュニテール)以外のヨーロッパ社会法であるが、共同体の社会法を無視することは不可能であるし、またそれは共同体法に影響を及ぼしている。

完全なリストを挙げるまでもなく、我々はただ西欧欧州連合(L' Union de l' Europe Occidentale (U. E. O.)) と称する。これは1948年3月17日のブラッセル条約で創設され、英国を含み、今日7カ国を含んでいる。

アメリカと20カ国を含んでいる L'OCDE は、1948年マーレセルプランの時設立された、これは社会的な面で研究するのに重要な源である。

1949年に創設された欧州協議会(Le Conseil de l' Europe) は、15カ国を含み、スカンディナヴィヤ諸国と英国を含んでいる。欧州協議会の下における大臣協議会は社会的な面で非常に活動的である。

### 111 欧州協議会で作られた協約

同質ではない共同体以外を含むこのヨーロッパで、古典的なタイプの協約が最近いくつか採択された。これらの協約の主要なものは、その内容を知ることが重要であるし、少なくとも社会的な内容を含んだものはそうである。

我々はこれを三つの肝要な部門に限ろうと思う。

人権に関するヨーロッパ協約、特にヨーロッパ社会憲章とヨーロッパ社会保障条約である。これらの協約は古典的な国際条約と大して違っていない。またILOの精神は確かにこの共同体以外のヨーロッパ社会法に感ぜられ、特にヨーロッパの協議会の枠内で作られたものはそうである。ILO事務局の官僚達は、これらの協約の主な作成者である。その内容において、これらの協約はヨーロッパの特殊の事情の下において、労働と社会保障に関する規範(normes)に適應している。

#### A ヨーロッパ人権及び基本的自由擁護条約

112 この協約はヨーロッパ協議会のもとで作られ、間接的に社会立法と関係している。これは1948年12月10日の人権の普遍的宣言の少し後に締結された、即ち1950年においてである。この1948年12月10日の人権宣言は条約ではなく、各国にとって強制的なものではない。それ故ヨーロッパ諸国にとって強制的な協約に簡単に原則を変える必要があったのである。エキスパート達はこの協約を1950年ローマで任命せられ作成した。現在までにこの条約は14の批准を得ており、従って効力を発生して

いる。しかしフランスがこれを批准していないことは誰でも知っており、その理由は簡単でフランス国憲法特にその16条がヨーロッパ人権保障条約の種々の原則に反するからである。更にフランスが最近に経験した種々の出来事がこの条約の批准に反対するのであって、そのわけは、ある種の国家てんぷく団体がこの条約では法廷に訴えるのを許しているからである。政治的情況が変化すれば批准することも考えられるが、憲法16条自身が修正されることが必要なことが明らかである。

この条約で2カ条が社会法の面で興味がある、4条の強制労働に関するものと11条の労働組合の自由とである。

4条は強制労働に関し、奴隷を禁じ、凡ゆる種類の強制労働を禁じている。それは根柢においてILOの105条条約に非常に近い。条約は例外を規定しているがそれには4つある。拘留された者、軍人、または良心から軍務に反対の者、凡ゆる市民で公の災害を受けた者、そして最後にその国に強制が存在している場合通常の市民の義務として強制せられる場合である。

労働組合の自由に関する11条も、因襲的な権利を息吹かせ後にILO 787号条約となった。唯単に個人が組合に所属するだけで、労働組合の組織に集団的な権利をもっていなければこの条項から進歩は期待できなかつた。

ここで我々は、人権に関するヨーロッパ条約は社会法制的面で大進歩を成したといいうるのである。

## B ヨーロッパ社会憲章

これについては、詳説するのが良い、何故なら、これはヨーロッパの根本的な文献であるからである。それはヨーロッパ協議会の成立（それには10年近くかかっている）と同じく、国際条約であり、1961年に署名された。準備作業はシュトラスブルグでILOのやり方と同じ方法で三者から成る会合で進められた。テキストの編集は寿府のILO事務局の指名するエキスパートに専ら任せられた。ヨーロッパの協議会の諮問総会が1960年に審議し、1961年10月にトリノで署名が行われた。5カ国の必要な批准を得た後1963年に発効した。フランスは未だこれを批准していないが、フランスにとって根本的にこの批准に反対するものがあるとは思われない。

その機構、その内容、その適用のコントロールはどのようなものであるか？

### 1° その機構

憲章という名前を持っているのでいささか曖昧であるが、それにも拘らずそれは単なる原則の宣言ではなく、この憲章は国際条約の形を採っており、それ故それを批准した凡ての国に強制的である。言換えれば、単にプログラム規定ではなく全体として強制的規定である。詳説すれば、19の社会的法の第一部の後に第二部は条約に関連する国に如何なる義務がかかるかを指示している。

シュトラスブルグでの会議で直ちに問題となったのは、高い水準の基準を求めべきか、またはこれと反対にできるだけ多くの批准を得るために平均的な水準にすべきかということであった。我々は章節ごとに常に社会法制的国際的なテキストに投ぜられる問題にぶつかる。ヨーロッパ社会憲章においては、できるだけ多くの批准を得るために平均よりも以下の水準をとったといいうる。それ故憲章はその編さんに慎重であった。原則を規定した第一部を看過することはできる、それは社会的な一種の人権宣言であるからである、19条から成り、19の社会法制に適應している。肝要なのは第二部であって、その方法は少しく妙であり、19点を採り上げてそれを義務化しているのである。

### 1 1 5 19条の中10条を受諾する義務、その中の7中の5

この条約の特徴的なのは19条の中10条を受諾するに十分であるが、その10条の中に5から7カ条になる以下の最低の核となるものを含む必要がある。即ち1条、5条、6条、12条、13条、16条、19条

である。それ故この憲章を批准するのに2つの条件がある、即ち19条の中10条受諾しなければならない、かつその10条の中に少くとも5カ条から7カ条に及ぶ最も重要と思料される条項が含まれていなければならない。かかる技術は奇妙だが、国際社会法制の下においては慣習的である。現在に至るまで5カ国が10カ条を批准するのに同意している、それはスウェーデン、ノルウェー、英国、イタリア、ドイツである。これらの国は将来は10条以上批准するといっており、憲章の他のどの条項が彼らを招くか、次第次第に受諾して行くことと思われる。

## 2° その内容

今やその19条を見る段階に入った。もちろん規定の重要性には差があり、全部を詳説することはできない、それにも拘らず、憲章の意義を理解するために、その中の主要なものを分析する必要がある。

### 116 ユニオンショップの問題

第1条、労働法。この第1条で雇用政策の種々の面が取扱われる。

当事者はこれによって高水準で安定した原則を承認することができるからである。ただこの第1条がちょっとした困難性を提起する。ヨーロッパのある種の国、特に北方諸国と英国とでは、労働組合に雇入れに関し労働組合に優先権を与える条項を労働協約に含んでいる国がある。それが《ユニオンショップ》条項である。フランスとドイツとイタリアとでは、労働の自由を侵害するものとして禁止されている。我々はこの理論の相違に対して如何なる態度をとるべきか。憲章でもって、決まった労働組合のメンバーだけを労働者に留保する慣行を禁止することができるだろうか？

憲章の付則は、この第一条は労働組合の安全性を禁ずるものでもなく許可するものでもないことを知るであろう。換言すれば、この論議ある問題に態度をとることを拒否したのである。

### 117 労働の継続の制限の問題

第2条、均しい労働条件の権利

均等な労働の条件とは何であるか？ 日又は週の合理的な労働の継続を決めること、年に最小限2週間の有給休暇を与えること、危険な職業から守ること、一週間に休暇を与えること、等である。しかし憲章はここでは一般性に満足し、労働時間を均一の継続時間で共通な時間に決定すること（根本的な点）には問題はない。労働組合は40時間に制限することを提案した、然しそれは聞き入れられなく、日又は週について合理的な時間を語ることで満足した。

第3条 労働における安全と衛生の権利

第4条 公正な報酬の権利

三者構成の会議において労働組合側は国家が労働者とその家族に生活するにふさわしい水準の報酬を保証することを提案した。この提案は受け容れられたがそれはうやうやしい願望にしかすぎない。凡ての国に最低賃金制が存在しているわけではない。

### 118 婦人の賃金の問題

余分の時間の報酬は加算された率によることは明らかである。さて婦人労働の問題に関しては、問題となっている条項は男性並びに女性の労働者が等しい価値の労働に関して等しい報酬を得ることの権利を確認することで十分である。このことは今日共通の法律である。我々はこの形式を凡ゆる国際関係の文書において発見するが、実際においては原則は効果的に滲透していない。実際においてこのテキストはそれに相応するILOの条約の男女均等賃金と変らない(我々はこの問題をローマ条約119条に再び見出す)。

第4条はサラリーの控除をも等しく責めている。最後に公正な報酬の決定に達するために、国家は自由な団体交渉か法律的手段によるかの選択権を持つ。

### 1 1 9 労働組合の権利, 第5条, 労働組合の権利

第5条の条文はILO条約に比し進歩を示していない。事実、この条文は、「労働者と雇用者とがその経済的利益を守るために自由を擁護することにかんがみ、そしてこの組織を守ることにかんがみ契約当事者は国家立法が達していない点に互に契約関係し、その自由を侵害しないようにする」と規定しているだけである。これは労働組合の自由に挨拶するものであり、テキストは1948年の国際条約よりもより精確でない。

更に憲章は、労働組合の権利が労働者の凡ゆる範囲に属していない国の人々に多くの除外を認めざるを得なかった。かくして公務員は到るところで組合の自由を享受することはできなかった。フランスにおいては、公務員は組合の自由を持っているが、ドイツではそうではない。またある種の政府代表機関は労働組合の権利を有していない。テキストは警察と軍隊を除いている。

### 1 2 0 ストライキの権利: 第6条 団体交渉の権利

興味があるのは、団体交渉権が文明国の共通の権利の一部をなすから認められているのではなくて、ストライキの権利を包含するからである。最初の案は労働者と雇用者の権利が利害が衝突して「団体行動」をすることだけ認めていた。三者構成の中労働者側は上記の条文を労働者のストライキをする権利を認めることを提案した。この提案が数多くの反対に出会ったのは良く判ることである。何故ならば、ストライキの権利は多くの国では認められていなく、ストライキは一般に定期的に行われるからである。労働者側は団体交渉から生ずる義務に関してはこれを引受けざるを得ないと認めたが、ヨーロッパ協諸会は最後にはテキストに「<ストライキの権利を含む>」ということを挿入することを承認した。

このことは国際労働法制にあって革新であった、何故ならば、如何なるILOの条約も正式にストライキの権利を認めていなかったからである。そしてヨーロッパの協議会のメンバー諸国の中では、フランスとイタリーだけが言葉に表現してストライキの権利を認めた、またこれは、ヨーロッパ社会憲章に関して非常に輿論を刺激した点でもある。

### 1 2 1 第7条 子供と成人の特別保護を受ける権利

雇用に入る最低年齢は15歳と定められ、これはILOの規定と同じである。同様に、医学上の見地からも特別の保護が配慮されている。然し凡てが大きな革新であるわけではない、18歳に満たない子供に定期的な医学検査が予定されている。

### 1 2 2 母性の休暇のための報酬

これは専ら母性保護に関する。社会憲章はILOの規準と異っている。何となれば、これは、有給休暇か社会保障給付の形かあるいは公的基金からの天引の形をとるにせよ、母性の休息が予定されているからである。換言すれば、ILO第3号条約との違いは、選択の権利を与える。即ちこの母性休暇の保護は社会保障の面で行われるかまたは労働法の面で行われるかである。我々はフランスの法制が、ある種の協約のある場合を除いて、雇主の費用で母性の有給休暇を払っていないことを見逃すものではない。憲章によって、母性休暇中、婦人が賃金の全部を補償されねばならないことになる。憲章はこの点で僅かながら進歩をし、前進している。

### 1 2 3 次にやや具味の少い以下の条文がある。

9条 職業のオリエンテーションの権利

10条 職業教育の権利

11条 健康保護の権利

12条 社会保障の権利

この最後の点は、後程ヨーロッパ社会保障法典 (Code) で再び論ずるであろう。

第13条 医療扶助の権利

第14条 社会事業サービスを受ける権利

第15条 肉体的に損耗した人々を適応させる権利

第16条 家族を社会的経済的に守る権利

第17条 母と子を経済的社会的に保護する権利

#### 1 2 4 移住労働者：第18条 契約した以外の国の領域で報酬活動を行う権利

この第18条は註訳を必要とする。欧州共同市場以外で、外国人が他国で活動するのに反対する規則に対し自由な精神でこれに対処しようとするものである。署名国は他の契約国の国民に対し、その働く国の領土内で契約するのを許し、現行の厳格な様式に弾力性を持たせ、外国人労働者を妨げていた様式を簡単にする。

外国人労働者が一度他国で定着するのを許すと、同じ権利を与える所が大切な点である。然しこの19条によれば、労働者が家族と一緒にいるのを強制するところまではいかなく、もしも働いている国の法律に賃金の移動に障害がある場合、それを送ることはできない。

#### 適用のコントロール

#### 1 2 5 報告によるコントロール

ヨーロッパ憲章は、ILOの精神が滲透していて、国際条約の適用について監視される。ここで我々は労働の国際条約の適用を監視するのに二つの型の手段があるのを思い出す。第一の制度は、特殊な個人、またはグループ、協会などから出てくる苦情である。第二は、一般的な毎年の報告を定期的に検査することから成っている、即ち協約を批准した政府または何故それを批准しないかに関してである。これらの報告は条約に見られる種々の点にわたっている。

#### 1 2 6 報告の検査

先にできたヨーロッパ人権宣言条約は、苦情制度を持っている。これに対しヨーロッパ社会憲章は報告の方法をとっている。憲章は、政府から二種類の報告を送ることを予期している。一つは、適法性の問題、即ち約束されたことの執行に関してである、もう一つは、能率のコントロールの問題で主として過去において国家によって受諾された規定に関してである。これらの報告はILOのそれと類似しており、報告は重要な記録による材料で条約はそれがどのようにして検査されるかを規定している。

先づ第一にエキスパートによる独立委員会により検査され、次いでこの第一の炉過作用の後、政府の下部委員会によって成される。しかし特に雇用者と労働者の組織が諮問的な資格でこの報告の検査に参加する。最後にはヨーロッパ協議会の諮問的総会の意見が聞かれ、最後に憲章は、大臣より成る委員会の3/4が各国に対し勧告を行なうものとしている。

社会憲章は、条約の適用のコントロールに関しては、これ以上は行なっていない。これらの報告によるコントロールの手続が本当に効果があるかどうか問うべきであろう。

#### 4° 憲章の適用

社会憲章の判定をするに当って、いくらかのことを言及する必要があるだろう。

#### 1 2 7 交互規定

先づ第一に、憲章自身の規定からして、それはヨーロッパ協議会の加盟国で批准した国の国民にし適用されないことを述べる必要がある。相互交換の基礎の上に立ったこの概念は、条約に通有なものであるが、ILOのような国際労働条約とは異っている、後者は普通その国籍とは別に、その国の労働者全体に適用される保護の基準を樹立しているからである。それ故この点では、ヨーロッパ社会

憲章自身の概念の方が劣っている。

#### 1 2 8 31条の制限

第二に観察すべきことは、憲章それ自身に確定された権利に制限が可能なことである。その最も重要な制限は31条に見られる。そのテキストによれば、憲章に述べられた権利の発現は次のようなものにはその目的とならないのである、即ちそれは、民主社会において他人の権利と自由を尊重しまたは公共の安全、秩序や公衆衛生及び善良な風俗を保障するために必要な制限である。この最後の4つのものはその漠然たる性格からして、公共の安全秩序という観念を助長している。そして我々は種々の共同市場の文書の中に、公共の秩序安全のためにその権利が制限されているのを見るのである。

第三に注意すべきことは、社会立法を持っていない国に関する。それは英国の場合である。憲章は既にILOの枠内で認められた方法で団体交渉によってその原則を適用することを英国に許している(憲章3条)。

#### 1 2 9 憲章はILO条約に優先するか？

今やこのヨーロッパ社会憲章の正確な尺度を計ることが可能となった。最後において、この憲章に含まれている基準は国際労働条約法典に含まれているものと異なるか、即ちILOの下で作られた条約と劣っているのかその上にあるのか？

形式においては、我々は憲章はILOの国際労働法よりも進歩していると考え、何故なら憲章はILOの凡ゆる条約に散らばっている原則を集めているからである。この点で社会憲章はILOの精神に則ってそれを総合したものと叫ぶ。

#### 1 3 0 憲章の進歩している点、退歩している点

憲章は国際労働条約よりも既に我々が述べた点で先んじている。即ちストライキをする権利の確認これはいかなる国際条約にも未だに見られなかったものである、また憲章は移民とその家族の保護において遙かに進んだものを持っている。

逆にまた他の観点からすれば、ヨーロッパ社会憲章はILOの法律より退歩している点もある。例えば労働時間に関して憲章は何ら決めていないが、ILOの数多くの条約は、週における労働時間の限界を定めている。差別待遇をしないことは憲章では原則の宣言にすぎないが、これに相応するILOの条約はもっと遙かに精細である。労働組合の権利に関しては、ILOの権利が遙かに現代的で完全である。ヨーロッパ社会憲章は労働の検査や若い労働者の医学的検査に関してはより進んでいない。

### C ヨーロッパ社会保障法典

#### 1 その起源 1949年の社会保障条約とその臨時承認

我々はその起源に遡るのでなければ、このヨーロッパ社会保障法典(その名はいくらか勿体ぶっているが)を理解することはできない。

#### 1 3 1 L'UEOの社会保障条約

ヨーロッパ協議会はこの第2のドキュメントの起源ではあるが、最初のイニシアティブをとったのはこれではない。それは共同市場枠外の組織である U'nion de l' Europe Occidentale 西欧連合が研究の対象としたのである。

西欧連合は1949年11月7日の社会保障条約の第一の重要な起源である、この条約はメンバー諸国間の二国条約の調和を図りその一般化を目的としている。この1949年11月7日の条約のテクニクは以下の如くである。もしもフランス、ベルギー間の社会保障条約が有利な条項を持っているとすると、普通はフランス、ベルギー条約を採用することのできないオランダ人がこれを利用することができ



る。かくしてその最惠条項において、両国間で締結されたものが他の署名国の国民に適用される。この技術は独特なもので妙なもので余りに進化するのを許されないものであるが、それにも拘らずいくらかの進歩をなしている。

1949年11月7日の同じ日の条約は社会及び医療援助に関係している。

然しながら、この分野では最初のものであるが、ドイツもイタリアも加入していないことを強調する必要がある。

次の年からヨーロッパ協議会が交代の役をした。1950年に異った国家間の社会保障給付の調和と均等化を用る方法を研究した。この点に関して協議会はILOの協力を求めてこれを得た、何故ならば問題は高度に技術的なもので各国の事情に精通しているエキスパートの参加を必要としたからである。ところで、ILOはその時有名な102号条約、1952年に陽の目を見た社会保障の最低基準に関する条約を起草中であった。ヨーロッパ協議会は102号条約が採択されるまでヨーロッパ法典の作成を延期したのであった。

### 1 3 2 上の級の基準より見た仕事

1952年以後、仕事は再開した。102号条約は最低の基準であり余り進歩していない国を対象としている。かくしてヨーロッパ協議会の所在地であるストラスブルグでヨーロッパ諸国のために高い基準の条約を作ることを決めたのである。

### 1 3 3 臨時の協約(1953年)

この仕事が増える危険のあるのを待ちながら、——2番目の臨時の文書が——2つの社会保障の協約として現われた。それらは2つとも1953年12月11日でフランスによって1958年に批准された。この2つの臨時協約は今日では前にも立勝って、社会保障に関するメンバー諸国の国民間の差別をなくし二国間条約の内容の一般化に基礎を置いている。

フランスはこの臨時協約に3つの留保を付している。1つは<学生>の社会保障給付の便を与えない、また母性給付、これは1956年の連帯国家基金が出生を奨励するために設けたものであるが、——これも与えない。

次の年から我々はヨーロッパ法典が102号最低条約よりは遙かに高く位置しているのを見る。作業は1964年に終って条約は編集された。

## 2 法的機構

この文書を支配している思想は以下のとおりである。

### 1 3 4 法的統一の断念

我々は到達し難いものとして社会保障の法的統一を断念した。共同市場間においては法的基準の凡ゆる統一を断念しなければならないという思想が注目に値する。むしろ人は価値の統一、財政的負担における、を好む。各国は同じ費用を要する社会保護制度を持つことを望む、即ちそれは純粋に経済的な概念に基いた調和である。この意味で社会保障の各部門に影響し企業にかかる社会保障の重みは各国で殆んど同じであることを得ようとまさぐるのである。

### 1 3 5 102号の基準よりもいくらか高い水準

他の考えは、ヨーロッパ社会保障制度が、102号条約の基準よりは、いくらか高い点に達しようとして努力していることである。しかし、この水準の高揚は弱い。むしろ、ヨーロッパ諸国に遙かに到達し難い目標を課しながら、彼らを選択をし、次第に高い水準に到達して行くこと、社会保障の分野で自分らがより良く準備し、次第に新しいものを導入しようとしているのを望んでいる。

### 1 3 6 違った分野間の選択

この文書を支配する第三の考えはどこからくるか？ この考えは102号条約のように、選択の理念である。社会保障は102号条約と同じく9つの分野に分割される。各部門間に給付される額や保護される人々の重要性からみて、我々はこの各部門に指数あるいは係数を与えようと思う。そして国々が最低限どれだけとるかをたずねてみよう。この基準は102号条約では9の中3であり、今は9の中6になろうとしている。

### 137 部門間の均衡

もっと正確に言えば、社会保障には9つの部門がある。各国は9のうち6つを受諾し批准するかどうかが問われる。しかし更にある部門はその費用の故に2に数えられ（医療）また他は3に数えられる（老齢給付）、制度は少しく複雑化しており、各国に部分的に社会保障を強制しており、各国ごとに違うので全部を強制してはいない。

### 138 徐々に増加して行く可能性

この法典が各国が将来その約束を増加して行く可能性を持っていることは容易に理解される。保護される人間と給付額が増加して行くことは望ましい。

### 139 それは条約であって、法典ではない。

テキストは1964年4月16日にヨーロッパ協議会によって公布された。ヨーロッパ社会憲章に似た古典形式の国際条約であって、ヨーロッパ協議会の批准に従うのである。それ故社会保障法典という語は留保を持って迎えられねばならぬ。それは法典ではなく、国際労働条約と似た条約であって、ILO 102号条約にとっても近くその一種の複写である。その構造は102号条約に非常に近似しており、序文に始まり、102号条約よりも高い水準でヨーロッパ社会保障法典を樹立すべきことが強調されている。

### 140 国家の義務

第2条は署名国が従うべき義務を規定している。条約を構成する9部門の中、第2部が2つを批准する中に含まれ、第5部が3つを批准する中に含まれなければならない。その結果3つの部分しか批准しないことも可能である。但しその中に第2部と第5部が含まれていることを要する。また同じく第2の逃げ道がある。署名国が条約のうち3つの部門だけ批准することで、その中に少なくとも4, 5, 6, 9 または10（失業、老齢、労災、廃疾、遺族）が含まれねばならない。

## 3 ヨーロッパ社会保障条約の内容

### 141 社会保障の9つの部門

どんな部門が予見されているだろうか。我々は既にそれを知っているが各部門の内部を更に詳細にする必要がある。

1. 医療 事ある場合は凡ゆる病的状態 その原因の如何を問わずを含み、保護される人は賃金生活者の50%または全住民の20%を最小限含むことを要する。給付の水準も同じくある種の手当と給付とを含んでいる。

2. 医療費の償還（医療と相違して） 病的状態から働くことの不能な場合があり、収入が絶えることがある。その際賃金の50%と、住民の20%が守られる必要がある。給付は定期的になされることを要する。

3. 失業給付 ふさわしい職を得られず収入が中断される虞があることがある。保護されるべき人員が同じく示され、給付は定期的で、通常より低く期限の制限がある。

4. 老齢給付 65歳をすぎる人に給付をする必要がある。保護されるべき人員は少なくとも賃金生活者の50%を含むが全住民の20%以上を含まなければならない。給付に関しては定期的であって、一定期

間継続するものでなければならぬ。

5. 労働災害と職業病からする給付  
賃金生活者の50%を含む。

6. 家族手当 ここでは子供の負担が問題となる。保護さるべきは賃金生活者の50%か全住民の20%である。給付は定期的に物を給付することによる（現物給付）が、必ずしもそれはフランスの家族手当制度とは同じではない。

7. 母性給付 妊娠と出産が対象であって収入の得られぬ場合である。給付は面倒を見ることと定期的な給付とである。

8. 廃疾給付 等級に応じて職業活動をすることができないことである。この不適應性が永久であることを要する。保護さるべき人員となさるべき給付に規定がなされる。

9. 遺族給付 これはフランスには存在しない社会保障の分野である。実際のところフランスには<死亡保障>という保険制度があって、社会保険の被保険者の死亡の際に、権利者に少額900フランを償還する。しかしこれをもって遺族給付ということはできない。それは扶助でしかすぎない。ヨーロッパ社会法典の場合は、家族を扶養している者の死亡ごとに、寡婦や孤児がその必要の資を欠く場合に与えられるものである。給付は定期的で即ち遺族に対する年金である。

以上が法典の内容である。国家はこれを批准するのに9つの中6つをする選択権がある。4, 5, 6, 9, 10の中3つを批准するか、9つの中6つを批准するか、もし4, 5, 6, 9, 10の中ならば9つの中3つでも良い。

更にエキスパートより成る委員会は、費用の価値の法則に従って、かくかくの部門の社会保障が不十分であると宣言することができる。

142 最後に、法典は社会政策の連けいの点においてある種の指示をしている。管轄は利害関係人の指示するところによる。これは我々の国の場合そうである。運営機関は原則として被用者と賃金生活者によって選ばれるべきである。これは（理論的に）フランスの場合そうである。社会保障の財政は、賃金からの醸出か租税か、この両種の混合によるべきである。フランスは社会保障を全く、あるいは殆んど全く（農業の場合）醸出によっている。それは定期的に65, 66条の指示するところから従って計算される。

143 付属書 最後に付属しているものがある。この付属書は重要である。何故なら常により高い水準にもって行くのはこれによるからである。最大限の規準を含むのもこれである。それは9つの部門の繰返しではあるが、もっと完成した形で関係している。それ故これは法典自身よりもより優れた規準であり、これを欲しない国は最低限で批准する。

144 一般の評価 最後に法典と如何に評価すべきであるか？ それは進歩はしているが、102号条約との関係で非常に制限されている、ある点では進歩しているが、未だどの国からも批准されていないことは、困難な点があるのを示している。更に、制度は複雑で社会保障の調和には成すべきことが多く待伏せている。

#### D ある種の職業に限界された条約

我々はこの章を終えるに当って、共同市場以外のヨーロッパについて（その粗描は制限された範囲でなされたが）いくらかの社会保障の条約がより制限された形で、職業の範囲内で結ばれている二つの点を述べようと思う。

#### 145 ライン河水上運輸業者の社会保障条約と国際運輸社会保障条約

1950年7月27日のライン河水上運輸業者に関する条約は航海者の国籍如何を問わずユニークな社会

保障制度を確立したものである。フランス、独逸、オランダ、ベルギー、それは非常に完全なものであるが、職業が限られている。

また1956年7月9日の陸路による国際運輸旅行者に関する条約はその定義によって種々の国の領土をよぎり、従って社会保障を統一する必要があった。これを適用するに当っては、企業の所在地により、国籍の如何を問わず、給付が受けられる。フランスは、1959年1月3日の政令でこれを批准した。

## Two International Treaties in Europe :

### *Charte Sociale Européenne* and *Code Européen de Sécurité Sociale*

There are two important international treaties. One is *charte social européenne* (european social charter) another is *code européen de securite sociale* (european social security code).

*Charte* states and not programmtic declaration. It must accept 10 articles among 19 articles and it contains must important ones. Chiefly labor control but also social aide clause and it is unpuoved to the ILO treaties, because it synthese ILO treaties.

As for *code european security code*, it is higher standards then ILO 102 treaty. It contains branches social security. In order to ratify, it must contain employment old-age, labor-accident, invalid and the bereavcu families.

Both excerpts are the translative from "Dract social européen" (Dullez), Lyon-coen, Professor de e'Umvern'te de Paris.

(Saburo MURO)

## 書 評

### R. プレッサ著『人口』

Roland Pressat, *Population*, London, C.A. Watts  
& Co. Ltd., 1970, 152 pp+iii

1. 本書はフランス人口問題研究所人口推計部部長 Roland Pressat が仏文にてあらわしたものを、D. V. Glass 監修の下に Robert and Daniell Atkinson によって英訳されたものであり、The New Thinker's Library の一書として出版された新書版(152pp.)である。1年後の1971年には原文のフランス版が *Démographie Sociale* (168pp.)として P. U. F. から出版された。

2. 本書は人口学の手頃の入門書として、非常に手際よくまとめられている点に特徴がある。科学的分析や研究の対象としての人口を扱う人口学を、誰にでも納得いく形で、しかも読者の関心を引きつけるための苦心が払われている。人口学の二大源流としての Graunt と Malthus が第1章の課題となっていることは、このような著者の苦心の一端を示している。

3. 本書は9章から構成されており、人口研究の基本的な topic を魅力的な表現によってあらわしている。“世界人口はどのようにして増加してきたか”(第2章)、“人口構造と社会構造”(第3章)、“死亡の前の不平等”(第4章)、“産児調節”(第5章)、“差別出生力”(第6章)、“近代家族”(第7章)、“経済と人口”(第8章)、“人口政策”(第9章)となっており、出生、死亡の人口現象のみならず、家族、経済といった社会的、経済学的 topic を人口との関連で扱っている。本文はわずかに125頁であって、きわめて広汎な人口学の構成課題について歴史的発展をとりいれ、また基本的な統計や最新の事実にもとづいて展開されている叙述は誠に心にくいばかりである。専門家にとっても、人口教育上の有益な1つのモデルケースであるといえよう。

著者は、また問題の対象地域を主として経済的先進諸国に限定している。それは、“第三の世界”(The Third World, le Tiers Monde)とよばれる開発途上国の人口問題の重要性を認めなかったのではなく、著者の言葉によれば“先進社会を考察することによって、この分析に(第三世界の…筆者注)より一般的な次元を与えたい”と思ったからである。いずれにしても、歴史的に研究されるある種の過去の事情は、部分的には、今日の開発途上国の事情に関連しているためである。しかし、著者はそれぞれの topic において可能な限り開発途上国に言及しており、その努力は敬服に値する。

人口学の入門的著作として注目されるのは、今日の課題としての、“産児調節論”(V Birth Control)が独立の章として加えられているばかりでなく、これに関連して“人口政策”が終章としてとりあげられていることである。重商主義の人口増加論から始まって西欧社会における出生力抑制政策の経験に及び、さらに今日の開発途上国における家族計画を中心とする人口増加緩和の政策論に及んでいる。この章でわれわれ日本の研究者に関心のあるのは、2頁半に及ぶ日本についての叙述(pp. 119-121)と最近において顕著な出生力低下を示すに至った台湾、香港、シンガポールについての見解(p. 123)である。

特に、台湾ならびに香港、シンガポールをふくむ中国系文化圏地域における出生力低下についての著者の見解である。この点については国際的にも議論の多いところであるが、著者は、責任のある出生と生れた子供は十分に養育したいという“先見”(foresight)の態度の一般化の存在を指摘している。国民に広くこのような態度がみられることが出生力低下の基本的要因であるとの見解である。

本書の構成において残念に思われるのは、人口移動の章が欠如していることである、それはともかくとして、高度に洗練された人口学への総合的接近への試みとして注目に値する。(黒田 俊夫)

## 大橋隆憲編著『日本の階級構成』

岩波書店，1971年5月，210ページ

階級構造を明らかにすることは社会構造とその変動を歴史的・実態的に把握するためには基本的な重要性をもっている。人口がいかなる階級・階層に配分されているか、それらの諸階級・諸階層がいかなる関係にあるかを階級構成として統計的に分析する作業は階級構造を解明するための重要な一段階である。

「階級」の考え方については、個々人の社会的地位の測定・区分を中心とするアメリカ社会学流の成層理論と歴史的に規定された特殊な構造原理や構造連関に即して全機構的に把握しようとするマルクス主義階級論があるが、本書は、階級を「歴史的に規定された一定の社会的生産体制のなかで占める地位の差異または共通性（生産手段の所有・非所有、具体的な統計的指標としては従業上の地位）区分に基づく『搾取関係』によって区分される人間集団」と定義しているように、マルクス主義階級論にもとづいて、日本資本主義の成立期である明治維新以降から国家独占資本主義として「高度経済成長」を続けてきた現代までの階級構成の歴史的変化を明らかにしようとしたものである。

本書でとられた全体集団と部分集団の諸関係を明らかにするという分析視角は、全体としての諸階級の量的構成の変化だけではなく、階級内の諸階層の関係の分析を重視するという本書の特色の一つを導きだしていると同時に、必然的に日本社会の構造分析への手がかりをさしめしている。それがもっともよくあらわれている箇所は、第Ⅱ章「近代日本の階級構成」において、1935年以降、資本家階級とくに独占資本家層の量的質的發展と地主の衰退、労働階級の増大という統計的事実を通じて提出された主張、すなわち1945年敗戦までは「天皇制絶対主義」であるとする従来の考え方に対して、独占資本家が政府・官僚と密着し、旧来の絶対主義官僚と軍部が独占資本主義ブルジョアジーの代弁者となった「国家独占資本主義段階における天皇制フェシズム」であるという主張であろう。

もう一つの本書の特色は、第Ⅳ章「地域階級構成と選挙統計」にみられるように階級構成の分析が具体的な問題に対する分析の基本的指標となりうることを明らかにしようとしたことにある。この点については従来の階級構成の分析が諸階級の量的変化を示すだけにとどまり具体的な分析に利用されなかったことに対する批判でもあり、十分に成功しているとはいいがたいが意欲的な試みであるといえる。

このような注目すべき特色を第Ⅱ章、Ⅳ章に持っているわけであるが、本書の中心は昭和40年代における諸階級・階級内諸階層の関係とその変化を分析した第Ⅲ章にある。ここでは支配階級の分析をくわしくおこなっていることと、資本家階層のなかでの独占資本と中小資本の区分に従業員規模によってではなく、社会的遊休貨幣資本を自由に調達できるかどうか、すなわち証券取引所の上場資格の基準となる資本金の大きさを基本的な指標にしたところに従来の階級構成表と異った特色がみられる。これにくらべて労働者階級の分析はやや平板である。とくに、「技術革新」の進んだ40年代において、増大し質的にも重要性をもついわゆるテクノクラートと呼ばれる層の労働者——装置産業においては彼等一人のサボタージュが重大な意味を持つ——の分析と位置付けについては若干の疑問を感じる。

以上が本書の特色の一端であるが、さらに付け加えれば、国調、就調、事業所統計等の全国調査の単なる組み替えだけではなく、種々の個別資料を加えることによって、従来のいくつかある階級構成表よりも進んだ分析がなされていることが本書の長所であり、それが本書をよりダイナミックなものとしている。

注) 階級構成表はいままで種々発表されているが、それらは『現代日本の階級階層構成表集』No. 1, 2, S, 43, 44年, 北海道大学経済学部統計室, にまとめられている。

(柴田 弘捷)

用 務：家族計画問題について調査

連絡機関：厚生省児童家庭局母子衛生課

○Miss H. Damas: Centre d'Etude de la Population et de la Famille, Belgium

Prof. José A. Sporck: Prof. à L'Université de Liège Chaire de Géographie Economique

他 2 名

年 月 日：1971年 9 月 6 日

用 務：日本の人口および労働力の現状と将来に関する意見の交換

連絡機関：東京都立大学理学部地理学教室

○Mr. James W. White: Associate Professor, Political Science Department, University of North Carolina

年 月 日：1971年 9 月 22 日

用 務：人口移動の研究状況聴取

○Mr. Alfred D. Sollins: Consultant, The Population Council, Mexico

Mr. Henry Birnbaum: National Science Foundation

年 月 日：1971年 9 月 30 日

用 務：日本における人口問題調査研究状況視察

連絡機関：アメリカ大使館, NIH太平洋事務局

## 日 本 統 計 学 会 第 39 回 総 会

昭和46年度の日本統計学会（会長・伊大知良太郎）総会ならびに研究報告会は、7月9日（金）、10日（土）の両日にわたり、関西大学経済学部（大阪・吹田市）において開催された。本研究所からは上田正夫（人口政策部長）、山口喜一（主任研究官）の両技官が出席した。

研究報告会は第2学舎3号館内の二つの会場で行なわれたが、予定されたプログラムにおける一般講演は43題であった。そのうち、人口に関連のある報告としては次のものがあつた。

死因分類（疾病分類）の比較的研究……………飯 淵 康 雄（関西医大）

都市化現象にみる統計法則……………小 出 保 治（岐阜歯大）

都市人口の度数分布に及ぼす都市面積の効果……………鈴木 啓 祐（流通経大）

明治・大正年間の人口推計と人口動態……………安川 正 彬・広岡桂二郎（慶 応 大）

年齢別有配偶率と婚姻との関係の地域的分析……………上 田 正 夫（人口問研）

本年度は共通テーマ報告は行なわれなかったが、特別講演としては、江見康一氏（一橋大）の「日本の経済成長の長期統計観察」があつた。（山口喜一記）

## 第 2 回 ア ジ ア 人 口 会 議 第 2 回 準 備 委 員 会

1971年5月18日から同20日まで、バンコクにおいて、エカフェ主催の標記の委員会（The Second Meeting of the Preparatory Committee for the Second Asian Population Conference）が開催された。

第1回準備委員会は、1970年6月10日～13日、同じくバンコクにおいて開催されたが（それについては、本誌第115号の雑報欄参照）、今回はそれに続く第2回目の準備委員会である。

今回の準備委員会には、韓国、マレーシア、およびアメリカ合衆国からの委員が欠席し、他の国からの6名が出席して行なわれた。日本からは人口問題研究所の館 総所長が委員として出席、他にオブザーバーと

して外務省の係官ならびに、I P P F、西太平洋地域事務局の片桐為精事務局長が参加した。

アジア人口会議は、その第1回がエカフェ主催の下に1963年12月10日より同20日まで、インド政府の招請によってニューデリーにおいて開催されたが、1967年4月の第23回エカフェ総会において、この会議を10年ごとに開くことが決定された。1970年6月の第1回準備委員会においては、第2回会議は1972年秋に日本において開催し、「第2次開発10年」の目標達成のための有効な人口政策の採用、開発計画の人口分野における地域協力などの課題につき検討すべきことが議決されていた。

今回の第2回準備委員会では、会期は1972年11月1日～13日の10日間、場所は東京（または京都）ということが、エカフェならびに日本政府の都合で内定した。

アジアの人口問題は、世界の人口問題のうちでも最も重要な課題であり、また日本の人口問題、ひいては将来の経済的、社会的発展にとっても密接かつ重大な関連をもち、上記の目的をもってアジア人口会議が日本において開催されることはきわめて重要な意義を持つものといえよう。（山口喜一記）

### 各国国立研究機関の人口研究に関する専門家会議

標記の会議 (Meeting of the Expert Working Group on Population Research in National Institutions) が、1971年6月3日から同11日まで、国際連合人口部主催の下に、フランスのリオンにおいて開催され、本研究所の館 稔所長が人口の専門家としてこれに出席した。参加者は34か国からの58名であった。

討議された議題を示すと次のとおりである。

1. Population research programmes in specialized national institutions—objectives, scope and implementation
2. Experience of national institutions in population research with regard to:
  - (1) Organizational and financial aspects
  - (2) Supply and demand for staff
  - (3) Services to Governments
  - (4) Publication and dissemination of findings
3. Major gaps in existing demographic and related knowledge
4. Priority areas for future research
5. National population research facilities needed, with particular reference to the developing countries
6. International co-operation among national population research institutions
7. Participation in and contribution to the World Population Year programme

以上のように、議題は盛り沢山であって、これを大きく次の三つのグループに分けて討議が行なわれた。なお、組織に関する committee において日本の人口問題研究所がモデルケースとして取り上げられ、討議材料とされた。

Committee 1. *National Research Institutions* (to deal with item 2, 5 and 6 of the agenda)

Chairman: Mr. Wilfred D. Borrie (Director, Research School of Social Sciences, Australian National University)

Vice-Chairman: Miss Nora Federici (Directeur, Institut de démographie, Université de Rome)

Rapporteur: Mr. Jack Harewood (Head, Institute of Social and Economic Research, University of the West Indies)

Committee 2. *National Research Needs and Priorities* (to deal with items 3 and 4 of the



agenda)

Chairman: Mr. Paul Demeny (Director, East-West Population Institute, Hawaii)

Vice-Chairman: Mr. A. Chandra Sekhar (Registrar-General of India, Ministry of Home Affairs)

Rapporteur: Mr. William Brass (Reader, Medical Demography Unit, London School of Hygiene and Tropical Medicine, University of London)

Committee 3. *Proposals for the World Population Year Programme* (to deal with item 7 of the agenda and related matters)

Chairman: Mr. Philip M. Hauser (Director and Professor of Sociology, Population Research Center, The University of Chicago)

Vice-chairman: Mr. Gustavo Cabrera (Centro de Estudios Económicos y Demográficos, Colegio de México)

Rapporteur: Mr. K. T. de Graft-Johnson (Census Co-ordinator, Census Office, Ghana)

この会議は、国連経済社会理事会の決議によって開催されたもので、討議の結果は、次回の人口委員会に報告書として提出されることになっている。(山口喜一記)

### 国際家族計画連盟西太平洋地域セミナー

標記のセミナー(International Planned Parenthood Federation Western Pacific Regional Seminar, Responsible Parenthood and Family Life Education)が、1971年9月28日から10月1日までの4日間にわたり、ホンコンにおいて開催された。

このセミナーの目的は、家庭生活教育における両親の責任、また家族計画との関連などの点から性教育について検討することであった。セミナーの日程は下に示してあるが、日本からの参加者は、加藤ンヅエ(参議院議員)、寺尾琢磨(慶応義塾大学名誉教授)、篠崎信男(人口問題研究所人口資質部長)、石川弘義(成城大学助教授)、詫間晋平(大阪教育大学助教授)、国井長次郎(日本家族計画連盟常任理事)および山口真(文部省社会教育局青少年教育課係長)の7名であった。

#### 28th Tuesday September

09:00	Registration	
09:30	Opening Ceremony	Chairman: Prof. Jae Mo Yang
	Opening Address —	Senator Shidzue Kato
	Welcome Address —	Mrs. Stephanie Robinson
	IPPF Briefing —	Mr. Tameyoshi Katagiri
11:00	Presentation	Chairman: Mrs. Veronica Browne
		Rapporteur: Mrs. Megan Llewellyn
	Paper 1 — Social Changes in Hong Kong	Dr. Marjorie Topley
	Paper 2 — Sex Knowledge of 15-24 year olds in Japan	Dr. Hiroyoshi Ishikawa
12:00	Open forum on presentation	
14:00	Review of Audio Visual Materials and Discussion	Chairman: Mrs. Peggy Lam
		Rapporteur: Mrs. Rita Wang

**29th Wednesday September**

- 09:00 Presentation Chairman: Dr. Nobuo Shinozaki  
Rapporteur: Miss Meriel Spooner
- Paper 3 — The Sex Problems and Sex Education in Japan  
Mrs. Makoto Yamaguchi
- Paper 4 — History and Present Situation of Sex Education in Korea  
Dr. Joon Sang Kang
- Paper 5 — Teaching Family Life Education in Secondary School  
Mrs. Alice Lam
- 10:20 Open forum on presentation Chairman: Miss Katherine Ho  
Rapporteur: Miss Meriel Spooner
- 11:00 Discussion Session Chairman: Mr. Arthur Hinton  
Discussants: Mrs. Eileen Chan  
Dr. Shinpei Takuma  
Prof. Youn Choul Koo  
Rapporteur: Mrs. Rita Wang
- Aim: to identify local and regional needs, and to set short and long term objectives

14:00 Working Group Discussion Session

Subject:

1. Family Life Education for Infant and Child

Chairman : Dr. Hyun Ki Paik

Discussants: Mr. K. F. Chan

Mrs. Makoto Yamaguchi

Rapporteur : Mrs. Rita Wang

2. Family Life Education for Teenager

Chairman : Mr. Arthur Hinton

Discussants: Dr. Hiroyoshi Ishikawa

Dr. Tae Ryong Kim

Rapporteur : Mrs. Megan Llewellyn

3. Family Life Education for Adults

Chairman : Dr. Shinpei Takuma

Discussants: Mrs. Patricia Nicholl

Prof. Hyo Chai Lee

Rapporteur : Mrs. Meriel Spooner

**30th Thursday September**

- 09:00 Presentation Chairman : Mrs. Yun Sook Lee  
Rapporteur: Mrs. Megan Llewellyn
- Paper 6 — Sexual Crime from the Viewpoint of Judicial Precedents  
Mr. Soon Yong Kwon
- Paper 7 — Project in Curriculum Improvements for Population Education  
in the Elementary and Secondary Schools of Korea  
Mr. Yong Yun Choi

10:00	Open forum on presentation	
11:00	Open forum: A set of criteria defining the activities of family planning association's in this field	
		Chairman : Dr. Chong Chin Lee
		Discussants: Mrs. Stephanie Robinson
		Dr. Hiroyoshi Ishikawa
		Dr. Han Chul Ryu
		Rapporteur: Mrs. Megan Llewellyn
13:30	Field Visits	
1st Friday October		Chairman : Prof. E Hyock Kwon
09:30	Concluding Remarks —	Mr. Arthur Hinton
		Rapporteur: Mrs. Rita Wang
11:00	Closing Ceremony —	Mrs. Laura Li

(篠崎信男記)

## 国際家族計画広報活動セミナー

家族計画広報活動セミナー (Seminar in Use of Mass Media for Family Planning, 1971) は、1971年8月2日から21日までの3週間にわたり、日本政府 (海外技術協力事業団) 主催、財団法人家族計画国際協力財団委託のもとに、OTCA (海外技術協力事業団) 東京中央研修センターにおいて開催された。

コロンボ・プラン地域諸国の家族計画関係者を日本に招いて行なう国際家族計画セミナーは、すでに数年まえから毎年実施されているが、今年からその講座数が4回にふえ、広報活動担当官を対象とする標記セミナーは、1971年度における最初のものである。

参加者は台湾、アラブ連合、韓国、インドネシア、イラン、ベトナム、タイ、フィリピン、シンガポール、アフガニスタン、マレーシアの11か国の代表15名で、本研究所の所長館 稔、人口移動部長黒田俊夫および人口資質部能力科長青木尚雄の3技官が、講師として参加した。

このセミナーでは、視聴覚教育に関する講義・討論・報告が中心となっているが、広報機関 (NHKその他) および地域 (長野県下) における家族計画運動推進状況の見学もあわせ行なわれた。

(青木尚雄記)

## 第2回ヨーロッパ人口会議

1971年8月31日～9月7日に、フランスのストラスブルクで開催された、Europe Council 主催の第2回ヨーロッパ人口会議 (The Second European Population Conference) のプログラムが、このたび本研究所に届いたので、同会議の概要を紹介する。

この会議には、人口問題の専門家が、約30か国から約300名出席した模様で、会議は人口問題の科学的説明が中心となるが、同時に、提出された資料や到達した結論は、ヨーロッパ全体の広範囲にわたる政策決定の指針となるという性格ももっている。

このような目的をもつ会議で討論された課題は6題あった。以下、その課題名を列記するとつぎのようである。

10:00	Open forum on presentation	
11:00	Open forum: A set of criteria defining the activities of family planning association's in this field	
		Chairman : Dr. Chong Chin Lee
		Discussants: Mrs. Stephanie Robinson
		Dr. Hiroyoshi Ishikawa
		Dr. Han Chul Ryu
		Rapporteur : Mrs. Megan Llewellyn
13:30	Field Visits	
1st Friday October		Chairman : Prof. E Hyock Kwon
09:30	Concluding Remarks —	Mr. Arthur Hinton
		Rapporteur: Mrs. Rita Wang
11:00	Closing Ceremony —	Mrs. Laura Li

(篠崎信男記)

## 国際家族計画広報活動セミナー

家族計画広報活動セミナー (Seminar in Use of Mass Media for Family Planning, 1971) は、1971年8月2日から21日までの3週間にわたり、日本政府 (海外技術協力事業団) 主催、財団法人家族計画国際協力財団委託のもとに、OTCA (海外技術協力事業団) 東京中央研修センターにおいて開催された。

コロンボ・プラン地域諸国の家族計画関係者を日本に招いて行なう国際家族計画セミナーは、すでに数年まえから毎年実施されているが、今年からその講座数が4回にふえ、広報活動担当官を対象とする標記セミナーは、1971年度における最初のものである。

参加者は台湾、アラブ連合、韓国、インドネシア、イラン、ベトナム、タイ、フィリピン、シンガポール、アフガニスタン、マレーシアの11か国の代表15名で、本研究所の所長館 稔、人口移動部長黒田俊夫および人口資質部能力科長青木尚雄の3技官が、講師として参加した。

このセミナーでは、視聴覚教育に関する講義・討論・報告が中心となっているが、広報機関 (NHKその他) および地域 (長野県下) における家族計画運動推進状況の見学もあわせ行なわれた。

(青木尚雄記)

## 第2回ヨーロッパ人口会議

1971年8月31日～9月7日に、フランスのストラスブルクで開催された、Europe Council 主催の第2回ヨーロッパ人口会議 (The Second European Population Conference) のプログラムが、このたび本研究所に届いたので、同会議の概要を紹介する。

この会議には、人口問題の専門家が、約30か国から約300名出席した模様で、会議は人口問題の科学的説明が中心となるが、同時に、提出された資料や到達した結論は、ヨーロッパ全体の広範囲にわたる政策決定の指針となるという性格ももっている。

このような目的をもつ会議で討論された課題は6題あった。以下、その課題名を列記するとつぎのようである。

1. The demographic aspects of ageing of the population in Europe; its social and economic implications
2. The demographic aspects of differential mortality and morbidity according to age and sex in Europe; their social and economic consequences especially in the field of excess male mortality
3. Inter-relationship between fertility and the social and economic status of families in Europe; its effects on social policies
4. The demographic and social pattern of migrants in Europe, especially with regard to international migrants
5. Population data needs and the use of such data in demographic and social analysis
6. Developments in demographic teaching and research in Europe

(高橋真一記)

---

 THE JOURNAL OF POPULATION PROBLEMS

(JINKO MONDAI KENKYU)

*Organ of the Institute of Population Problems of Japan*

---

*Editor:* Minoru TACHI*Managing Editor:* Toshio KURODA*Associate Editors:* Kazumasa KOBAYASHI Hisao AOKI Hidehiko HAMATomiji KAMINISHI Kiichi YAMAGUCHI

---

## CONTENTS

## Articles

Change of the Age Structure and the Supporting Problem in

Farming Households.....Sigeru HAYASHI and Michiko YAMAMOTO... 1~22

Report of the Fifth Fertility Survey in 1967 (6) .....Kazumasa KOBAYASHI...23~44

## Materials

Translation of *Europe is Getting Old*...*In need of a new population policy* (S. TAKAHASHI) .....45~49Two International Treaties in Europe: *Charte Sociale Européenne*and *Code Européen de Securite Sociale* (S. MURO).....50~59

## Book Reviews

Roland Pressat, *Population* (T. KURODA) .....60Takanori Ohashi(ed.), *Nihon no Kaikyū Kosei* (*Class Structure**in Japan*) (H. SHIBATA).....61

## Miscellaneous News

Personal Changes in the Institute—Regular Research Staff Meeting of

the Institute—Publications by the Institute—Visitors from Foreign

Organizations to the Institute—The 39th Annual Meeting of Japan

Statistical Society—The Second Meeting of the Preparatory Committee

for the Second Asian Population Conference—Meeting of the Expert

Working Group on Population Research in National Institutions—Inter-

national Planned Parenthood Federation Western Pacific Regional Seminar

—Seminar in Use of Mass Media for Family Planning, 1971—The

Second European Population Conference.....62~70

Published by the

Institute of Population Problems, Ministry of Health and Welfare, Tokyo, Japan